

平成 26 年

奈良市議会 3 月定例会
提出議案

奈良市

目 次

奈良市報告第 8 号	株式会社奈良市清美公社の事業計画の報告について……………	1
〳 第 9 号	奈良市市街地開発株式会社の事業計画の報告について……………	11
〳 第 10 号	公益財団法人奈良市生涯学習財団の事業計画の報告につ いて……………	16
〳 第 11 号	一般財団法人奈良市総合財団の事業計画の報告について……………	25
奈良市議案第 28 号	平成 26 年度奈良市一般会計予算……………	40
〳 第 29 号	平成 26 年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計予算……………	49
〳 第 30 号	平成 26 年度奈良市国民健康保険特別会計予算……………	51
〳 第 31 号	平成 26 年度奈良市土地区画整理事業特別会計予算……………	55
〳 第 32 号	平成 26 年度奈良市市街地再開発事業特別会計予算……………	58
〳 第 33 号	平成 26 年度奈良市公共用地取得事業特別会計予算……………	60
〳 第 34 号	平成 26 年度奈良市駐車場事業特別会計予算……………	62
〳 第 35 号	平成 26 年度奈良市介護保険特別会計予算……………	64
〳 第 36 号	平成 26 年度奈良市母子寡婦福祉資金貸付金特別会計予 算……………	67
〳 第 37 号	平成 26 年度奈良市針テラス事業特別会計予算……………	69
〳 第 38 号	平成 26 年度奈良市後期高齢者医療特別会計予算……………	71
〳 第 39 号	平成 26 年度奈良市病院事業会計予算……………	(別冊)
〳 第 40 号	平成 26 年度奈良市水道事業会計予算……………	(別冊)
〳 第 41 号	平成 26 年度奈良市都祁水道事業会計予算……………	(別冊)
〳 第 42 号	平成 26 年度奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計予算……………	(別冊)
〳 第 43 号	平成 26 年度奈良市下水道事業会計予算……………	(別冊)
〳 第 44 号	奈良市青少年問題協議会条例の一部改正について……………	73
〳 第 45 号	奈良市社会教育委員に関する条例の一部改正について……………	74
〳 第 46 号	奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正に ついて……………	(別冊)

奈良市議案第 4 7 号	奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について…………… (別冊)	
ク 第 4 8 号	奈良市職員の退職手当に関する条例の一部改正について……………	76
ク 第 4 9 号	奈良市手数料条例の一部改正について……………	86
ク 第 5 0 号	奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部改正について……………	92
ク 第 5 1 号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について……………	94
ク 第 5 2 号	奈良市立診療所設置条例の一部改正について……………	128
ク 第 5 3 号	奈良市立診療所諸料金条例の一部改正について……………	130
ク 第 5 4 号	奈良市国民健康保険条例の一部改正について……………	132
ク 第 5 5 号	奈良市体育施設条例の一部改正について……………	134
ク 第 5 6 号	奈良町にぎわいの家条例の制定について……………	137
ク 第 5 7 号	奈良市道路占用料に関する条例等の一部改正について……………	140
ク 第 5 8 号	奈良市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について……………	156
ク 第 5 9 号	奈良市火災予防条例の一部改正について……………	158
ク 第 6 0 号	奈良市立高等学校及び幼稚園における授業料等に関する条例の一部を改正する等の条例の制定について…………… (別冊)	
ク 第 6 1 号	奈良市公民館条例の一部改正について……………	160
ク 第 6 2 号	包括外部監査契約の締結について……………	163
ク 第 6 3 号	市道路線の認定について……………	164
ク 第 6 4 号	教育委員会の委員の任命について……………	191
ク 第 6 5 号	固定資産評価審査委員会の委員の選任について……………	193
奈良市諮問第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	195
ク 第 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	197
ク 第 3 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	199

株式会社奈良市清美公社の事業計画の報告について

地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、株式会社奈良市清美公社の事業計画を次のとおり報告する。

平成 2 6 年 2 月 2 8 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 平成 2 6 年度事業計画書

平成 2 6 年度株式会社奈良市清美公社事業計画書

自 平成 2 6 年 4 月 1 日

至 平成 2 7 年 3 月 3 1 日

株式会社奈良市清美公社は、次の各受託業務及び受託外許認可業務等を実施する。

(受託業務)

- し尿収集運搬及び手数料の徴収に関する業務
- 公園・広場等の清掃、公衆便所の清掃、地下道等の清掃に関する業務
- 環境清美センター事務厚生棟・駐車場棟、環境清美工場の清掃に関する業務
- 東部地域、月ヶ瀬地域、都祁地域、精華地域、高円山離宮・鉢伏地域、中高層住宅、平城第 1・第 2 団地及び奈良市市街地地域（一部）の一般家庭ごみ収集運搬、東部地域、中高層住宅及び環境清美センター内再生資源回収コーナーの再生資源（空き缶・空きびん・ペットボトル・飲料用紙パック）収集運搬、発泡スチロール製食品トレイ収集運搬、環境清美工場の焼却灰及び非鉄の運搬に関する業務
- 犬・猫等の動物捕獲・運搬・飼育に関する業務

(受託外許認可業務等)

- 浄化槽の清掃・保守点検及び雑排水管洗浄に関する業務
- 建物清掃に関する業務

これらの業務の遂行にあたっては、誠実に遂行するとともに、公共下水道の普及に伴うし尿収集運搬及び浄化槽清掃業務の減少する社会情勢下にあつて、一層これに代わる業務の拡大と開発に努め、事業の効率化を図り、公益事業所として公共への奉仕をモットーに生活環境の保全と美化の推進に寄与せんとするものである。

1. 業務の方針

(受託業務)

- (1) 業務の運営については、常に適正な処理を行い、市民の生活環境をより清潔に保ち、公衆衛生の向上を目標に、その効率的運用を図る。

(受託外許認可業務等)

- (1) 浄化槽の清掃については、浄化槽法施行規則第3条の規定に基づいて行い、実施にあたっては計画的かつ円滑な運用を図る。また、高圧洗浄機による雑排水管洗浄業務の拡大にも積極的に市場の開拓に努める。
- (2) 建物清掃については、環境美化に努める。

2. 作業計画

(受託業務)

- (1) し尿収集運搬については、対象家庭の状況及び交通事情等を勘案し、早朝からの作業を行い、受託外許認可業務等との連携を図り、全車両の効率的な運用を図る。
また、汲取手数料の徴収事務については、口座振替制度への移行を促進し、収納率の向上を図る。

○汲取作業件数

- | | |
|------------|--------------------|
| ・定額制汲取 | 約 1, 6 9 2 件 (月平均) |
| ・一般従量制汲取 | 約 1 0 4 件 (月平均) |
| ・事業所等従量制汲取 | 約 1 8 7 件 (月平均) |

- (2) 公園・広場等の清掃業務については、当社現有諸機（器）材と人員の効率的な運用により作業を実施する。

○都市公園、ちびっ子広場、広場緑地、近隣公園

計 5 7 2 か所

○街路樹等のかん水

- ・西部第 4 7 5 号線
- ・西部第 2 4 号線

- 西部第38号線他1路線
- 西大寺一条線
- 奈良北2号線、北部第595・604・611号線
- 中部第1124号線

計 6 路線

(3) 公衆便所の清掃業務については、利用者の状況を考慮し、早朝作業による効率的な運用により業務を実施する。

- 近鉄高の原駅前
- JR平城山駅前

計 2 か所

(4) 地下道等清掃業務については、利用状況等を考慮し、計画的に実施する。

- 近鉄新大宮駅前地下道
- 近鉄新大宮駅西側地下道
- JR平城山駅旅客通路
- JR平城山駅西側歩道橋
- 近鉄高の原駅歩道橋及び広場
- 近鉄学園前駅前歩道橋

計（6 か所） 13,792 m²

(5) 建物清掃業務については、作業実施基準仕様書により日常及び特別清掃を年間計画に基づき実施する。

○環境清美センター事務厚生棟清掃業務

床面積 8,001.54 m²

○環境清美センター駐車場棟清掃業務

床面積 8,249.32 m²

○環境清美工場清掃業務

床面積 1,924.71 m²

(6) 東部地域、月ヶ瀬地域、都祁地域、精華地域、高円山離宮・鉢伏地域、中高層住宅、平城第1・第2団地、奈良市市街地地域（一部）の一般家庭ごみの収集運搬、東部地域、中高層住宅及び環境清美センター内再生資源回収コーナーの再生資源収集運搬、発泡スチロール製食品トレイ収集運搬の各業務については、収集計画に基づき実施する。

また、環境清美工場より発生する焼却灰及び非鉄の大阪湾広域臨海環境整備センター堺基地への運搬業務については、受託条件による年間計画に基づき実施する。

○家庭ごみ及び再生資源（※印は家庭ごみのみ）

・東部地域（田原・柳生・大柳生・東里・狭川）	2, 1 5 4 世帯
・月ヶ瀬地域 ※ （月ヶ瀬）	5 0 0 世帯
・都祁地域 ※ （並松・吐山・都祁・六郷）	2, 1 0 1 世帯
・精華地域 ※	3 0 2 世帯
・高円山離宮・鉢伏地域 ※	3 2 世帯
・中高層住宅（独立行政法人都市再生機構）	8, 8 4 7 世帯
・平城第1・第2団地 ※（独立行政法人都市再生機構）	2, 0 3 3 世帯
・奈良市市街地地域（一部）※	3 6, 8 1 4 世帯
・環境清美センター内再生資源回収コーナー	1 か所

○発泡スチロール製食品トレイ

・市役所・出張所・公民館・人権文化センター等	3 0 か所
------------------------	--------

○焼却灰運搬

・年間運搬量	2, 5 5 0 t
--------	------------

○非鉄運搬

・年間運搬量	3, 0 0 0 t
--------	------------

(7) 犬・猫等の動物捕獲・運搬・飼育に関する業務については、保健所の指導・指示のもと、迅速かつ効率的に実施する。

(受託外許認可業務等)

- (1) 浄化槽の清掃・保守点検業務、雑排水管洗浄業務、建物清掃業務については、受託業務との連携を図り、効率的な運用により作業を実施する。

○浄化槽清掃業務	5 8 4 件 (月平均)
○浄化槽保守点検業務	3 4 1 件 (月平均)
○雑排水管洗浄業務	7 件 (月平均)
○建物清掃業務	1 か所

(作業体制)

- (1) 従業員数

事 務 職	1 0 名 (内臨時 2 名)
現 業 職	8 9 名 (内臨時 4 8 名)
計	9 9 名

- (2) 車両台数

バキューム車	1 3 台
パッカー車	2 4 台
貨物車他	2 3 台
営業車	4 台
計	6 4 台

3. 事業予算の概要

(収入の部)

受託事業収入	<u>6 3 4, 7 3 9 千円</u>
--------	------------------------

(内 訳)

し尿収集運搬及び手数料徴収事務受託収入	1 7 1, 6 0 6
公園・広場等清掃業務受託収入	6 1, 8 8 4
公衆便所清掃業務受託収入	1, 4 7 9
地下道等清掃業務受託収入	3, 4 6 5
環境清美センター事務厚生棟及び駐車場棟清掃業務	9, 1 7 9

環境清美工場清掃業務受託収入	5, 1 8 5	
東部地域・精華地域等一般家庭ごみ収集運搬業務受託収入	2 5, 6 8 1	
月ヶ瀬・都祁地域ごみ収集運搬業務受託収入	3 5, 7 2 9	
中高層住宅一般家庭ごみ収集運搬業務受託収入	8 8, 4 5 8	
市街地家庭系ごみ収集運搬業務受託収入	1 5 6, 0 0 0	
一般家庭ごみ収集地域の大型ごみ収集運搬業務受託収入	1 4, 9 7 7	
東部地域再生資源収集運搬業務受託収入	4, 1 9 6	
中高層住宅再生資源収集運搬業務受託収入	7, 3 0 6	
環境清美センター内再生資源分別及び運搬業務受託収入	2, 3 4 9	
発泡スチロール製食品トレイ収集運搬及び選別業務	3, 4 9 3	
焼却灰運搬業務受託収入	1 2, 7 9 2	
非鉄運搬業務受託収入	1 1, 9 6 0	
犬・猫等の捕獲・運搬・飼育業務受託収入	1 9, 0 0 0	
受託外許認可事業等収入	<u>1 3 1, 4 0 2 千円</u>	
(内 訳)		
浄化槽清掃・保守点検業務収入	1 2 7, 6 5 8	
雑排水管洗浄業務収入	1, 6 3 0	
建物清掃業務収入	2, 1 1 4	
事業外収入	<u>1 7 8 千円</u>	
(内 訳)		
受取利息	1 7 8	
収 益 合 計	<u>7 6 6, 3 1 9 千円</u>	
(支出の部)		
事業直接費	5 9 8, 8 2 0 千円	
(内 訳)		
人 件 費	3 9 7, 3 2 8	法定福利費
		6 2, 5 6 9

福利厚生費	1 3, 7 8 9	被 服 費	3, 8 3 6
燃 料 費	3 4, 3 5 5	修 繕 費	2 4, 0 2 7
事故整理費	7 0 0	公 租 公 課	6, 7 2 6
保 險 料	7, 7 2 0	消 耗 品 費	9, 8 6 9
旅費交通費	2, 3 8 6	雑 費	8, 5 3 4
減価償却費	2 6, 9 8 1		

一般管理費 1 1 0, 4 7 4 千円

(内 訳)

人 件 費	7 3, 1 1 2	法定福利費	1 1, 4 8 8
福利厚生費	2, 1 6 4	公 租 公 課	2, 2 3 2
水道光熱費	2, 2 8 8	修 繕 費	7 4 7
保 險 料	2 7 0	消 耗 品 費	1, 7 8 5
旅費交通費	7 1	燃 料 費	3 2 2
通 信 費	2, 4 1 0	交 際 費	1 4 5
図 書 費	2 4 6	広 告 費	9 5
会 議 費	2 7 2	調査研究費	2 5
支払手数料	4, 1 1 4	賃 借 料	5, 8 8 4
減価償却費	2, 7 4 0	雑 費	6 4

事業外費用 5 7, 0 2 5 千円

(内 訳)

支 払 利 息	2 5	雑 損 失	2 4 8
固定資産売却損	0	貸 倒 損 失	0
固定資産購入費	0	消 費 税	5 6, 7 5 2

予 備 費 0 千円

費用合計 7 6 6, 3 1 9 千円

当期利益金 0 千円

予 定 貸 借 対 照 表

平成 2 7 年 3 月 3 1 日

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流 動 資 産】	【400,885】	【流 動 負 債】	【40,678】
現 金 ・ 預 金	316,456	未 払 金	23,639
未 収 入 金	18,815	未 払 法 人 税 等	129
受 託 事 業 未 収 金	59,514	前 受 金	3
手 数 料 未 収 金	3,089	預 り 金	6,367
貯 蔵 品	2,875	仮 受 金	523
前 払 費 用	615	手 数 料 未 払 金	3,089
仮 払 法 人 税 等	0	未 払 消 費 税	6,928
立 替 金	0	【固 定 負 債】	【236,618】
貸 倒 引 当 金	△ 479	退 職 給 与 引 当 金	236,618
		負 債 合 計	277,296
【固 定 資 産】	【157,529】		
(有 形 固 定 資 産)	(147,024)		
建 物	84,002	純 資 産 の 部	
建 物 附 属 設 備	5,745	【株 主 資 本】	【281,118】
構 築 物	683	資 本 金	10,000
機 械 器 具	49		
車 両 運 搬 具	9,627	(利 益 剰 余 金)	(271,118)
什 器 備 品	4,697	そ の 他 利 益 剰 余 金	271,118
電 話 設 備	258	任 意 積 立 金	70,000
土 地	41,963	繰 越 利 益 剰 余 金	201,118
(無 形 固 定 資 産)	(4,549)		
電 話 加 入 権	310		
地 役 権	300		
ソ フ ト ウ ェ ア	3,939		
(投 資 そ の 他 の 資 産)	(5,956)		
出 資 金	1,430		
長 期 貸 付 金	4,041		
保 証 金	10		
リ サ イ ク ル 預 託 金	475		
		純 資 産 合 計	281,118
資 産 合 計	558,414	負 債 ・ 純 資 産 合 計	558,414

予 定 損 益 計 算 書

自 平成 2 6 年 4 月 1 日

至 平成 2 7 年 3 月 3 1 日

(単位：千円)

科 目	金 額	
【売 上 高】		
受託事業収入	587,721	
浄化槽収入	118,202	
高压洗浄収入	1,509	
建物清掃収入	1,957	709,389
【売 上 原 価】		
事業直接原価	598,820	598,820
売上総利益金額		110,569
【販売費及び一般管理費】		110,474
営業利益金額		95
【営業外収益】		
受取利息	178	
受取配当金	0	
雑収入	0	178
【営業外費用】	273	
支払利息		25
雑損失		248
経常利益金額		0
【特別利益】		
貸倒引当金戻入益	0	
退職給与引当金戻入益	0	0
【特別損失】		
資産廃棄損	0	
貸倒引当金繰越損	50	
貸倒損失	0	
退職給与引当金繰入損	0	50
税引前当期純利益金額	△ 50	
法人税、住民税及び事業税	167	
当期純利益金額	△ 217	△ 217

奈良市市街地開発株式会社の 事業計画の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、奈良市市街地開発株式会社の事業計画を次のとおり報告する。

平成26年2月28日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 平成26年度事業計画書

平成 26 年度奈良市市街地開発株式会社事業計画書

自 平成 26 年 4 月 1 日

至 平成 27 年 3 月 31 日

奈良市市街地開発株式会社を設立以来、市内における新しい都市拠点の形成を目指し、市街地開発の効率的推進を図るとともに、開発事業等により建設された建築物の管理運営事業等を行い、地域社会と調和した都市づくりの推進に努めております。

1 事業方針

新しい都市拠点の形成を目指し、市街地開発事業による J R 奈良駅前再開発第 1 ビルの商業床の管理運営、近鉄学園前駅南再開発ビル管理組合業務代行及び奈良市営駐車場の管理等を行い、地域社会と調和した都市づくりの推進を図るとともに、経営の改善を進めます。

2 業務内容

- (1) J R 奈良駅前再開発第 1 ビル商業床の管理運営
- (2) J R 奈良駅西口周辺の市営駐車場の管理運営
(奈良市営 J R 奈良駅第 1 ・第 2 ・なら 1 0 0 年会館駐車場)
- (3) 近鉄学園前駅南地区再開発ビルの管理業務
- (4) 奈良市営西部会館駐車場の管理運営
- (5) 前各号に関連又は付帯する事業

3 事業予算の概要

単位：千円

(収入の部)

事業収入	2 3 6, 0 0 0
商業床等管理収入	1 1 7, 4 0 5
駐車場管理運営収入	7 3, 6 6 0
学園前再開発ビル関係受託収入	4 4, 9 3 5
事業外収入（利息収入）	2 0 0
収入合計	<u>2 3 6, 2 0 0</u>

(支出の部)

事業費用	<u>2 2 3, 2 0 0</u>
内訳	
人件費	14,500
福利厚生費	3,500
委託費	95,300
賃借料	56,700
共益費	38,500
販促費	700
消耗品費	3,500
通信費	400
燃料費	100
減価償却費	3,000
修繕費	1,000
会議費	50
手数料	3,700
公租公課費	500
諸会費	40
旅費交通費	10
保険料	700
雑費	1,000

(当期利益金)

1 3, 0 0 0

予 定 貸 借 対 照 表

平成27年3月31日

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
【流 動 資 産】	【183,654】	【流 動 負 債】	【36,140】
現 金 及 び 預 金	163,654	未 払 外 注 費	7,400
未 収 入 金	13,000	未 払 費 用	2,000
前 払 費 用	5,800	前 受 金	3,240
預 け 金	1,200	預 り 金	200
【固 定 資 産】	【23,105】	売 上 預 り 金	23,000
(有形固定資産)	(22,655)	未 払 法 人 税 等	300
建 物	17,762	【固 定 負 債】	【44,762】
建 物 附 属 設 備	16,448	預 り 保 証 金	44,762
車 両 運 搬 具	795	負 債 の 部 計	80,902
什 器 備 品	150		
減 価 償 却 累 計 額	△12,500	純 資 産 の 部	
(無形固定資産)	(400)	【株 主 資 本】	【125,857】
電 話 加 入 権	400	[資 本 金]	[100,000]
(投資その他の資産)	(50)	[利 益 剰 余 金]	[25,857]
保 証 金	50	(その他利益剰余金)	(25,857)
		繰越利益剰余金	25,857
		(うち当期純利益)	(13,000)
		純資産の部計	125,857
資 産 の 部 計	206,759	負債・純資産の部計	206,759

予 定 損 益 計 算 書

自 平成 2 6 年 4 月 1 日

至 平成 2 7 年 3 月 3 1 日

科 目	金 額	
		千円
【売上高】		
売上高	236,000	236,000
【販売費及び一般管理費】		
営業利益	222,900	222,900
		13,100
【営業外収益】		
受取利息	30	
雑収入	170	200
経常利益		13,300
税引前当期純利益		13,300
法人税等充当額		300
当期純利益		13,000

公益財団法人奈良市生涯学習財団の 事業計画の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、公益財団法人奈良市生涯学習財団の事業計画を次のとおり報告する。

平成26年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 平成26年度事業計画書

平成26年度公益財団法人奈良市生涯学習財団事業計画書

自 平成26年4月1日

至 平成27年3月31日

1. 事業方針

公益財団法人奈良市生涯学習財団は、市民の教養の向上・健康の増進・情操の純化を図り、生活文化の振興・社会福祉の増進に寄与することを目的として、また、高まる市民の学習意欲と多様なニーズに応えるため、以下のとおり実生活に役立つ教育・学術・文化に関する各種の社会教育・生涯学習事業を行い、市民が心身ともに健康かつ豊かな生活を送ることができる機会を提供する。

さらに、市民の立場に立った施設運営を行うとともに、地域における「学びの場」・「地域づくりの拠点」としての機能を強化し、自己学習・相互学習・家庭教育の場として、市民の学習活動を促進する。また、自主グループを育成し学びの成果を生かせる場を提供するとともに、地域の学校や各種の活動団体、関係各課・機関との連携を図りつつ、地域の課題解決に向けての支援に努める。

加えて、公民館運営についての評価・研究を行い、公民館の充実に努める。また、各種事業の企画・運営に職員のもつ特技を生かし、経費削減につなげる。

2. 事業実施計画

社会教育・生涯学習に関する事業を幅広く展開していくために、次の7分類の全てにおいて事業を開催する。

- | | |
|---------------|---------------------|
| 01 教養・文化・国際交流 | 05 家庭生活・市民生活・娯楽 |
| 02 教育・福祉・人権 | 06 健康・衛生・環境 |
| 03 芸術・芸能 | 07 体育・スポーツ・レクリエーション |
| 04 科学・情報・産業技術 | |

(1) 協定事業

奈良市から指定を受け、指定管理者として事業方針に基づいた事業を展開する。

① 公民館事業

生涯学習センター・公民館の活性化と市民への多様な学習機会の提供を図り、社

会教育・生涯学習に関する各種の事業を行う。また、次の5重点分野の全てにおいての事業開催を全施設必須とすることにより、施設ごとの偏りを軽減し、奈良市全域における充実した事業展開を目指す。

重点分野：高齢者・男女・青少年・家庭教育・共生

大型館においては、大人数を収容できる等の施設の特長を生かした事業を展開する。また、地元大学との連携による事業など、高度な学習機会の提供を図る。

地区館においては、地域の特性・課題や地域住民のニーズ等に即した事業展開を行う。また、地域の拠点としての役割を担い、学校や各種活動団体との連携を図る。

その他、社会教育・生涯学習に関する情報の収集や提供並びに学習相談に努めるとともに、充実した社会教育・生涯学習関連情報を市民がいつでも手軽に検索・活用することができるよう、インターネットを利用した情報発信を積極的に行う。また、パソコン講座を開催し、情報格差の解消に努める。

② 公民館管理運営事業

市民がいつでも気軽に利用できる地域の生涯学習の場として、公民館の機能強化と市民の立場に立った施設運営を図るとともに、公民館の適正かつ効率的な管理運営を行う。

(2) 自主事業

当財団の取組をより多くの人々にPRするとともに外部収入を獲得するため、職員の特技や専門性を生かし、講師派遣・出前講座開催等の事業展開を行う。また、自主財源の確保と事業内容の充実のため、外部資金による事業開催にも取組を進める。

さらに奈良市の関連諸施策と連携し、市民の生活環境の向上や学習機会の拡大を図り、個人の学習にとどまらず学習の成果を生かせるような事業展開に努める。

[指定管理施設]

生涯学習センター	延床面積	3, 588 m ²
中部公民館	延床面積	4, 359 m ²
西部公民館	延床面積	3, 337 m ²
南部公民館	延床面積	980 m ²
三笠公民館	延床面積	752 m ²

田原公民館	延床面積	5 5 0 m ²
富雄公民館	延床面積	7 0 1 m ²
柳生公民館	延床面積	3 3 5 m ²
若草公民館	延床面積	7 5 0 m ²
登美ヶ丘公民館	延床面積	5 9 9 m ²
興東公民館	延床面積	4 2 9 m ²
春日公民館	延床面積	5 4 3 m ²
二名公民館	延床面積	5 0 1 m ²
京西公民館	延床面積	5 3 8 m ²
平城西公民館	延床面積	4 9 9 m ²
伏見公民館	延床面積	5 1 6 m ²
富雄南公民館	延床面積	5 0 4 m ²
平城公民館	延床面積	5 7 1 m ²
飛鳥公民館	延床面積	5 0 1 m ²
都跡公民館	延床面積	5 1 8 m ²
登美ヶ丘南公民館	延床面積	5 0 0 m ²
平城東公民館	延床面積	5 0 0 m ²
月ヶ瀬公民館	延床面積	1, 8 4 6 m ²
都祁公民館	延床面積	4 2 5 m ²

収 支 予 算 書

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
① 基本財産運用収入	70	70	0	
基本財産利息収入	70	70	0	
② 協定事業収入	563,728	546,393	17,335	
指定管理受託収入	563,000	546,000	17,000	
講座受講料収入	728	393	335	
③ 自主事業収入	6,375	4,285	2,090	
講師派遣収入	50	10	40	
事業収入	6,225	4,175	2,050	
助成金収入	100	100	0	
④ 雑収入	275	425	△ 150	
受取利息	25	25	0	
雑収入	250	400	△ 150	
事業活動収入計	570,448	551,173	19,275	
2. 事業活動支出				
(1) 事業費支出	556,080	535,183	20,897	
① 人件費支出	362,569	343,493	19,076	
役員報酬支出	2,495	2,495	0	
給料支出	137,244	129,784	7,460	
賃金支出	87,676	86,781	895	
職員手当支出	83,605	77,022	6,583	
福利厚生支出	51,549	47,411	4,138	
② 事業経費支出	193,511	191,690	1,821	
諸謝金支出	8,460	7,425	1,035	
旅費交通費支出	589	577	12	
消耗品費支出	7,681	7,788	△ 107	
燃料費支出	2,012	1,871	141	
会議費支出	267	213	54	
印刷製本費支出	1,005	905	100	
光熱水料費支出	51,569	53,350	△ 1,781	
修繕費支出	3,471	3,465	6	
医薬材料費支出	31	30	1	
通信運搬費支出	2,591	2,443	148	
手数料支出	2,398	2,569	△ 171	
保険料支出	2,049	2,009	40	
委託費支出	68,242	77,449	△ 9,207	
賃借料支出	16,506	15,728	778	
負担金支出	277	253	24	
広告料支出	240	252	△ 12	
租税公課支出	26,123	15,363	10,760	

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
(2) 管理費支出	14,368	15,990	△ 1,622	
① 人件費支出	12,486	13,607	△ 1,121	
役員報酬支出	2,494	2,494	0	
給料支出	3,808	4,568	△ 760	
賃金支出	2,433	1,799	634	
職員手当支出	2,320	2,711	△ 391	
福利厚生支出	1,431	2,035	△ 604	
② 管理経費支出	1,882	2,383	△ 501	
旅費交通費支出	159	122	37	
消耗品費支出	213	248	△ 35	
会議費支出	7	50	△ 43	
光熱水料費支出	1,431	1,877	△ 446	
通信運搬費支出	72	86	△ 14	
事業活動支出計	570,448	551,173	19,275	
事業活動収支差額	0	0	0	
Ⅱ 予備費支出	0	0	0	
当期収支差額	0	0	0	
前期繰越収支差額	0	0	0	
次期繰越収支差額	0	0	0	

予 定 貸 借 対 照 表

平成 2 7 年 3 月 3 1 日

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	32,416	30,281	2,135
未収金	182	169	13
流動資産合計	32,598	30,450	2,148
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	50,000	50,000	0
基本財産合計	50,000	50,000	0
固定資産合計	50,000	50,000	0
資産合計	82,598	80,450	2,148
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	30,339	27,850	2,489
預り金	2,259	2,600	△ 341
流動負債合計	32,598	30,450	2,148
負債合計	32,598	30,450	2,148
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
地方公共団体補助金	50,000	50,000	0
指定正味財産合計	50,000	50,000	0
(うち基本財産への充当額)	50,000	50,000	0
2. 一般正味財産			
正味財産合計	50,000	50,000	0
負債及び正味財産合計	82,598	80,450	2,148

予 定 正 味 財 産 増 減 計 算 書

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
事業活動収入	570,448	551,173	19,275
基本財産運用収入	70	70	0
基本財産利息収入	70	70	0
協定事業収入	563,728	546,393	17,335
指定管理受託収入	563,000	546,000	17,000
講座受講料収入	728	393	335
自主事業収入	6,375	4,285	2,090
講師派遣収入	50	10	40
事業収入	6,225	4,175	2,050
助成金収入	100	100	0
雑収入	275	425	△ 150
受取利息	25	25	0
雑収入	250	400	△ 150
経常収益計	570,448	551,173	19,275
(2) 経常費用			
事業費	556,080	535,183	20,897
人件費	362,569	343,493	19,076
役員報酬	2,495	2,495	0
給料	137,244	129,784	7,460
賃金	87,676	86,781	895
職員手当	83,605	77,022	6,583
福利厚生	51,549	47,411	4,138
事業経費	193,511	191,690	1,821
諸謝金	8,460	7,425	1,035
旅費交通費	589	577	12
消耗品費	7,681	7,788	△ 107
燃料費	2,012	1,871	141
会議費	267	213	54
印刷製本費	1,005	905	100
光熱水料費	51,569	53,350	△ 1,781
修繕費	3,471	3,465	6
医薬材料費	31	30	1
通信運搬費	2,591	2,443	148
手数料	2,398	2,569	△ 171
保険料	2,049	2,009	40
委託費	68,242	77,449	△ 9,207
賃借料	16,506	15,728	778
負担金	277	253	24
広告料	240	252	△ 12
租税公課	26,123	15,363	10,760

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
管理費	14,368	15,990	△ 1,622
人件費	12,486	13,607	△ 1,121
役員報酬	2,494	2,494	0
給料	3,808	4,568	△ 760
賃金	2,433	1,799	634
職員手当	2,320	2,711	△ 391
福利厚生	1,431	2,035	△ 604
管理経費	1,882	2,383	△ 501
旅費交通費	159	122	37
消耗品費	213	248	△ 35
会議費	7	50	△ 43
光熱水料費	1,431	1,877	△ 446
通信運搬費	72	86	△ 14
経常費用計	570,448	551,173	19,275
当期経常増減額	0	0	0
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0
一般正味財産期首残高	0	0	0
一般正味財産期末残高	0	0	0
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	50,000	50,000	0
指定正味財産期末残高	50,000	50,000	0
Ⅲ 正味財産期末残高	50,000	50,000	0

一般財団法人奈良市総合財団の 事業計画の報告について

地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、一般財団法人奈良市総合財団の事業計画を次のとおり報告する。

平成 2 6 年 2 月 2 8 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1. 平成 2 6 年度事業計画書

平成 26 年度一般財団法人奈良市総合財団事業計画書

自 平成 26 年 4 月 1 日

至 平成 27 年 3 月 31 日

1 事業方針

一般財団法人奈良市総合財団は、平成 24 年 4 月に統合した 7 つの財団法人の設立趣旨及び活動内容を踏まえ、それぞれが果たしてきた役割をより効率的・効果的に担っていくため、設立したものである。

統合した各財団法人が積み重ねてきた実績及び培ってきた知識・経験・技術を有する人材等の経営資源を戦略的に活用できる組織並びに多様化する市民ニーズに応える団体として文化・スポーツ・武道の普及振興事業、「ならまち」・「都祁地域」の歴史・文化資産等を活用した地域振興事業及び中小企業勤労者に対する福祉事業を行い、もって文化の創造及び福祉の増進に寄与しようとするものである。

2 事業内容

奈良市から指定管理者の指定を受けて、公の施設の管理運営事業を行う。各施設の設立趣旨を踏まえ、「文化事業グループ」「スポーツ・武道事業グループ」「まちづくり振興事業グループ」の 3 グループ体制で事業を推進する。

【文化事業グループ】

国際文化観光都市奈良の文化の向上及び発信に努め、市民の美術鑑賞と創作活動の活性化による地域社会づくりに寄与するための事業を行う。また、地域経済の担い手である中小企業勤労者を対象に、福祉の向上と生活の安定を図るべく総合的な福祉事業を実施する。

・なら 100 年会館

奈良県内最大のホールという特色を活かし、有名アーティストのコンサート等、市民に多様な鑑賞の機会を提供し、また、創造の場・創作拠点として様々なニーズに対応できる利用者のためのホールを目指す。

また、総合財団独自の企画として、「万葉オペラ・ラボ事業」、「奈良の魅力再発見能楽普及事業」等を実施する。また、小学校へのオーケストラ出張授業等のアウトリーチ事業や多彩なワークショップの開催によって、未来を担う子どもたちに、奈良で芸術

の素晴らしさを知り、学び、体験する機会を提供し、奈良の文化力向上に寄与するための事業を開催する。

- 奈良市美術館

奈良市教育委員会、奈良市美術家協会との共催による作品展や公募展市展「なら」を開催する。また、大学等との連携協力事業として各種講座を開催する。

新たに展示事業として、奈良の近代における美術や文化を発掘する「奈良を観る」をシリーズ企画する。また、財団のスケールメリットを活かし、入江泰吉記念奈良市写真美術館及び杉岡華邨書道美術館との3館連携協力事業として「奈良の四季－絵画・書・写真からみる古都の美－展」を開催する。

- 奈良市北部会館市民文化ホール

奈良大学と連携して「奈良の文化・歴史」をテーマにした市民公開講座を開催する。

また、市民の豊かな交流活動を推進し、地域の方々の健康増進、交流の場とすることを目的に、平城ニュータウン文化協会等と連携して平城ニュータウン地区文化祭を開催する。

- 奈良市杉岡華邨書道美術館

展示作品を中心に列品解説講座や書道に関連した幅広い分野をテーマに講演する書道文化講座、初心者でもすぐに活かせる書道実技講座、子ども向けの筆書き体験コーナー、学芸員による作品解説会を開催する。また、平成26年度より「友の会」を発足させ、友の会会員の方々に展覧会情報等の情報発信をし、普及活動を行う。

また、新たに明治から平成にかけてのかな書の発展を検証する「近現代かな書の流れ」をシリーズ企画する。さらに、入江泰吉記念奈良市写真美術館との合同企画展として、奈良を題材とした万葉集や会津八一の歌をテーマにした作品展を開催する。

- 奈良市勤労者総合福祉センター

勤労者をはじめ広く市民を対象として、パソコン教室や社交ダンス講座等の各種教室を開催し、トレーニング指導を行う。

- 勤労者福祉サービスセンター事業部門

市内の中小企業の事業所に対し、福祉事業の内容について広報を行い、会員加入の促進を行う。また、会員及びその家族を対象に、日帰りバスツアー等の福利厚生事業、会員の相互扶助を基本とした各種給付事業、健康管理事業及び貸付斡旋事業を行う。

(指定管理施設)

なら１００年会館

奈良市美術館

奈良市北部会館市民文化ホール

奈良市杉岡華邨書道美術館

奈良市勤労者総合福祉センター

【スポーツ・武道事業グループ】

各種体育・スポーツ事業等を開催してその普及振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するための事業を行う。また、剣道・柔道その他武道の振興を図る。

新たにスポーツ普及振興事業として、２０２０年東京オリンピック・パラリンピック招致にともない、「ならオリンピック２０１４」と題して、健常者と身体障がい者が共に参加交流できるイベントとして陸上競技大会、アーチェリー交流大会を開催する。

また、新たに武道普及振興事業として、柔道教室女性セミナーを開催する。さらに、幼年児童からスポーツに触れ、プロのテクニック等を吸収、実感してもらう機会を提供し、奈良市から将来のトップアスリートを輩出することを目的に、市、Ｊリーグ入りを目指す地域サッカーチーム「奈良クラブ」及びプロバスケットボールチーム「バンビシャス奈良」と提携し、スポーツ教室を開催する。

（指定管理施設）

奈良市鴻ノ池球場

奈良市緑ヶ丘球場

奈良市中央体育館

奈良市中央第二体育館

奈良市南部生涯スポーツセンター体育館

奈良市西部生涯スポーツセンター体育館

奈良市鴻ノ池陸上競技場

奈良市青山プール

奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プール

奈良市柏木コート

奈良市黒谷コート

奈良市平城第一コート

奈良市平城第二コート

奈良市青山コート
奈良市佐保山コート
奈良市鴻ノ池コート
奈良市西部生涯スポーツセンターコート
奈良市南部生涯スポーツセンターコート
奈良市柏木球技場
奈良市黒谷球技場
奈良市平城第一球技場
奈良市平城第二球技場
奈良市中ノ川球技場
奈良市奈良阪球技場
奈良市登美ヶ丘球技場
奈良市西部生涯スポーツセンター球技場
奈良市南部生涯スポーツセンター球技場
奈良市西部生涯スポーツセンターゲートボール場
奈良市南部生涯スポーツセンター多目的コート
奈良市西部生涯スポーツセンタークラブハウス
奈良市中央武道場
奈良市中央第二武道場
奈良市弓道場
奈良市鴻ノ池相撲場

【まちづくり振興事業グループ】

なら・まほろば景観まちづくり条例に基づく奈良町都市景観形成地区を中心とした「ならまち」において、地域文化を振興するとともに伝統的文化、芸能及び工芸を継承することにより、「ならまち」の活性化と市民文化の発展に寄与するための事業を行う。

また、都祁地域において、市民の文化芸術の振興及び都祁地域と市街地住民との交流促進に努め、生涯スポーツ宣言地域として各種クラブ団体等による幅広い施設利用を図り、地域の発展に寄与するための事業を行う。

• ならまち振興事業部門

文化振興、地域活性化、調査研究及び広報啓発を目的として、講座・展示会・わらべ

うたフェスタ・伝統文化鑑賞会・マップ制作等を実施する。また、受託事業として、町家バンク・ナイトカルチャーを実施する。

- 奈良市ならまちセンター

奈良公園一帯で開催されるイベントである「なら燈花会」の期間に合わせて野外で行う「ならまち篝火コンサート」、近年大変人気のあるフラダンスに注目した「フラダンスフェスティバル」や「正倉院展」に合わせた文化講演会「正倉院展見どころ講座」を開催する。また、音声館と共催で「ならまちクリスマスコンサート」、奈良町落語館と共催で「ならまち落語会」、市民の方々の総合文化芸術祭として「ならまちいきいきフェスティバル」を開催する。

- 奈良市音声館

奈良に伝わる“わらべうた”の発掘・伝承を行い、あらゆる世代を対象とした「ならまちわらべうた教室」を通年で開講する。また、奈良の歴史や文化の伝承として、創作ミュージカル「二月堂良弁杉」の定期公演をはじめ、奈良の民話子どもミュージカルや大型紙芝居、エントランスコンサートの定期公演を行う。

普及事業として、幼稚園・保育園へのわらべうた遊び指導講師派遣、大人と子どもが一緒に楽しめるコーラス教室や子ども邦楽教室・お茶教室を開催し、子どもたちに伝統文化や音楽を学ぶ場を提供する。

- なら工芸館

奈良伝統工芸の振興発展を図ることを目的として、奈良の工芸作家等との連携により、工芸作品の展示・販売・制作実演や子ども工芸体験教室、各種工芸教室を開催する。

また、奈良伝統工芸後継者育成事業にも取り組み、研修者の支援を行う。

- 入江泰吉記念奈良市写真美術館

写真家・入江泰吉氏の功績を顕彰することを目的として、入江泰吉記念写真賞実行委員会主催のもと、奈良市及び総合財団との共催事業として「入江泰吉記念写真賞・なら PHOTO CONTEST」を開催する。

写真の普及活動として、「高畑写真倶楽部」をはじめ各種講座や県内の高校写真部との連携事業を展開する。また、大阪府立大学及び高岡市万葉歴史館と連携し、入江作品を通した万葉コンソーシアム事業を開催する。さらに、奈良国立博物館及び奈良県立美術館と連携し、3館の周遊を促進するイベントの開催や観覧料の割引を実施し、日本文化の原点ともいえる奈良の文化財と歴史景観の魅力の発信、新しい奈良文化の創造を目

的とする奈良トライアングルミュージアムズ連携事業を行う。

奈良市美術館及び奈良市杉岡華邨書道美術館との3館連携協力事業として、企画展を市美術館で開催するとともに、杉岡華邨書道美術館との合同企画展として「入江泰吉・杉岡華邨二人展（仮）」を開催する。

- 奈良市ならまち格子の家

ならまち観光の見所紹介等の案内業務及び「ならまちの歴史と町並み紹介」の常設展示、ならまち振興事業部門自主事業による伝統文化鑑賞会やパネル展を実施し、奈良の町家の生活様式に直接触れる機会を観光客や市民に提供する。

- 奈良市都祁交流センター等都祁地域内施設

都祁地域の地域間・世代間交流事業として、野外体験事業「アウトドアしようぜ！第2弾」や夏休み親子スポーツ教室を開催する。また、中高齢者対象健康づくり・体力づくり体験教室として、ウォーキングや軽スポーツ等の体験教室を開催する。

文化振興事業として、幼児を対象におはなし会（ブラックシアター、絵本・紙芝居の読み聞かせ、新刊紹介等）を年間10回開催する。

（指定管理施設）

奈良市ならまちセンター

奈良市音声館

なら工芸館

入江泰吉記念奈良市写真美術館

奈良市ならまち格子の家

奈良市都祁交流センター

奈良市都祁体育館

奈良市都祁生涯スポーツセンターコート

奈良市都祁生涯スポーツセンター球技場

奈良市都祁生涯スポーツセンター多目的コート

奈良市都祁生涯スポーツセンタークラブハウス

収 支 予 算 書

平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

(単位：千円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益	38	15	23	
基本財産受取利息	38	15	23	
② 特定資産運用益	14	20	△ 6	
特定資産受取利息	14	20	△ 6	
③ 受取入会金	200	195	5	
受取入会金	200	195	5	
④ 受取会費	39,315	37,881	1,434	
受取会費	39,315	37,881	1,434	
⑤ 事業収益	165,745	167,495	△ 1,750	
入場料収益	55,401	69,600	△ 14,199	
観覧料収益	472	0	472	
共催金収益	7,990	7,539	451	
受講料収益	88,009	76,882	11,127	
出品料収益	750	0	750	
協賛金収益	780	1,980	△ 1,200	
参加費収益	1,666	1,910	△ 244	
普及事業収益	54	20	34	
小売業収益	9,220	8,723	497	
受取手数料	1,003	0	1,003	
その他収益	400	841	△ 441	
⑥ 受取補助金等	1,426,880	1,417,404	9,476	
受取指定管理料	1,277,228	1,272,864	4,364	
受取地方公共団体補助金	118,600	122,740	△ 4,140	
事業受託収益	21,700	18,900	2,800	
受取民間助成金	9,352	2,900	6,452	
⑦ 受取負担金	34,100	38,813	△ 4,713	
受取負担金	34,100	38,813	△ 4,713	
⑧ 受取寄付金	0	6,300	△ 6,300	
受取寄付金	0	6,300	△ 6,300	
⑨ 雑収益	5,543	6,026	△ 483	
受取利息	105	114	△ 9	
雑収益	1,748	5,912	△ 4,164	
運営協力金等収益	3,690	0	3,690	
経常収益計	1,671,835	1,674,149	△ 2,314	

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
(2) 經常費用				
① 事業費	1,633,805	1,627,597	6,208	
役員報酬	96	96	0	
給料手当	576,844	575,063	1,781	
臨時雇賃金	32,709	20,378	12,331	
福利厚生費	103,917	103,513	404	
旅費交通費	2,538	2,471	67	
通信運搬費	9,017	9,003	14	
減価償却費	135	77	58	
消耗什器備品費	2,043	898	1,145	
消耗品費	27,814	25,960	1,854	
修繕費	7,825	7,526	299	
印刷製本費	20,581	19,921	660	
燃料費	3,009	2,932	77	
光熱水料費	264,089	264,737	△ 648	
賃借料	38,094	45,129	△ 7,035	
保険料	9,036	9,225	△ 189	
諸謝金	53,215	47,945	5,270	
租税公課	51,075	34,699	16,376	
支払負担金	3,917	3,806	111	
支払助成金	68,789	66,763	2,026	
支払寄付金	0	351	△ 351	
委託費	336,127	366,311	△ 30,184	
会議費	256	233	23	
支払手数料	9,362	10,913	△ 1,551	
広告宣伝費	3,077	2,718	359	
仕入	2,207	1,800	407	
原材料費	1,085	1,106	△ 21	
医薬材料費	1,374	1,374	0	
雑費	5,574	2,649	2,925	
② 管理費	50,493	52,325	△ 1,832	
役員報酬	6,447	6,364	83	
給料手当	29,038	29,351	△ 313	
臨時雇賃金	0	1,673	△ 1,673	
福利厚生費	6,198	6,417	△ 219	
旅費交通費	66	116	△ 50	
通信運搬費	510	550	△ 40	
減価償却費	33	88	△ 55	
消耗品費	443	533	△ 90	
修繕費	100	0	100	
印刷製本費	0	80	△ 80	
燃料費	39	35	4	
賃借料	3,734	3,008	726	
保険料	7	10	△ 3	
諸謝金	720	720	0	
租税公課	163	121	42	

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
支払負担金	577	147	430	
委託費	2,217	2,883	△ 666	
支払手数料	201	229	△ 28	
経常費用計	1,684,298	1,679,922	4,376	
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 12,463	△ 5,773	△ 6,690	
評価損益等計	0	0	0	
当期経常増減額	△ 12,463	△ 5,773	△ 6,690	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
税引前当期一般正味財産増減額	△ 12,463	△ 5,773	△ 6,690	
当期一般正味財産増減額	△ 12,463	△ 5,773	△ 6,690	
一般正味財産期首残高	66,822	50,181	16,641	
一般正味財産期末残高	54,359	44,408	9,951	
Ⅱ 指定正味財産増減の部				
一般正味財産への振替額	0	6,300	△ 6,300	
一般正味財産への振替額	0	6,300	△ 6,300	
当期指定正味財産増減額	0	△ 6,300	6,300	
指定正味財産期首残高	86,004	93,804	△ 7,800	
指定正味財産期末残高	86,004	87,504	△ 1,500	
Ⅲ 正味財産期末残高	140,363	131,912	8,451	

予 定 貸 借 対 照 表

平成 2 7 年 3 月 3 1 日

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	74,006	101,844	△ 27,838	
現金	1,347	390	957	
普通預金	72,659	101,454	△ 28,795	
未収金	725	140	585	
前払金	510	2,128	△ 1,618	
商品	2,500	2,300	200	
たな卸資産	1,219	1,219	0	
流動資産合計	78,960	107,631	△ 28,671	
2. 固定資産				
(1) 基本財産				
定期預金	50,000	50,000	0	
基本財産合計	50,000	50,000	0	
(2) 特定資産				
減価償却引当預金	2,762	2,718	44	
書道芸術振興積立金	37,796	39,407	△ 1,611	
永年在会給付事業積立預金	22,260	21,342	918	
運営基金積立準備預金	6,777	6,577	200	
共済事業引当預金	3,850	4,462	△ 612	
記念事業費積立預金	8,089	8,089	0	
特定資産合計	81,534	82,595	△ 1,061	
(3) その他の固定資産				
車両運搬具	66	110	△ 44	
什器備品	110	234	△ 124	
その他固定資産合計	176	344	△ 168	
固定資産合計	131,710	132,939	△ 1,229	
資産合計	210,670	240,570	△ 29,900	
II 負債の部				
1. 流動負債				
仮受金	1,700	1,500	200	
未払金	60,825	50,992	9,833	
預り金	7,782	35,252	△ 27,470	
流動負債合計	70,307	87,744	△ 17,437	
2. 固定負債				
固定負債合計	0	0	0	
負債合計	70,307	87,744	△ 17,437	

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
Ⅲ 正味財産の部				
1. 指定正味財産				
寄付金	86,004	86,004	0	
指定正味財産合計	86,004	86,004	0	
(うち基本財産への充当額)	(50,000)	(50,000)	(0)	
(うち特定資産への充当額)	(36,004)	(36,004)	(0)	
2. 一般正味財産	54,359	66,822	△ 12,463	
(うち特定資産への充当額)	(45,530)	(46,591)	(△1,061)	
正味財産合計	140,363	152,826	△ 12,463	
負債及び正味財産合計	210,670	240,570	△ 29,900	

予 定 正 味 財 産 増 減 計 算 書

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益	38	45	△ 7	
基本財産受取利息	38	45	△ 7	
② 特定資産運用益	14	14	0	
特定資産受取利息	14	14	0	
③ 受取入会金	200	199	1	
受取入会金	200	199	1	
④ 受取会費	39,315	38,547	768	
受取会費	39,315	38,547	768	
⑤ 事業収益	165,745	97,468	68,277	
入場料収益	55,401	17,471	37,930	
観覧料収益	472	0	472	
共催金収益	7,990	8,760	△ 770	
受講料収益	88,009	58,783	29,226	
出品料収益	750	0	750	
協賛金収益	780	1,970	△ 1,190	
参加費収益	1,666	1,116	550	
普及事業収益	54	47	7	
小売業収益	9,220	8,273	947	
受取手数料	1,003	0	1,003	
その他収益	400	1,048	△ 648	
⑥ 受取補助金等	1,426,880	1,388,721	38,159	
受取指定管理料	1,277,228	1,251,107	26,121	
受取地方公共団体補助金	118,600	117,294	1,306	
事業受託収益	21,700	18,590	3,110	
受取民間助成金	9,352	1,730	7,622	
⑦ 受取負担金	34,100	34,309	△ 209	
受取負担金	34,100	34,309	△ 209	
⑧ 受取寄付金	0	9,500	△ 9,500	
受取寄付金	0	6,300	△ 6,300	
受取寄付金振替額	0	3,200	△ 3,200	
⑨ 雑収益	5,543	6,663	△ 1,120	
受取利息	105	43	62	
雑収益	1,748	6,620	△ 4,872	
運営協力金等収益	3,690	0	3,690	
経常収益計	1,671,835	1,575,466	96,369	

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
(2) 經常費用				
① 事業費	1,633,805	1,517,411	116,394	
役員報酬	96	0	96	
給料手当	576,844	555,661	21,183	
臨時雇賃金	32,709	31,584	1,125	
福利厚生費	103,917	99,926	3,991	
旅費交通費	2,538	1,601	937	
通信運搬費	9,017	8,867	150	
減価償却費	135	137	△ 2	
消耗什器備品費	2,043	864	1,179	
消耗品費	27,814	25,585	2,229	
修繕費	7,825	19,270	△ 11,445	
印刷製本費	20,581	14,449	6,132	
燃料費	3,009	2,908	101	
光熱水料費	264,089	267,199	△ 3,110	
賃借料	38,094	36,243	1,851	
保険料	9,036	8,518	518	
諸謝金	53,215	40,898	12,317	
租税公課	51,075	34,451	16,624	
支払負担金	3,917	3,820	97	
支払助成金	68,789	58,096	10,693	
支払寄付金	0	1,413	△ 1,413	
委託費	336,127	290,395	45,732	
会議費	256	148	108	
支払手数料	9,362	6,479	2,883	
広告宣伝費	3,077	2,832	245	
仕入	2,207	2,701	△ 494	
原材料費	1,085	1,097	△ 12	
医薬材料費	1,374	1,373	1	
雑費	5,574	896	4,678	
② 管理費	50,493	48,677	1,816	
役員報酬	6,447	6,094	353	
給料手当	29,038	28,430	608	
臨時雇賃金	0	0	0	
福利厚生費	6,198	6,365	△ 167	
旅費交通費	66	116	△ 50	
通信運搬費	510	550	△ 40	
減価償却費	33	88	△ 55	
消耗品費	443	533	△ 90	
修繕費	100	0	100	
印刷製本費	0	80	△ 80	
燃料費	39	35	4	
光熱水料費	0	68	△ 68	
賃借料	3,734	3,083	651	
保険料	7	5	2	
諸謝金	720	720	0	

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
租税公課	163	121	42	
支払負担金	577	197	380	
委託費	2,217	1,987	230	
支払手数料	201	205	△ 4	
経常費用計	1,684,298	1,566,088	118,210	
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 12,463	9,378	△ 21,841	
評価損益等計	0	0	0	
当期経常増減額	△ 12,463	9,378	△ 21,841	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
税引前当期一般正味財産増減額	△ 12,463	9,378	△ 21,841	
当期一般正味財産増減額	△ 12,463	9,378	△ 21,841	
一般正味財産期首残高	66,822	57,444	9,378	
一般正味財産期末残高	54,359	66,822	△ 12,463	
II 指定正味財産増減の部				
一般正味財産への振替額	0	9,500	△ 9,500	
一般正味財産への振替額	0	9,500	△ 9,500	
当期指定正味財産増減額	0	△ 9,500	9,500	
指定正味財産期首残高	86,004	95,504	△ 9,500	
指定正味財産期末残高	86,004	86,004	0	
III 正味財産期末残高	140,363	152,826	△ 12,463	

平成 26 年度奈良市一般会計予算

平成 26 年度奈良市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 126,000,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、26,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 6 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成 26 年 2 月 28 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 市 税		52,310,803 千円
	1. 市 民 税	26,399,448
	2. 固 定 資 産 税	19,378,152
	3. 軽 自 動 車 税	436,436
	4. 市 た ば こ 税	1,917,543
	5. 特 別 土 地 保 有 税	265
	6. 入 湯 税	6,855
	7. 事 業 所 税	936,161
	8. 都 市 計 画 税	3,235,943
2. 地 方 譲 与 税		840,000
	1. 地 方 揮 発 油 譲 与 税	260,000
	2. 自 動 車 重 量 譲 与 税	580,000
3. 利 子 割 交 付 金		270,000
	1. 利 子 割 交 付 金	270,000
4. 配 当 割 交 付 金		490,000
	1. 配 当 割 交 付 金	490,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		250,000
	1. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	250,000
6. 地 方 消 費 税 交 付 金		3,800,000
	1. 地 方 消 費 税 交 付 金	3,800,000
7. ゴルフ場利用税交付金		300,000
	1. ゴルフ場利用税交付金	300,000
8. 自動車取得税交付金		150,000
	1. 自動車取得税交付金	150,000

款	項	金 額
9. 国有提供施設等所在 市町村助成交付金		3,614 ^{千円}
	1. 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	3,614
10. 地方特例交付金		230,000
	1. 地方特例交付金	230,000
11. 地方交付税		15,400,000
	1. 地方交付税	15,400,000
12. 交通安全対策特別交付金		60,000
	1. 交通安全対策特別交付金	60,000
13. 分担金及び負担金		1,574,993
	1. 分 担 金	3,620
	2. 負 担 金	1,571,373
14. 使用料及び手数料		2,372,812
	1. 使 用 料	1,627,870
	2. 手 数 料	744,942
15. 国庫支出金		22,789,106
	1. 国庫負担金	18,113,192
	2. 国庫補助金	2,832,139
	3. 国庫委託金	112,904
	4. 国庫交付金	1,730,871
16. 県支出金		6,156,035
	1. 県負担金	4,568,661
	2. 県補助金	1,454,215
	3. 県委託金	107,791
	4. 県交付金	25,368

款	項	金 額
17. 財 産 収 入		786,895 ^{千円}
	1. 財 産 運 用 収 入	132,435
	2. 財 産 売 払 収 入	654,460
18. 寄 附 金		6,500
	1. 寄 附 金	6,500
19. 繰 入 金		285,470
	1. 基 金 繰 入 金	285,470
20. 諸 収 入		3,307,372
	1. 延滞金・加算金及び過料	200,001
	2. 預 金 利 子	3,210
	3. 貸 付 金 元 利 収 入	1,340,583
	4. 雑 入	1,763,578
21. 市 債		14,616,400
	1. 市 債	14,616,400
歳 入 合 計		126,000,000

歳 出

款	項	金 額
1. 議 会 費		780,083 ^{千円}
	1. 議 会 費	780,083
2. 総 務 費		14,285,863
	1. 総 務 管 理 費	11,128,689
	2. 企 画 費	1,489,572
	3. 徴 税 費	1,034,315

款	項	金 額
	4. 戶 籍 台 帳 民 費	400,629 ^{千円}
	5. 選 舉 費	102,250
	6. 統 計 調 查 費	48,977
	7. 監 查 委 員 費	81,431
3. 民 生 費		53,191,536
	1. 社 会 福 祉 費	23,550,751
	2. 児 童 福 祉 費	16,557,355
	3. 生 活 保 護 費	13,020,004
	4. 国 民 年 金 事 務 費	63,426
4. 衛 生 費		10,713,620
	1. 保 健 衛 生 費	1,887,217
	2. 保 健 所 費	1,788,905
	3. 清 掃 費	5,692,256
	4. 上 水 道 費	1,345,242
5. 勞 働 費		119,892
	1. 勞 働 諸 費	119,892
6. 農 林 水 産 業 費		537,788
	1. 農 林 費	537,788
7. 商 工 費		1,587,039
	1. 商 工 費	1,587,039
8. 観 光 費		938,715
	1. 観 光 費	938,715
9. 土 木 費		9,128,344
	1. 土 木 管 理 費	204,226
	2. 道 路 橋 梁 費	2,249,627

款	項	金 額
	3. 河 川 費	288,509 ^{千円}
	4. 都 市 計 画 費	3,869,752
	5. 下 水 道 費	2,127,000
	6. 住 宅 費	389,230
10. 消 防 費		4,394,717
	1. 消 防 費	4,394,717
11. 教 育 費		12,616,350
	1. 教 育 総 務 費	2,782,718
	2. 小 学 校 費	2,419,841
	3. 中 学 校 費	1,570,431
	4. 高 等 学 校 費	940,118
	5. 幼 稚 園 費	1,078,313
	6. 社 会 教 育 費	1,551,642
	7. 保 健 体 育 費	2,273,287
12. 災 害 復 旧 費		69,000
	1. 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	7,000
	2. 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	62,000
13. 公 債 費		17,560,665
	1. 公 債 費	17,560,665
14. 諸 支 出 金		26,388
	1. 地 元 公 共 事 業 基 金	23,388
	2. 財 政 調 整 基 金	2,000
	3. 減 債 基 金	1,000
15. 予 備 費		50,000
	1. 予 備 費	50,000
歳 出 合 計		126,000,000

第2表 継続費

1. 新規分

款	項	事業名	総額	年度	年割額
総務費	企画費	第4次総合計画 後期基本計画策定	14,000 ^{千円}	平成26年度	9,000 ^{千円}
				平成27年度	5,000
土木費	都市計画費	(仮称)奈良IC 周辺まちづくり 計画策定	13,500	平成26年度	9,000
				平成27年度	4,500

第3表 債務負担行為

1. 新規分

事 項	期 間	限 度 額
人事給与システム導入経費	平成26年度から 平成37年度まで	千円 550,000
財務会計システム導入経費	平成26年度から 平成37年度まで	370,000
住民情報システム導入経費	平成26年度から 平成37年度まで	890,000
福祉情報システム導入経費	平成26年度から 平成36年度まで	490,000
介護長寿システム導入経費	平成26年度から 平成36年度まで	410,000
国保年金システム導入経費	平成26年度から 平成37年度まで	1,560,000
住宅管理システム導入経費	平成26年度から 平成36年度まで	58,000
財務会計システム導入に伴う公会計業務支援委託	平成26年度から 平成28年度まで	16,000
デジタル移動系防災行政無線整備事業	平成26年度から 平成27年度まで	276,080
税額通知書印刷等経費	平成26年度から 平成27年度まで	8,500
市税催告業務委託	平成26年度から 平成27年度まで	667
知事及び県議会議員選挙費	平成26年度から 平成27年度まで	32,100
新斎苑環境評価業務委託	平成26年度から 平成27年度まで	22,400
クリーンセンター環境影響評価業務委託	平成26年度から 平成28年度まで	80,000
奈良市・生駒市高機能消防指令センター整備事業	平成26年度から 平成27年度まで	786,000
指定管理者による入江泰吉旧居の管理に要する経費	平成26年度から 平成30年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による(仮称)奈良町にぎわいの家の管理に要する経費	平成26年度から 平成30年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額

第4表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
庁舎等施設整備事業	千円 552,200	普通貸借 又は 債券発行	5.0%以内 (利率見直し 方式により当 該利率の見直 しを行った後 においては、 見直し後の利 率とする。)	政府資金については その融資条件により、 銀行その他の場合に は、その債権者との 協定による。ただし、 市財政の都合により 据置期間を短縮し、 もしくは繰上償還又 は低利に借換えする ことができる。
文化振興施設整備事業	77,100	〃	〃	〃
スポーツ施設整備事業	68,400	〃	〃	〃
福祉施設整備事業	654,400	〃	〃	〃
保健衛生施設整備事業	29,000	〃	〃	〃
清掃施設整備事業	218,500	〃	〃	〃
土地基盤整備事業	53,900	〃	〃	〃
観光施設整備事業	86,200	〃	〃	〃
道 路 事 業	1,018,000	〃	〃	〃
河 川 事 業	146,800	〃	〃	〃
都 市 計 画 事 業	645,300	〃	〃	〃
公営住宅建設事業	49,500	〃	〃	〃
消防施設整備事業	511,900	〃	〃	〃
義務教育施設整備事業	1,777,200	〃	〃	〃
高等学校施設整備事業	13,000	〃	〃	〃
幼稚園施設整備事業	14,000	〃	〃	〃
社会教育施設整備事業	95,500	〃	〃	〃
災害復旧事業	45,500	〃	〃	〃
退職手当	1,760,000	〃	〃	〃
臨時財政対策	6,800,000	〃	〃	〃
計	14,616,400			

平成 26 年度奈良市住宅新築資金等
貸付金特別会計予算

平成 26 年度奈良市の住宅新築資金等貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 20,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 26 年 2 月 28 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 繰 入 金		6,256 ^{千円}
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	6,256
2. 諸 収 入		13,744
	1. 雑 入	13,744
歳 入 合 計		20,000

歳 出

款	項	金 額
1. 住 宅 新 築 資 金 等 費 貸 付 事 業 費		6,256 ^{千円}
	1. 総 務 管 理 費	6,256
2. 公 債 費		13,744
	1. 公 債 費	13,744
歳 出 合 計		20,000

平成 2 6 年度奈良市国民健康保険 特別会計予算

平成 2 6 年度奈良市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 7, 5 0 0, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5, 0 0 0, 0 0 0 千円と定める。

平成 2 6 年 2 月 2 8 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 国 民 健 康 保 険 料		8,600,594 ^{千円}
	1. 国 民 健 康 保 険 料	8,600,594
2. 使用料及び手数料		120
	1. 手 数 料	120
3. 国 庫 支 出 金		8,457,707
	1. 国 庫 負 担 金	6,786,401
	2. 国 庫 補 助 金	1,671,306
4. 療養給付費交付金		1,276,274
	1. 療養給付費交付金	1,276,274
5. 前期高齢者交付金		10,550,000
	1. 前期高齢者交付金	10,550,000
6. 県 支 出 金		1,901,690
	1. 県 負 担 金	276,779
	2. 県 補 助 金	1,624,911
7. 共 同 事 業 交 付 金		4,139,640
	1. 共 同 事 業 交 付 金	4,139,640
8. 財 産 収 入		1,000
	1. 財 産 運 用 収 入	1,000
9. 繰 入 金		2,536,914
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	2,346,914
	2. 基 金 繰 入 金	190,000
10. 諸 収 入		36,061
	1. 延 滞 金 及 び 過 料	61
	2. 雑 入	31,200
	3. 療養費等指定公費返還金	4,800
歳 入 合 計		37,500,000

歳 出

款	項	金 額
1. 総 務 費		339,462 ^{千円}
	1. 総 務 管 理 費	264,297
	2. 賦 課 徴 収 費	74,443
	3. 運 営 協 議 会 費	722
2. 保 険 給 付 費		25,658,498
	1. 給 付 諸 費	25,658,498
3. 老 人 保 健 拠 出 金		1,300
	1. 老 人 保 健 拠 出 金	1,300
4. 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		4,950,500
	1. 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	4,950,500
5. 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		7,500
	1. 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	7,500
6. 介 護 納 付 金		2,020,000
	1. 介 護 納 付 金	2,020,000
7. 共 同 事 業 拠 出 金		4,139,670
	1. 共 同 事 業 拠 出 金	4,139,670
8. 保 健 事 業 費		310,770
	1. 特定健康診査等事業費	276,102
	2. 保 健 事 業 費	34,668
9. 基 金 積 立 金		1,000
	1. 基 金 積 立 金	1,000
10. 公 債 費		25,000
	1. 公 債 費	25,000
11. 諸 支 出 金		45,800
	1. 還付及び還付加算金	41,000
	2. 療養費等指定公費立替金	4,800

款	項	金 額
12. 予 備 費		500 ^{千円}
	1. 予 備 費	500
歳 出 合 計		37,500,000

平成 2 6 年度奈良市土地区画 整理事業特別会計予算

平成 2 6 年度奈良市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 5 3 4, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

平成 2 6 年 2 月 2 8 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 国 庫 支 出 金		114,200 ^{千円}
	1. 国 庫 交 付 金	114,200
2. 繰 入 金		1,027,035
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	1,027,035
3. 諸 収 入		765
	1. 雑 入	765
4. 市 債		392,000
	1. 市 債	392,000
歳 入 合 計		1,534,000

歳 出

款	項	金 額
1. 西大寺駅南地区 土地地区画整理事業費		334,500 ^{千円}
	1. 西大寺駅南地区 土地地区画整理事業費	334,500
2. J R 奈良駅南地区 土地地区画整理事業費		337,900
	1. J R 奈良駅南地区 土地地区画整理事業費	337,900
3. 公 債 費		861,600
	1. 公 債 費	861,600
歳 出 合 計		1,534,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
西大寺駅南地区 土地区画整理事業	千円 185,300	普通貸借 又は 債券発行	5.0%以内 (利率見直し 方式により当 該利率の見直 しを行った後 においては、 見直し後の利 率とする。)	政府資金については その融資条件により、 銀行その他の場合に は、その債権者との 協定による。ただし、 市財政の都合により 据置期間を短縮し、 もしくは繰上償還又 は低利に借換えする ことができる。
J R 奈良駅南地区 土地区画整理事業	206,700	〃	〃	〃
計	392,000			

平成 26 年度奈良市市街地再開発
事業特別会計予算

平成 26 年度奈良市の市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 344,100 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 26 年 2 月 28 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 繰 入 金		344,100 ^{千円}
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	344,100
歳 入 合 計		344,100

歳 出

款	項	金 額
1. 公 債 費		344,100 ^{千円}
	1. 公 債 費	344,100
歳 出 合 計		344,100

平成 26 年度奈良市公共用地
取得事業特別会計予算

平成 26 年度奈良市の公共用地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 334,300 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 26 年 2 月 28 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 繰 入 金		334,300 ^{千円}
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	334,300
歳 入 合 計		334,300

歳 出

款	項	金 額
1. 公 債 費		334,300 ^{千円}
	1. 公 債 費	334,300
歳 出 合 計		334,300

平成 26 年度奈良市駐車場事業
特別会計予算

平成 26 年度奈良市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 328,700 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 26 年 2 月 28 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 使用料及び手数料		100,275 ^{千円}
	1. 使用料	100,275
2. 繰入金		228,147
	1. 一般会計繰入金	228,147
3. 諸収入		278
	1. 雑収入	278
歳 入 合 計		328,700

歳 出

款	項	金 額
1. 駐車場事業費		99,300 ^{千円}
	1. 駐車場費	99,300
2. 公債費		229,400
	1. 公債費	229,400
歳 出 合 計		328,700

平成 26 年度奈良市介護保険 特別会計予算

平成 26 年度奈良市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 26, 203, 000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 26 年 2 月 28 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 保 険 料		5,428,115 ^{千円}
	1. 介 護 保 険 料	5,428,115
2. 国 庫 支 出 金		5,692,785
	1. 国 庫 負 担 金	4,658,160
	2. 国 庫 補 助 金	1,034,625
3. 支 払 基 金 交 付 金		7,321,438
	1. 支 払 基 金 交 付 金	7,321,438
4. 県 支 出 金		3,592,096
	1. 県 負 担 金	3,514,875
	2. 県 補 助 金	77,221
5. 財 産 収 入		8,734
	1. 財 産 運 用 収 入	8,734
6. 繰 入 金		4,151,803
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	3,829,410
	2. 基 金 繰 入 金	322,393
7. 諸 収 入		8,029
	1. 雑 入	8,029
歳 入 合 計		26,203,000

歳 出

款	項	金 額
1. 総 務 費		609,243 ^{千円}
	1. 総 務 管 理 費	295,678
	2. 賦 課 徴 収 費	21,400
	3. 介 護 認 定 審 査 会 費	292,165
2. 保 険 給 付 費		25,147,800
	1. 介 護 サービス等諸費	25,147,800
3. 地 域 支 援 事 業 費		427,223
	1. 介 護 予 防 事 業 費	98,550
	2. 包 括 的 支 援 事 業 費 ・ 任 意 事 業 費	328,673
4. 基 金 積 立 金		8,734
	1. 基 金 積 立 金	8,734
5. 諸 支 出 金		10,000
	1. 償還金及び還付加算金	10,000
歳 出 合 計		26,203,000

平成 26 年度奈良市母子寡婦
福祉資金貸付金特別会計予算

平成 26 年度奈良市の母子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 31,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 26 年 2 月 28 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 繰 入 金		1,041 ^{千円}
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	1,041
2. 繰 越 金		816
	1. 繰 越 金	816
3. 諸 収 入		29,143
	1. 貸 付 金 元 利 収 入	28,943
	2. 雑 入	200
歳 入 合 計		31,000

歳 出

款	項	金 額
1. 母 子 寡 婦 福 祉 資 金 費 貸 付 事 業 費		31,000 ^{千円}
	1. 総 務 管 理 費	1,315
	2. 貸 付 金	29,685
歳 出 合 計		31,000

平成 26 年度奈良市針テラス 事業特別会計予算

平成 26 年度奈良市の針テラス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 92,300 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 26 年 2 月 28 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 使用料及び手数料		73,500 ^{千円}
	1. 使 用 料	73,500
2. 財 産 収 入		3
	1. 財 産 運 用 収 入	3
3. 繰 入 金		18,797
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	18,313
	2. 基 金 繰 入 金	484
歳 入 合 計		92,300

歳 出

款	項	金 額
1. 針 テ ラ ス 事 業 費		3 ^{千円}
	1. 針 テ ラ ス 事 業 費	3
2. 公 債 費		92,297
	1. 公 債 費	92,297
歳 出 合 計		92,300

平成 26 年度奈良市後期高齢者医療 特別会計予算

平成 26 年度奈良市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5, 223, 000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 26 年 2 月 28 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 後期高齢者医療保険料		4,177,658 ^{千円}
	1. 後期高齢者医療保険料	4,177,658
2. 使用料及び手数料		3
	1. 手 数 料	3
3. 繰 入 金		805,437
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	805,437
4. 繰 越 金		25,000
	1. 繰 越 金	25,000
5. 諸 収 入		214,902
	1. 延滞金・加算金及び過料	1
	2. 償還金及び還付加算金	8,000
	3. 雑 入	206,901
歳 入 合 計		5,223,000

歳 出

款	項	金 額
1. 総 務 費		50,400 ^{千円}
	1. 総 務 管 理 費	38,800
	2. 徴 収 費	11,600
2. 後 期 高 齢 者 医 療 金 広 域 連 合 納 付 金		4,965,700
	1. 後 期 高 齢 者 医 療 金 広 域 連 合 納 付 金	4,965,700
3. 保 健 事 業 費		206,900
	1. 健康保持増進事業費	206,900
歳 出 合 計		5,223,000

奈良市青少年問題協議会条例の一部改正について

奈良市青少年問題協議会条例の一部を次のように改正しようとする。

平成 2 6 年 2 月 2 8 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

奈良市青少年問題協議会条例（昭和 4 0 年奈良市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 3 項を第 5 項とし、第 2 項を第 3 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

4 委員は、規則で定める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

第 3 条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 会長は、市長をもつて充てる。

附 則

この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

地域主権改革一括法による地方青少年問題協議会法の改正に伴い、青少年問題協議会の会長及び委員の選任に係る規定を追加しようとするものである。

奈良市社会教育委員に関する条例の一部改正について

奈良市社会教育委員に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成 2 6 年 2 月 2 8 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例

奈良市社会教育委員に関する条例（昭和 3 9 年奈良市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出しを「（組織）」に改め、同条第 1 項中「2 0 人」を「1 6 人以内」に改め、同条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者

附 則

この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

地域主権改革一括法による社会教育法の改正に伴い、社会教育委員の選任に係る規定を追加するほか、委員の定数を引き下げようとするものである。

(参考)

奈良市社会教育委員に関する条例（抄）

（定数および任期）

第2条 委員の定数は、20人とする。

奈良市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

奈良市職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成26年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

奈良市職員の退職手当に関する条例（昭和59年奈良市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「給料月額」を「退職日給料月額」に改め、同条第2項中「よらず」の次に「、かつ、第10条第8項に規定する認定を受けないで」を加え、「を含む」を「及び傷病によらず、地方公務員法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第7条の4第4項において「自己都合等退職者」という」に、「その者が」を「自己都合等退職者が」に改める。

第4条第1項を次のように改める。

1 1年以上25年未満の期間勤続した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）
 - (2) その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの
 - (3) 第10条第8項に規定する認定（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受けて同条第13項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者
- 第4条に次の1項を加える。

- 3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

第5条の見出し中「整理退職等」を「25年以上勤続後の定年退職等」に改め、同条第1項を次のように改める。

次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 25年以上勤続し、地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）
- (2) 地方公務員法第28条第1項第4号の規定による免職の処分を受けて退職した者
- (3) 第10条第8項に規定する認定（同条第1項第2号に係るものに限る。）を受けて同条第13項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者
- (4) 公務上の傷病又は死亡により退職した者
- (5) 25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの
- (6) 25年以上勤続し、第10条第8項に規定する認定（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受けて同条第13項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

第5条に次の1項を加える。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
- (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

第5条の3の表以外の部分中「第5条第1項」を「第4条第1項第3号及び第5条第1項（第1号を除く。）」に、「25年以上」を「20年以上」に、「10年」を「15年」に、「同項」を「第4条第1項、第5条第1項」に改め、同条の表読み替える規定の欄中「第5条第1項」を「第4条第1項及び第5条第1項」に改め、同表読み替える字句の欄中「100分の2」を「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、

100分の2)」に改める。

第6条の2を次のように改める。

(退職の理由の記録)

第6条の2 任命権者は、第4条第1項第2号及び第5条第1項第5号に掲げる者の退職の理由について、規則で定めるところにより、記録を作成しなければならない。

第7条の3の表読み替える字句の欄中「100分の2」を「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」に改める。

第7条の4第4項第1号中「自己都合退職者（第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）」を「自己都合等退職者」に改め、同項第2号から第5号までの規定中「自己都合退職者」を「自己都合等退職者」に改める。

第10条を次のように改める。

(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)

第10条 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

(1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から15年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集

(2) 職制の改廃を円滑に実施することを目的とし、当該職制に属する職員を対象として行う募集

2 任命権者は、前項の規定による募集（以下この条において単に「募集」という。）を行うに当たっては、当該募集に関し次に掲げる必要な事項を記載した要項（以下この条において「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

(1) 前項各号の別

(2) 第8項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間

(3) 募集の期間

(4) 募集の対象となるべき職員の範囲

(5) 募集実施要項の内容を周知させるための説明会を開催する予定があるときは、その旨

- (6) 第6項の規定による応募（以下この条において単に「応募」という。）又は応募の取下げに係る手続
 - (7) 第9項の規定による通知の予定時期
 - (8) 募集に関する問合せを受けるための連絡先
 - (9) その他任命権者が必要と認める事項
- 3 任命権者は、募集実施要項に募集の期間を記載するときは、その開始及び終了の年月日時を明らかにしてしなければならない。
- 4 任命権者は、募集の目的を達成するため必要があると認めるときは、募集の期間を延長することができる。
- 5 任命権者は、前項の規定により募集の期間を延長した場合には、直ちにその旨及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。
- 6 次に掲げる者以外の職員は、募集の期間中いつでも応募又は応募の取下げを行うことができる。
- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される者
 - (2) 第2項に規定する退職すべき期日又は同項に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者
 - (3) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠つた場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者
- 7 前項の規定による応募又は応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられるものであつて、任命権者は職員に対しこれらを強制してはならない。
- 8 任命権者は、応募をした職員（以下この条において「応募者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定（以下この条において単に「認定」という。）をするものとする。
- (1) 応募者が募集実施要項又は第6項の規定に適合しない場合
 - (2) 応募者が応募をした後地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（第6項第3号に規定する故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠つた場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けた場合
 - (3) 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当た

- る行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして当該処分値することが明らかなものをいう。)をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- 9 任命権者は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に通知するものとする。
- 10 任命権者が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行つた後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を通知するものとする。
- 11 任命権者は、認定を行つた後に生じた事情に鑑み、認定を受けた職員（以下この項及び次項において「認定応募者」という。）が第13項第3号に規定する退職すべき期日（以下この項及び次項において「退職すべき期日」という。）に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、退職すべき期日の繰上げ又は繰下げについて当該認定応募者の同意を得たときは、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。
- 12 任命権者は、前項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げた場合には、直ちに、新たに定めた退職すべき期日を当該認定応募者に通知しなければならない。
- 13 認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。
- (1) 第14条第1項各号のいずれかに該当するに至つたとき。
- (2) 第21条第1項又は第2項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至つたとき。
- (3) 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかつたとき（前2号に掲げるときを除く。）。
- (4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分及び第6項第3号に規定する故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠つた場合にお

ける懲戒処分を除く。)又はこれに準ずる処分を受けたとき。

(5) 第6項の規定により応募を取り下げたとき。

14 任命権者は、この条の規定による募集及び認定について、募集実施要項を公表しなければならない。

15 前各項に定めるもののほか、募集に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(提案理由)

国家公務員に準じ、早期退職募集制度を導入するほか、定年前早期退職特例措置の内容の拡充等を行おうとするものである。

(参考)

奈良市職員の退職手当に関する条例（抄）

（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）

第3条 次条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料の月額（職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 2 前項に規定する者のうち、傷病（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第2項並びに第5条第1項及び第2項において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第14条第1項各号に掲げる者を含む。）に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第4条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者（地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものに限る。）に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たもの、公務上の傷病又は死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者（地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものに限る。）に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150

(2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165

(3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180

(4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の3 第5条第1項に規定する者のうち、奈良市職員の定年等に関する条例（昭和59年奈良市条例第4号）第2条に規定する定年退職日から1年前までに退職した者であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の

		日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、

(勸奨の要件)

第6条の2 勸奨を受けて退職した者に係る当該勸奨は、その事実について、規則で定めるところにより、記録が作成されたものでなければならない。

第7条の3 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第7条	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第7条の2第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第7条の2第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年

		数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額

第7条の4（退職手当の調整額）

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 退職した者のうち自己都合退職者（第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）以外のものでその勤続期間が5年以上24年以下のもの 第1項第1号から第7号まで又は第9号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第8号に掲げる職員の区分にあつては零として、同項の規定を適用して計算した額
- (2) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (3) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零
- (4) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (5) 自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零

第10条 削除

奈良市手数料条例の一部改正について

奈良市手数料条例の一部を次のように改正しようとする。

平成26年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市手数料条例の一部を改正する条例

奈良市手数料条例（平成12年奈良市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第78項中「91,000円」を「92,000円」に改め、同表第79項中「820,000円」を「830,000円」に、「990,000円」を「1,010,000円」に、「1,100,000円」を「1,120,000円」に、「1,400,000円」を「1,420,000円」に、「1,640,000円」を「1,660,000円」に、「3,850,000円」を「3,880,000円」に、「5,090,000円」を「5,100,000円」に、「1,120,000円」を「1,130,000円」に、「1,330,000円」を「1,340,000円」に、「1,480,000円」を「1,500,000円」に、「2,120,000円」を「2,140,000円」に、「4,330,000円」を「4,350,000円」に改め、同表第80項中「91,000円」を「92,000円」に改め、同表第91項中「950,000円」を「990,000円」に、「1,650,000円」を「1,720,000円」に、「3,180,000円」を「3,320,000円」に、「3,890,000円」を「4,060,000円」に、「4,450,000円」を「4,650,000円」に改め、同表第93項中「410,000円」を「430,000円」に、「920,000円」を「960,000円」に、「1,160,000円」を「1,210,000円」に、「2,830,000円」を「2,950,000円」に、「3,470,000円」を「3,620,000円」に、「4,000,000円」を「4,170,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の奈良市手数料条例別表第 78 項、第 79 項、第 80 項、第 91 項及び第 93 項の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、危険物の製造所等の設置の許可申請等に係る手数料の額を引き上げようとするものである。

(参考)

奈良市手数料条例（抄）

別表（第2条関係）

番号	名 称	事 務	金 額
78	製造所の設置許可申請手数料	消防法第11条第1項前段の規定に基づく製造所の設置の許可の申請に対する審査	指定数量の倍数が200を超える場合 1件につき 91,000円
79	貯蔵所の設置許可申請手数料	消防法第11条第1項前段の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第20条の4第2項第3号に定める構造を有しなければならない特定屋外貯蔵タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下この項において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く）	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の場合 1件につき 820,000円 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の場合 1件につき 990,000円 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の場合 1件につき 1,100,000円 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の場合 1件につき 1,400,000円 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の場合 1件につき 1,640,000円

		く。)の設置の許可の申請に対する審査	危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の場合	1件につき 3,850,000円
			危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の場合	1件につき 5,090,000円
		消防法第11条第1項前段の規定に基づく浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の場合	1件につき 1,120,000円
			危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の場合	1件につき 1,330,000円
			危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の場合	1件につき 1,480,000円
			危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の場合	1件につき 2,120,000円
			危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の場合	1件につき 4,330,000円
80	取扱所の設置許可申請手数料	消防法第11条第1項前段の規定に基づく一般取扱所の設置の許可の申請に対する審査	指定数量の倍数が200を超える場合	1件につき 91,000円

	料			
91	製造所等 の設置の許可に係る完成検査前検査手数料	消防法第11条の2第1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る溶接部検査	危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所の場合	1件につき 950,000円
			危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所の場合	1件につき 1,650,000円
			危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所の場合	1件につき 3,180,000円
			危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所の場合	1件につき 3,890,000円
			危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所の場合	1件につき 4,450,000円
93	保安検査手数料	消防法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリ	1件につき 410,000円

	特定屋外タンク貯蔵所を除く。)の保安に関する検査	リットル未満の場合	
		危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の場合	1件につき 920,000円
		危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の場合	1件につき 1,160,000円
		危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の場合	1件につき 2,830,000円
		危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の場合	1件につき 3,470,000円
		危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の場合	1件につき 4,000,000円

奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律施行条例の一部改正について

奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を
次のように改正しようとする。

平成 26 年 2 月 28 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一
部を改正する条例

奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成 1
8 年奈良市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条から第 6 条までの規定中「100 分の 5」を「100 分の 10」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた
めの法律施行条例第 4 条から第 6 条までの規定は、この条例の施行の日以後の事業の利
用に係る費用負担について適用し、同日前の事業の利用に係る費用負担については、な
お従前の例による。

（提案理由）

地域生活支援事業について、各事業の費用負担の公平性を確保するため、利用者負担割
合の見直しを行おうとするものである。

(参考)

奈良市障害者の日常生活及び社会生活を 総合的に支援するための法律施行条例（抄）

（移動支援事業に係る費用負担）

第4条 法第77条第1項第8号に規定する移動支援事業を利用する者又はその扶養義務者は、移動支援事業の実施に通常要する費用の額を勘案して市長が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該移動支援事業の実施に要した費用の額を超えるときは、当該現に移動支援事業の実施に要した費用の額）の100分の5に相当する額を負担しなければならない。

（地域活動支援センター機能強化事業に係る費用負担）

第5条 法第77条第1項第9号に規定する事業のうち、地域において雇用・就労が困難な障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを提供する事業を利用する者又はその扶養義務者は、当該事業の実施に通常要する費用の額を勘案して市長が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該事業の実施に要した費用の額を超えるときは、当該現に事業の実施に要した費用の額）の100分の5に相当する額を負担しなければならない。

（訪問入浴サービス事業等に係る費用負担）

第6条 法第77条第3項の規定により市が実施する事業のうち、次に掲げる事業を利用する者又はその扶養義務者は、当該事業の実施に通常要する費用の額を勘案して市長が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該事業の実施に要した費用の額を超えるときは、当該現に事業の実施に要した費用の額）の100分の5に相当する額を負担しなければならない。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制
定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部改正に伴う関係
条例の整備に関する条例を次のように制定しようとする。

平成 2 6 年 2 月 2 8 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部改正に伴う
関係条例の整備に関する条例

(奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の
一部改正)

第 1 条 奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条
例（平成 2 5 年奈良市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

「第 7 章 共同生活介護

第 1 節 基本方針（第 1 2 5 条）

目次中 第 2 節 人員に関する基準（第 1 2 6 条・第 1 2 7 条） を

第 3 節 設備に関する基準（第 1 2 8 条）

第 4 節 運営に関する基準（第 1 2 9 条—第 1 4 2 条）」

「第 7 章 削除」に、

「第 1 3 章 共同生活援助

第 1 節 基本方針（第 1 9 5 条）

第 2 節 人員に関する基準（第 1 9 6 条・第 1 9 7 条） を

第 3 節 設備に関する基準（第 1 9 8 条）

第 4 節 運営に関する基準（第 1 9 9 条—第 2 0 1 条）」

「第 1 3 章 共同生活援助

第1節 基本方針（第195条）

第2節 人員に関する基準（第196条・第197条）

第3節 設備に関する基準（第198条）

第4節 運営に関する基準（第198条の2—第201条）

第5節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、に、
設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第201条の2・第201条の3）

第2款 人員に関する基準（第201条の4・第201条の5）

第3款 設備に関する基準（第201条の6）

第4款 運営に関する基準（第201条の7—第201条の12）

「第15章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例（第204条・第205条）」を「第15章 削除」に改める。

第2条第3号中「第5条第22項」を「第5条第21項」に改める。

第5条第2項中「肢体不自由者」の次に「又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者」を加え、「常時介護を要する障害者」を「常時介護を要するもの」に改める。

第6条第1項中「者（以下この章）の次に「、第201条の2及び第201条の10」を加え、「第5条」を「第5条第1項」に改める。

第81条第1項第2号ア中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改める。

第101条第1項第2号中「第126条第1項に規定する指定共同生活介護事業者、」を削り、「又は第196条第1項」を「、第196条第1項」に改め、「指定共同生活援助事業者」の次に「又は第201条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」を加え、「「指定共同生活介護事業者等」を「「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」に改め、同号ア中「第125条に規定する指定共同生活介護、」を削り、「又は第195条に規定する指定共同生活援助」を「、第195条に規定する指定共同生活援助又は第201条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助」に、「指定共同生活介護等」を「指定自立訓練（生活訓練）等」に、「指定共同生活介護事業所等（当該指定共同生活介護事業者等が設置する当該指定に係る指定共同生活介護事業所（第126条第1項に規定する指定共同生活介護事業所をいう。）、」を

「指定自立訓練（生活訓練）事業所等（当該指定自立訓練（生活訓練）事業者等が設置する当該指定に係る）」に、「又は指定共同生活援助事業所」を「、指定共同生活援助事業所」に改め、「同じ。）」の次に「又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（第201条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。）」を加え、「当該指定共同生活介護事業所等」を「当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等」に改め、同条第2項第2号中「指定共同生活介護事業者等」を「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」に改め、同号ア中「指定共同生活介護等」を「指定自立訓練（生活訓練）等」に、「当該指定共同生活介護事業所等」を「当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等」に改め、同条第3項第1号中「、第126条第1項に規定する指定共同生活介護事業所」を削り、「指定共同生活援助事業所」の次に「、第201条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」を加え、同号ア中「、第125条に規定する指定共同生活介護」を削り、「指定共同生活援助」の次に「、第201条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助」を加える。

第102条中「第7条」を「第53条」に改める。

第110条第2号中「第126条第1項に規定する指定共同生活介護事業所又は」を削り、「指定共同生活援助事業所」の次に「又は第201条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」を加え、「共同生活住居（法第34条第1項に規定する共同生活住居をいう。以下同じ。）」を「共同生活援助を行う住居（以下「共同生活住居」という。）」に改める。

第115条第1項中「及び第196条第1項に規定する指定共同生活援助事業者」を削る。

第120条第3項中「共同生活介護」を「共同生活援助」に改める。

第7章を次のように改める。

第7章 削除

第125条から第142条まで 削除

第158条の次に次の1条を加える。

（利用者負担額に係る管理）

第158条の2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第1項に規定する厚

生労働大臣が定める者に限る。)が同一の月に当該指定自立訓練(生活訓練)事業者が提供する指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

- 2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。)の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定自立訓練(生活訓練)事業者が提供する指定自立訓練(生活訓練)(指定宿泊型自立訓練を除く。)及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定自立訓練(生活訓練)及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

第159条中「、第23条」、「、第132条」、「、第23条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第171条に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。)の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と」及び「、第132条第1項中「支給決定障害者(入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く。)が」とあるのは「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第171条に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。)が」と」を削る。

第172条中「、第23条」及び「、第132条」を削り、「及び第148条」を「、第148条及び第158条の2」に改め、「、第23条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者(指定障害福祉サービス基準第184条に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。)の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と」を削り、「、第132条第1項中「支給決定障害者(入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く。)が」を「、第1

58条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）が」に改め、「同じ。）が」の次に「と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）の」とあるのは「支給決定障害者（指定障害福祉サービス基準第184条に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）の」を加える。

第195条中「相談」の次に「、入浴、排せつ又は食事の介護」を加える。

第196条第1項第1号中「10」を「6」に改め、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上

ア 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号。以下この号及び附則第6条において「区分省令」という。）第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数

イ 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数

ウ 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数

エ 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数

第197条を次のように改める。

（管理者）

第197条 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

2 指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。

第198条を次のように改める。

（設備）

第198条 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、

かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生及び防災その他の利用者の安全について十分考慮されたものでなければならない。

2 指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（以下「入所施設」という。）又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

3 指定共同生活援助事業所は、1以上の共同生活住居（サテライト型住居（当該サテライト型住居を設置しようとする者により設置される当該サテライト型住居以外の共同生活住居であって、当該サテライト型住居に入居する者に対する支援を行うもの（以下「本体住居」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営される共同生活住居をいう。以下同じ。）を除く。以下この項、次項から第6項までにおいて同じ。）を有するものとし、当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は4人以上とする。

4 共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人（市長が特に必要があると認めるときは30人）以下とすることができる。

5 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、市長が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を2人以上30人以下（ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。）とすることができる。

6 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。

7 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。

8 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。

(1) 1の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

(2) 1の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

9 サテライト型住居の基準は、次のとおりとする。

(1) 入居定員を1人とすること。

- (2) 日常生活を営む上で必要な設備を設けること。
- (3) 居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

第13章第4節中第199条の前に次の5条を加える。

(入退居)

第198条の2 指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く。）に提供するものとする。

- 2 指定共同生活援助事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。
- 3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(入退居の記録の記載等)

第198条の3 指定共同生活援助事業者は、入居者の入居又は退居に際しては、当該指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（次項において「受給者証記載事項」という。）を、利用者の受給者証に記載しなければならない。

- 2 指定共同生活援助事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第198条の4 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定共同生活援助事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

(1) 食材料費

(2) 家賃（法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合（同条第2項において準用する法第29条第4項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活援助事業者を支払われた場合に限る。

）は、当該利用者に係る家賃の月額から法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。）

(3) 光熱水費

(4) 日用品費

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定共同生活援助事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 指定共同生活援助事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

（指定共同生活援助の取扱方針）

第198条の5 指定共同生活援助事業者は、第201条において読み替えて準用する第61条に規定する共同生活援助計画（以下「共同生活援助計画」という。）に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活援助の提供を行う場合には、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。

3 指定共同生活援助事業所の従業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやす

いように説明を行わなければならない。

- 4 指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(サービス管理責任者の責務)

第198条の6 サービス管理責任者は、第201条において準用する第61条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- (3) 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。
- (4) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

第199条の見出しを「(介護及び家事等)」に改め、同条第3項中「による」の次に「介護又は」を加え、同項を同条第4項とし、同条中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

第199条の次に次の2条を加える。

(社会生活上の便宜の供与等)

第199条の2 指定共同生活援助事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。

- 2 指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

- 3 指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第199条の3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) 指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 入居に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) その他運営に関する重要事項

第200条第3項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

第200条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 指定共同生活援助事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

第200条の次に次の3条を加える。

(支援体制の確保)

第200条の2 指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第200条の3 指定共同生活援助事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを

得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第200条の4 指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

第201条中「、第129条から第134条まで、第136条、第137条及び第139条から第141条まで」を「及び第158条の2」に、「第201条において準用する第137条」を「第199条の3」に、「第201条において準用する第131条第1項」を「第198条の4第1項」に、「第201条において準用する第131条第2項」を「第198条の4第2項」に、「第201条において準用する第141条第1項」を「第200条の4第1項」に、「、第131条第3項第2号中「当該指定共同生活介護事業者」とあるのは「当該指定共同生活援助事業者」と、第133条第1項及び第134条第1項中「第142条」とあるのは「第201条」と、第134条第1項第3号及び第136条第1項中「指定生活介護事業所等」とあるのは「指定自立訓練（生活訓練）事業所等」を「、第158条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」に改める。

第13章に次の1節を加える。

第5節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、
設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第201条の2 第1節から前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第201

条の１２において読み替えて準用する第６１条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助（第２０１条の４第１項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第２０１条の３ 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第２款 人員に関する基準

（従業者の員数）

第２０１条の４ 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき基本サービスを提供する従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 世話人 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を６で除した数以上
 - (2) サービス管理責任者 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数
 - ア 利用者の数が３０以下 １以上
 - イ 利用者の数が３１以上 １に、利用者の数が３０を超えて３０又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上
- ２ 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第201条の5 第197条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

第3款 設備に関する基準

(準用)

第201条の6 第198条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

第4款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第201条の7 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者等が外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第201条の9に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所（以下「受託居宅介護サービス事業所」という。）の名称その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき、書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(受託居宅介護サービスの提供)

第201条の8 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者が受

託居宅介護サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。

(運営規程)

第201条の9 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) 外部サービス利用型指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地
- (6) 入居に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 非常災害対策
- (9) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他運営に関する重要事項

(受託居宅介護サービス事業者への委託)

第201条の10 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅介護サービス事業所ごとに文書により行わなければならない。

- 2 受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者でなければならない。
- 3 受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は指定居宅介護とする。
- 4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たっては、あらかじめ、指定居宅介護事業者と、第1項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。
- 5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。

6 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

(勤務体制の確保等)

第201条の11 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供できるよう、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業員の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。

3 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は受託居宅介護サービス事業所の従業員によって外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しなければならない。

4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業員に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。

(準用)

第201条の12 第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第44条、第56条、第61条、第63条、第69条、第73条、第76条から第78条まで、第91条、第93条、第95条、第158条の2、第198条の2から第198条の6まで、第199条、第199条の2及び第200条の2から第200条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第201条の12において準用する第198条の4第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第201条の12において準用する第198条の4第2項」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第201条の12において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第56条第1項」

とあるのは「第201条の12において準用する第56条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第201条の12において準用する第91条」と、同項第4号中「第76条第3項」とあるのは「第201条の12において準用する第76条第3項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第201条の12」と、第95条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条の12において準用する第200条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第158条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第199条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

第15章を次のように改める。

第15章 削除

第204条及び第205条 削除

附則第3条第1項第1号中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。

附則第6条第1項及び第2項中「第135条第4項」を「第199条第4項」に、「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に、「第2条第4号」を「第1条第5号」に、「同条第5号」を「同条第6号」に、「同条第6号」を「同条第7号」に改め、同条第3項中「第126条第1項第2号イからエまで」を「第196条第1項第2号イからエまで」に改める。

（奈良市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第2条 奈良市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号ア(イ)a(a)中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改める。

(奈良市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第3条 奈良市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成25年奈良市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第40条第1項第3号ア中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改める。

第60条第8項に次のただし書を加える。

ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所であって、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第90条第3項中「第53条第1項第2号イ及びエ、第7項並びに」を「第53条第1項第2号エ及び」に改める。

附則第4条第1項第1号中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。

(奈良市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第4条 奈良市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成25年奈良市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号ア(イ)a(a)中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改める。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部改正)

第5条 次に掲げる条例の規定中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

- (1) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年奈良市条例第34号）第10条の2第2号
- (2) 奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和47年奈良市条例第12号）第2条第1項
- (3) 奈良市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年奈良市条例第13号）第9条の2第1項第2号

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「旧指定障害福祉サービ

ス基準条例」という。) 第 1 2 5 条に規定する指定共同生活介護の事業を行う事業所並びに旧指定障害福祉サービス基準条例第 2 0 4 条に規定する指定共同生活介護の事業等を行う一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所については、第 1 条の規定による改正後の奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 (以下「新指定障害福祉サービス基準条例」という。) 第 1 9 5 条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所とみなす。

- 2 この条例の施行の際現に旧指定障害福祉サービス基準条例第 1 9 5 条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所 (次項において「旧指定共同生活援助事業所」という。) は、新指定障害福祉サービス基準条例第 2 0 1 条の 2 に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う事業所 (第 4 項において「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。) とみなす。
- 3 この条例の施行の日において現に存する旧指定共同生活援助事業所について、新指定障害福祉サービス基準条例第 2 0 1 条の 4 の規定を適用する場合においては、当分の間、同条第 1 項第 1 号中「6」とあるのは、「1 0」とする。
- 4 第 2 項の規定により、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所とみなされたものについて、新指定障害福祉サービス基準条例第 2 0 1 条の 1 0 第 4 項の規定を適用する場合においては、この条例の施行後最初の指定の更新までの間は、同項中「事業の」とあるのは、「受託居宅介護サービスの提供の」とする。

(提案理由)

関係法令の改正に伴い、障害程度区分の障害支援区分への見直し、共同生活介護の共同生活援助への一元化等について、関係条例の規定の整備を行おうとするものである。

(参考)

奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、 設備及び運営の基準等に関する条例（抄）

目次

第7章 共同生活介護

第1節 基本方針（第125条）

第2節 人員に関する基準（第126条・第127条）

第3節 設備に関する基準（第128条）

第4節 運営に関する基準（第129条—第142条）

第13章 共同生活援助

第1節 基本方針（第195条）

第2節 人員に関する基準（第196条・第197条）

第3節 設備に関する基準（第198条）

第4節 運営に関する基準（第199条—第201条）

第15章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例（第204条・第205条）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（3）支給決定障害者等 法第5条第22項に規定する支給決定障害者等をいう。

第5条

2 重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業は、重度の肢体不自由者であつて常時介護を要する障害者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（従業者の員数）

第6条 指定居宅介護の事業を行う者（以下この章において「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定居宅介護の提供に当たる者として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第5条に規定する厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節及び第4節において同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

（従業者の員数）

第81条 指定生活介護の事業を行う者（以下「指定生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第8章、第9章及び第16章において同じ。） 、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる平均障害程度区分（指定障害福祉サービス基準第78条第1項第2号イに規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに掲げる数とする。

(ア) 平均障害程度区分が4未満 利用者の数を6で除した数以上

(イ) 平均障害程度区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数以上

(ウ) 平均障害程度区分が5以上 利用者の数を3で除した数以上

（従業者の員数）

第101条 法第5条第8項に規定する施設が指定短期入所の事業を行う事業所（以下この章において「指定短期入所事業所」という。）として当該施設と一体的に運営を行う事業所（以下この章において「併設事業所」という。）を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。

(2) 第126条第1項に規定する指定共同生活介護事業者、第154条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者（規則第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。）又は第196条第1項に規定する指定共同生活援助事業者（以下この章において「指定共同生活介護事業者等」という。）である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 指定短期入所と同時に第125条に規定する指定共同生活介護、第153条に規定する指定自立訓練（生活訓練）（規則第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練に係るものに限る。）又は第195条に規定する指定共同生活援助（以下この章において「指定共同生活介護等」という。）を提供する時間帯 指定共同生活介護事業所等（当該指定共同生活介護事業者等が設置する当該指定に係る指定共同生活介護事業所（第126条第1項に規定する指定共同生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（第154条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）又は指定共同生活援助事業所（第196条第1項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。）の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

2 法第5条第8項に規定する施設が、その施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下この章において「空床利用型事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる数とする。

(2) 指定共同生活介護事業者等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、

それぞれア又はイに掲げる数

ア 指定短期入所と同時に指定共同生活介護等を提供する時間帯 当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

- 3 併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所（以下この章において「単独型事業所」という。）に置くべき生活支援員の員数は、次の各号に掲げる場合に
応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 指定生活介護事業所、第126条第1項に規定する指定共同生活介護事業所、第144条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所、第154条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所、第163条第1項に規定する指定就労移行支援事業所、第174条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所（第186条に規定する指定就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）、第196条第1項に規定する指定共同生活援助事業所又は指定障害児通所支援事業所（児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）（以下この章において「指定生活介護事業所等」という。）において指定短期入所の事業を行う場合 ア又はイに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 指定生活介護、第125条に規定する指定共同生活介護、第143条に規定する指定自立訓練（機能訓練）、第153条に規定する指定自立訓練（生活訓練）、第173条に規定する指定就労継続支援A型、第186条に規定する指定就労継続支援B型、第195条に規定する指定共同生活援助又は児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援のサービス提供時間 当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

（準用）

第102条 第7条の規定は、指定短期入所の事業について準用する。

（定員の遵守）

第110条 指定短期入所事業者は、次に掲げる利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- (2) 空床利用型事業所にあつては、当該施設の利用定員（第126条第1項に規定する指定共同生活介護事業所又は第196条第1項に規定する指定共同生活援助事業所にあつては、共同生活住居（法第34条第1項に規定する共同生活住居をいう。以下同じ。）及びユニット（居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。）の入居定員）及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

（従業者の員数）

第115条 指定重度障害者等包括支援の事業を行う者（以下この章において「指定重度障

害者等包括支援事業者」という。)は、当該指定重度障害者等包括支援事業者が指定を受けている指定障害福祉サービス事業者(指定療養介護事業者及び第196条第1項に規定する指定共同生活援助事業者を除く。第118条において同じ。)又は指定障害者支援施設の基準を満たさなければならない。

第120条 (障害福祉サービスの提供に係る基準)

- 3 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス(短期入所及び共同生活介護に限る。)を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあっては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、その提供する障害福祉サービスごとに、この条例に規定する基準を満たさなければならない。

第7章 共同生活介護

第1節 基本方針

第125条 共同生活介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定共同生活介護」という。)の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第126条 指定共同生活介護の事業を行う者(以下「指定共同生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定共同生活介護事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 世話人 指定共同生活介護事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上

(2) 生活支援員 指定共同生活介護事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上

ア 障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成18年厚生労働省令第40号。以下この号及び附則第6条において「区分省令」という。)第2条第3号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数

イ 区分省令第2条第4号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数

ウ 区分省令第2条第5号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数

エ 区分省令第2条第6号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数

(3) サービス管理責任者 指定共同生活介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が30以下 1以上

イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項に規定する指定共同生活介護の従業者は、専ら指定共同生活介護事業所の職務

に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(管理者)

第127条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定共同生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活介護事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

2 指定共同生活介護事業所の管理者は、適切な指定共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。

第3節 設備に関する基準

(設備)

第128条 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生及び防災その他の利用者の安全について十分考慮されたものでなければならない。

2 指定共同生活介護に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（以下「入所施設」という。）又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

3 指定共同生活介護事業所は、1以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は4人以上とする。

4 共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人（市長が特に必要があると認めるときは30人）以下とすることができる。

5 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。

6 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。

7 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。

(1) 1の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

(2) 1の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

第4節 運営に関する基準

(入退居)

第129条 指定共同生活介護は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く。）に提供するものとする。

2 指定共同生活介護事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

3 指定共同生活介護事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。

4 指定共同生活介護事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を

行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(入退居の記録の記載等)

第130条 指定共同生活介護事業者は、入居又は退居に際しては、当該指定共同生活介護事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（次項において「受給者証記載事項」という。）を利用者の受給者証に記載しなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第131条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定共同生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定共同生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

(1) 食材料費

(2) 家賃（法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合（同条第2項において準用する法第29条第4項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活介護事業者に支払われた場合に限る。）は、当該利用者に係る家賃の月額から法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。）

(3) 光熱水費

(4) 日用品費

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定共同生活介護事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 指定共同生活介護事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

(利用者負担額に係る管理)

第132条 指定共同生活介護事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く。）が同一の月に当該指定共同生活介護事業者が提供する指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定共同生活介護事業者は、利用者負担額合計額

を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

- 2 指定共同生活介護事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者に限る。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定共同生活介護事業者が提供する指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定共同生活介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

（指定共同生活介護の取扱方針）

第133条 指定共同生活介護事業者は、第142条において準用する第61条に規定する共同生活介護計画（以下「共同生活介護計画」という。）に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

- 2 指定共同生活介護事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活介護の提供を行う場合には、共同生活介護計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活介護の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。
- 3 指定共同生活介護事業所の従業者は、指定共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧にを行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 4 指定共同生活介護事業者は、その提供する指定共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（サービス管理責任者の責務）

第134条 サービス管理責任者は、第142条において準用する第61条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- (3) 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。
- (4) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

（介護及び家事等）

第135条 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

- 2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めなければならない。
- 3 指定共同生活介護事業者は、調理に当たっては、旬の食材や郷土食を取り入れる等、栄養並びに利用者の心身の状況、嗜好並びに食べる意欲の維持及び向上を考慮した献立となるよう助言に努めなければならない。
- 4 指定共同生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による介護又は家事等を受けさせてはならない。
(社会生活上の便宜の供与等)

第136条 指定共同生活介護事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。

- 2 指定共同生活介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。
- 3 指定共同生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
(運営規程)

第137条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) 指定共同生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 入居に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) その他運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第138条 指定共同生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活介護を提供できるよう、指定共同生活介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活介護の提供に配慮しなければならない。
- 3 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに、当該指定共同生活介護事業所の従業者によって指定共同生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定共同生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。
- 4 指定共同生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活介護に係る生活

支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

5 指定共同生活介護事業者は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

6 指定共同生活介護事業者は、従業者に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。

(支援体制の確保)

第139条 指定共同生活介護事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第140条 指定共同生活介護事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第141条 指定共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(準用)

第142条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第44条、第56条、第61条、第63条、第69条、第73条、第76条から第78条まで、第91条、第93条及び第95条の規定は、指定共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第137条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第131条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第131条第2項」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活介護計画」と、第78条第2項第1号中「第61条第1項」とあるのは「第142条において準用する第61条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活介護計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第142条において準用する第56条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第142条において準用する第91条」と、同項第4号中「第76条第3項」とあるのは「第142条において準用する第76条第3項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第142条」と、第95条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第141条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。

(準用)

第159条 第10条から第19条まで、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第44条、第60条から第63条まで、第69条、第71条、第72条、第73条（第4項を除く。）、第76条から第78条まで、第89条から第95条まで、第132条、第148条及び第149条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合におい

て、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第159条において準用する第92条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第158条第1項から第4項まで」と、第23条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第171条に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第158条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第159条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第62条中「前条」とあるのは「第159条において準用する前条」と、第78条第2項第1号中「第61条第1項」とあるのは「第159条において準用する第61条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第157条第1項及び第2項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第159条において準用する第91条」と、同項第4号中「第76条第3項」とあるのは「第159条において準用する第76条第3項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第159条」と、第92条中「第95条」とあるのは「第159条において準用する第95条」と、第95条中「前条」とあるのは「第159条において準用する前条」と、第132条第1項中「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く。）が」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第171条に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。）が」と読み替えるものとする。

（準用）

第172条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第44条、第60条から第63条まで、第69条、第71条、第72条、第73条（第4項を除く。）、第76条から第78条まで、第87条から第95条まで、第132条、第147条及び第148条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第172条において準用する第92条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する第147条第1項」と、第23条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者（指定障害福祉サービス基準第184条に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第172条において準用する第147条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第62条中「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第78条第2項第1号中「第61条第1項」とあるのは「第172条において準用する第61条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第172条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第68

条」とあるのは「第172条において準用する第91条」と、同項第4号中「第76条第3項」とあるのは「第172条において準用する第76条第3項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第172条」と、第92条中「第95条」とあるのは「第172条において準用する第95条」と、第95条中「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第132条第1項中「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く。）が」とあるのは「支給決定障害者（指定障害福祉サービス基準第184条に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。）が」と読み替えるものとする。

第195条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（従業者の員数）

第196条 指定共同生活援助の事業を行う者（以下「指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

（1）世話人 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上

（準用）

第197条 第127条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。

（準用）

第198条 第128条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。

第199条（家事等）

3 指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による家事等を受けさせてはならない。

第200条（勤務体制の確保等）

3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、当該指定共同生活援助事業所の従業者によって指定共同生活援助を提供しなければならない。

（準用）

第201条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第44条、第56条、第61条、第63条、第69条、第73条、第76条から第78条まで、第91条、第93条、第95条、第129条から第134条まで、第136条、第137条及び第139条から第141条までの規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第201条において準用する第137条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第201条において準用する第131条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第201条において準用する第131条第2項」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第78条第2項第1号中「第61条第1項」とあるのは「第201条において準用する第61条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同

項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第201条において準用する第56条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第201条において準用する第91条」と、同項第4号中「第76条第3項」とあるのは「第201条において準用する第76条第3項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第201条」と、第95条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条において準用する第141条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第131条第3項第2号中「当該指定共同生活介護事業者」とあるのは「当該指定共同生活援助事業者」と、第133条第1項及び第134条第1項中「第142条」とあるのは「第201条」と、第134条第1項第3号及び第136条第1項中「指定生活介護事業所等」とあるのは「指定自立訓練（生活訓練）事業所等」と読み替えるものとする。

第15章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例

（従業者の員数に関する特例）

第204条 指定共同生活介護の事業及び指定共同生活援助の事業（以下「指定共同生活介護の事業等」という。）を一体的に行う指定共同生活介護事業所（以下「一体型指定共同生活介護事業所」という。）及び指定共同生活援助事業所（以下「一体型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき世話人及びサービス管理責任者の員数は、第126条第1項第1号及び第3号並びに第196条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 世話人 当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所を1の事業所であるとみなして、当該1の事業所とみなされた事業所ごとに、常勤換算方法で、当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所の利用者の数の合計を6で除した数以上
- (2) サービス管理責任者 当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所を1の事業所であるとみなして、当該1の事業所とみなされた事業所ごとに、ア又はイに掲げる当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数
 - ア 利用者の数の合計が30以下 1以上
 - イ 利用者の数の合計が31以上 1に、利用者の数の合計が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

（設備及び定員の遵守に関する特例）

第205条 一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所においては、これらの事業所の利用者の数の合計及びその入居定員の合計をこれらの事業所の利用者の数及び入居定員とみなして第128条（第198条において準用する場合を含む。）及び第140条（第201条において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

附 則

第3条 当分の間、第1号の厚生労働大臣が定める者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この条において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第81条第1項第2号アの規定にかかわらず、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数を合計した数以上とする。

(1) 次のアからウまでに掲げる利用者（指定障害福祉サービス基準附則第4条第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。以下この号において同じ。）の平均障害程度区分に応じ、それぞれアからウまでに掲げる数

ア 平均障害程度区分が4未満 利用者の数を6で除した数

イ 平均障害程度区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数

ウ 平均障害程度区分が5以上 利用者の数を3で除した数

第6条 第135条第4項の規定は、指定共同生活介護事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であつて、区分省令第2条第4号に規定する区分4、同条第5号に規定する区分5又は同条第6号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、平成27年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

2 第135条第4項の規定は、指定共同生活介護事業所の利用者のうち、区分省令第2条第4号に規定する区分4、同条第5号に規定する区分5又は同条第6号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、平成27年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

3 前2項の場合において、第126条第1項第2号イからエまでの規定中「利用者の数」とあるのは、「利用者の数（附則第6条第1項又は第2項の規定の適用を受ける者にあつては、当該利用者の数に2分の1を乗じて得た数）」とする。

奈良市指定障害者支援施設の人員、設備 及び運営の基準等に関する条例（抄）

（従業者の員数）

第5条 指定障害者支援施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 生活介護を行う場合

ア 生活介護を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(イ) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

a 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(a)及び(b)に掲げる数を合計した数以上とする。

(a) i から iii までに掲げる平均障害程度区分（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号。以下「指定障害者支援施設等基準」という。）第4条第1項第1号イ(2)(一)(イ)に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ i から iii までに掲げる数

- i 平均障害程度区分が4未満 利用者（指定障害者支援施設等基準第4条第1項第1号イ(2)(一)(イ)(i)に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。ii及びiiiにおいて同じ。）の数を6で除した数
- ii 平均障害程度区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数
- iii 平均障害程度区分が5以上 利用者の数を3で除した数

奈良市障害福祉サービス事業の設備 及び運営の基準に関する条例（抄）

（職員の配置の基準）

第40条 生活介護事業者が生活介護事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(3) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、次章及び第5章において同じ。） 、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる利用者の平均障害程度区分（障害福祉サービス基準第39条第1項第3号イに規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに掲げる数とする。

(ア) 平均障害程度区分が4未満 利用者の数を6で除した数以上

(イ) 平均障害程度区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数以上

(ウ) 平均障害程度区分が5以上 利用者の数を3で除した数以上

第60条（職員の配置の基準）

8 第1項第4号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

第90条（職員の員数等の特例）

3 前条第4項後段の規定により、多機能型事業所の利用定員を1人以上とすることができることとされた多機能型事業所は、第40条第1項第3号エ及び第7項、第53条第1項第2号イ及びエ、第7項並びに第8項、第60条第1項第2号及び第7項並びに第88条において準用する第75条第1項第2号及び第5項の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所を1の事業所であるとみなして、当該1の事業所とみなされた事業所に置くべき生活支援員の数を、常勤換算方法で、第1号に掲げる利用者の数を6で除した数と第2号に掲げる利用者の数を10で除した数の合計数以上とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされる生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

附 則

第4条 当分の間、第1号の厚生労働大臣が定める者に対し生活介護を提供する生活介護事業所に置くべき看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この条において同じ。） 、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第40条第1項第3号アの規定にかかわらず、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲

げる数の合計以上の数とする。

(1) 次のアからウまでに掲げる利用者（障害福祉サービス基準附則第3条第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。以下この号において同じ。）の平均障害程度区分に応じ、それぞれアからウまでに掲げる数

ア 平均障害程度区分が4未満 利用者の数を6で除した数

イ 平均障害程度区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数

ウ 平均障害程度区分が5以上 利用者の数を3で除した数

奈良市障害者支援施設の設備 及び運営の基準に関する条例（抄）

（職員の配置の基準）

第12条 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(2) 生活介護を行う場合

ア 生活介護を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(イ) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

a 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(a)及び(b)に掲げる数を合計した数以上とする。

(a) i から iii までに掲げる平均障害程度区分（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号。以下「障害者支援施設基準」という。）第11条第1項第2号イ(2)(一)(イ)に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ i から iii までに掲げる数

i 平均障害程度区分が4未満 利用者（障害者支援施設基準第11条第1項第2号イ(2)(一)(イ)(i)に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。

ii 及び iii において同じ。）の数を6で除した数

ii 平均障害程度区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数

iii 平均障害程度区分が5以上 利用者の数を3で除した数

議会の議員その他非常勤の職員の 公務災害補償等に関する条例（抄）

（介護補償）

第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のもにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けて

いる場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して市長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例（抄）

（対象者）

第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市に居住（学校教育法（昭和22年法律第26号）第80条に規定する学校に就学している者並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設、同条第1項の厚生労働省令で定める施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設及び身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第2項に規定する医療保健施設に入所している者については、その者の保護者（親権を行う者又は後見人等をいう。）が本市に居住）し、かつ、次のいずれかに該当する者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員、加入者若しくはこれらの者の被扶養者であるものとする。

奈良市消防団員等公務災害補償条例（抄）

（介護補償）

第9条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する非常勤消防団員等が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、市は、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して規則で定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

奈良市立診療所設置条例の一部改正について

奈良市立診療所設置条例の一部を次のように改正しようとする。

平成 26 年 2 月 28 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市立診療所設置条例の一部を改正する条例

奈良市立診療所設置条例（昭和 24 年奈良市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表奈良市立奈良診療所の項を削る。

第 3 条第 1 項中「（奈良市立奈良診療所を除く。）」を削る。

第 4 条第 2 項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、同条第 3 項を削り、同条第 4 項中「第 1 項及び第 2 項」を「前 2 項」に改め、「（奈良市立奈良診療所を除く。）」を削り、同項を同条第 3 項とする。

別表奈良市立奈良診療所の項を削り、同表奈良市立田原診療所の項を次のように改める。

奈良市立田原診療所	午後 1 時 30 分から午後 4 時まで
-----------	-----------------------

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

奈良診療所を廃止するほか、田原診療所の診療時間を変更しようとするものである。

(参考)

奈良市立診療所設置条例（抄）

(設置)

第1条 本市に、次のとおり診療所を設置する。

名 称	位 置
奈良市立奈良診療所	奈良市二条大路南一丁目1番28号

(指定管理者)

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、次に掲げる診療所（奈良市立奈良診療所を除く。）の管理に関する業務を同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

第4条（診療時間等）

2 診療所の休診日は、次のとおりとする。

(2) 月曜日、水曜日及び金曜日（奈良市立奈良診療所に限る。）

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、奈良市立奈良診療所の診療時間を変更し、診療を行う日であつても休診日とし、又は休診日であつても診療を行うことができる。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、診療所（奈良市立奈良診療所を除く。）の診療時間を変更し、診療を行う日であつても休診日とし、又は休診日であつても診療を行うことができる。

別表（第4条関係）

診 療 所 名	診 療 時 間
奈良市立奈良診療所	午後1時から午後4時まで
奈良市立田原診療所	(1) 月曜日、火曜日、水曜日及び金曜日 午後1時30分から午後4時まで (2) 木曜日 午後1時30分から午後7時まで

奈良市立診療所諸料金条例の一部改正について

奈良市立診療所諸料金条例の一部を次のように改正しようとする。

平成 26 年 2 月 28 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市立診療所諸料金条例の一部を改正する条例

奈良市立診療所諸料金条例（昭和 24 年奈良市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「以下」を「応急診療所を含む。次項において」に改め、同項第 1 号中「奈良市立奈良診療所」を「奈良市立休日夜間応急診療所及び奈良市立休日歯科応急診療所」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の奈良市立診療所諸料金条例第 1 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る使用料及び利用料金について適用し、同日前の診療に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

（奈良市立応急診療所条例の一部改正）

- 3 奈良市立応急診療所条例（昭和 50 年奈良市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条を削り、第 6 条を第 5 条とする。

（提案理由）

奈良診療所の廃止に伴い、同診療所の使用料に係る規定の整理を行おうとするものである。

(参考)

奈良市立診療所諸料金条例（抄）

（使用料等の徴収）

第1条 本市立診療所（以下「診療所」という。）の施設の利用については、次の区分により、この条例の定めるところにより使用料又は利用料金を徴収する。

(1) 奈良市立奈良診療所 使用料

奈良市立応急診療所条例（抄）

（使用料及び手数料）

第5条 応急診療所において徴収する使用料及び手数料は、奈良市立診療所諸料金条例（昭和24年奈良市条例第28号）に定める使用料及び手数料の例による。

奈良市国民健康保険条例の一部改正について

奈良市国民健康保険条例の一部を次のように改正しようとする。

平成 26 年 2 月 28 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例

奈良市国民健康保険条例（昭和 34 年奈良市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項第 2 号中「（当該世帯主を除く。）」を削り、同項第 3 号中「35 万円」を「45 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の奈良市国民健康保険条例第 16 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定は、平成 26 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 25 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

低所得者の保険料負担を軽減するため、保険料の軽減対象となる所得基準額を引き上げようとするものである。

(参考)

奈良市国民健康保険条例（抄）

（保険料の減額）

第16条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条又は第12条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円）とする。

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、24万5千円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者（当該世帯主を除く。）の数と特定同一世帯所属者（当該世帯主を除く。）の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、35万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

奈良市体育施設条例の一部改正について

奈良市体育施設条例の一部を次のように改正しようとする。

平成 26 年 2 月 28 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市体育施設条例の一部を改正する条例

奈良市体育施設条例（昭和 60 年奈良市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 第 1 項及び第 2 条の 3 第 2 項中「奈良市南部体育館、奈良市月ヶ瀬体育館」を「奈良市月ヶ瀬体育館」に改める。

別表第 1 体育館の部奈良市南部体育館の項を削る。

別表第 1 の 2 供用日の欄中「。ただし、南部体育館は、休日、日曜日、毎月の第 1 土曜日及び第 3 土曜日並びに 12 月 26 日から翌年 1 月 5 日までを除く日」を削る。

別表第 3 奈良市南部体育館の項を削る。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

南部体育館の廃止に伴い、同体育館に係る規定の整理を行おうとするものである。

(参考)

奈良市体育施設条例（抄）

（指定管理者）

第2条の2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、次に掲げる体育施設（奈良市南部体育館、奈良市月ヶ瀬体育館及び奈良県月ヶ瀬健民運動場を除く。以下この条において同じ。）の管理に関する業務を同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

第2条の3（供用日及び供用時間）

2 指定管理者（奈良市南部体育館、奈良市月ヶ瀬体育館及び奈良県月ヶ瀬健民運動場については、市長。次条、第4条第1項及び第8条第1項において同じ。）は、公益上その他特別の理由があるときは、前項の規定にかかわらず、供用日及び供用時間を変更し、又は臨時に休館し、休場し、開館し、若しくは開場することができる。

別表第1（第2条関係）

種 別	名 称	位 置
体育館	奈良市南部体育館	奈良市横井五丁目337番地の1

別表第1の2（第2条の3関係）

施設の種別	供 用 日	供 用 時 間
野球場	水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この表において「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日）、休日の翌日（その日が日曜日、土曜日及び休日に当たるときを除く。）及び12月26日から翌年1月5日までを除く日。ただし、南部体育館は、休日、日曜日、毎月の第1土曜日及び第3土曜日並びに12月26日から翌年1月5日までを除く日	略
体育館		
武道場		
弓道場		
クラブハウス		
陸上競技場		

別表第 3 (第 5 条関係)

体育館使用料

区 分		午前	午後	夜間	午前・ 午後	午後・ 夜間	全日
		9 : 00	13 : 00	18 : 00	9 : 00	13 : 00	9 : 00
		～	～	～	～	～	～
		12 : 00	17 : 00	21 : 00	17 : 00	21 : 00	21 : 00
奈良市 南部体 育館	独占使用	円 1,800	円 2,400	円 3,600	円 4,800	円 6,600	円 9,000
	部分使用 (床面積の 2 分の 1 未 満の部分を使用する 場合)	独占使用の各区分に応ずる使用料の額の 2 分の 1 に 相当する額					

奈良町にぎわいの家条例の制定について

奈良町にぎわいの家条例を次のように制定しようとする。

平成 26 年 2 月 28 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良町にぎわいの家条例

(目的及び設置)

第 1 条 伝統的な町家を後世に引き継ぐとともに、観光振興、地域の活性化、市民と観光客の交流及び教育機関との連携の拠点とするため、奈良町にぎわいの家（以下「にぎわいの家」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 にぎわいの家の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
奈良町にぎわいの家	奈良市中新屋町 5 番地

(事業)

第 3 条 にぎわいの家においては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 奈良町の地域活性化に関すること。
- (2) 奈良町の生活文化の保存及び継承に関すること。
- (3) 市民と観光客の交流の促進に関すること。
- (4) 教育機関との連携に関すること。
- (5) 奈良町の観光案内に関すること。
- (6) その他にぎわいの家の設置目的を達成するために必要な事業

(指定管理者)

第 4 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次に掲げるにぎわいの家の管理に関する業務を同項に規定する指定管理者（以下「指定

管理者」という。)に行わせるものとする。

(1) 前条に規定する事業の実施に関すること。

(2) にぎわいの家の利用制限に関すること。

(3) にぎわいの家の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。

(4) その他市長が定めること。

2 指定管理者は、この条例及び市長が別に定めるところにより、にぎわいの家を管理しなければならない。

(開館時間)

第5条 にぎわいの家の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第6条 にぎわいの家の休館日は、次のとおりとする。

(1) 水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日）

(2) 休日の翌々日（その日が日曜日、土曜日及び休日に当たるときを除く。）

(3) 12月29日から翌年1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、臨時に休館し、又は開館することができる。

(行為の禁止)

第7条 にぎわいの家を利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 発火性又は引火性等の危険物を持ち込むこと。

(2) 敷地内で喫煙し、その他火気を使用すること。

(3) 落書き等により、施設等を汚損すること。

(4) 承認を受けないで物品の販売、宣伝その他営利行為をすること。

(5) 承認を受けないで印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示すること。

(6) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる行為をし、又はこれらのおそれがある物品若しくは動物の類を携行すること。

(7) その他指定管理者が管理上支障があると認めること。

(入館の禁止等)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を禁止し、若しくは退館を命じ、又はその他の必要な措置をとることができる。

(1) 前条の規定に違反する行為をし、又はしようとする者

(2) 前号に定めるもののほか、管理上必要な指示に従わない者

(損害賠償)

第9条 施設等を毀損し、又は滅失した者は、市長の指示するところに従って、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(提案理由)

奈良町の伝統的な町家を後世に引き継ぐとともに、観光振興、地域の活性化等に資するため、奈良町にぎわいの家を設置しようとするものである。

奈良市道路占用料に関する条例等の一部改正について

奈良市道路占用料に関する条例等の一部を次のように改正しようとする。

平成 2 6 年 2 月 2 8 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市道路占用料に関する条例等の一部を改正する条例
(奈良市道路占用料に関する条例の一部改正)

第 1 条 奈良市道路占用料に関する条例（昭和 2 8 年奈良市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

占 用 物 件		単 位	占 用 料
法第 3 2 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物	第一種電柱	1 本につき 1 年	6 1 0 円
	第二種電柱		9 4 0 円
	第三種電柱		1, 3 0 0 円
	第一種電話柱		5 5 0 円
	第二種電話柱		8 7 0 円
	第三種電話柱		1, 2 0 0 円
	その他の柱類		5 5 円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートルにつき 1 年	5 円
	地下に設ける電線その他の線類		3 円
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	5 4 0 円
	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	3 3 0 円

	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個につき 1 年	1, 1 0 0 円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		4 6 0 円
	広告塔	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	3, 8 0 0 円
	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1, 1 0 0 円
法第 3 2 条第 1 項第 2 号に掲げる物件	外径が 0. 0 7 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	2 3 円
	外径が 0. 0 7 メートル以上 0. 1 メートル未満のもの		3 3 円
	外径が 0. 1 メートル以上 0. 1 5 メートル未満のもの		4 9 円
	外径が 0. 1 5 メートル以上 0. 2 メートル未満のもの		6 6 円
	外径が 0. 2 メートル以上 0. 3 メートル未満のもの		9 8 円
	外径が 0. 3 メートル以上 0. 4 メートル未満のもの		1 3 0 円
	外径が 0. 4 メートル以上 0. 7 メートル未満のもの		2 3 0 円
	外径が 0. 7 メートル以上 1 メートル未満のもの		3 3 0 円
	外径が 1 メートル以上のもの		6 6 0 円

法第 3 2 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる施設			占用面積 1 平方メートルにつき	1, 1 0 0 円
法第 3 2 条第 1 項第 5 号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が 1 のもの	1 年	A に 0. 0 0 4 を乗じて得た額
		階数が 2 のもの		A に 0. 0 0 7 を乗じて得た額
		階数が 3 以上のもの		A に 0. 0 0 8 を乗じて得た額
	上空に設ける通路			1, 9 0 0 円
	地下に設ける通路			1, 2 0 0 円
	その他のもの			1, 1 0 0 円
法第 3 2 条第 1 項第 6 号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 日	3 8 円
	その他のもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	3 8 0 円
道路法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 7 9 号。以下「令」という。）第 7 条第 1 号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 月	3 8 0 円
		その他のもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	3, 8 0 0 円
	標識		1 本につき 1 年	8 7 0 円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1 本につき 1 日	3 8 円
		その他のもの	1 本につき 1 月	3 8 0 円
	幕（令第 7 条第 4 号に掲げる工事	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的	その面積 1 平方メートルにつき 1 日	3 8 円

	用施設であるものを除く。)	に設けるもの		
		その他のもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 月	3 8 0 円
	アーチ	車道を横断するもの	1 基につき 1 月	3, 8 0 0 円
		その他のもの		1, 9 0 0 円
令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び同条第 5 号に掲げる工事用材料			占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	3 8 0 円
令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物及び同条第 7 号に掲げる施設				1 1 0 円
令第 7 条第 9 号 に掲げる施設	建築物		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に 0. 0 1 4 を 乗じて得た額
	その他のもの			A に 0. 0 1 を乗 じて得た額
その他前各項により難い占用物件			前各項に準じて市長が定める額	

(奈良市準用河川管理条例の一部改正)

第 2 条 奈良市準用河川管理条例（平成 1 2 年奈良市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 2 3 条から第 2 5 条まで」を「第 2 3 条、第 2 4 条、第 2 5 条」に改める。

第 5 条第 1 項中「第 2 3 条から第 2 5 条まで」を「第 2 3 条、第 2 4 条又は第 2 5 条」に改める。

別表の 1 の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 流水・土地占用料

区 分	種 別	単 位	占 用 料	摘要
流水占用料	鉱工業その他の用に供するもの	毎秒 1 リットル 1 年につき	5, 1 4 0 円	

土地占用料	第一種電柱		1本 1年につき	610円	組立鉄柱又はH柱は2本とみなす。
	第二種電柱		1本 1年につき	940円	
	第三種電柱		1本 1年につき	1,300円	
	第一種電話柱		1本 1年につき	550円	組立鉄柱又はH柱は2本とみなす。
	第二種電話柱		1本 1年につき	870円	
	第三種電話柱		1本 1年につき	1,200円	
	公衆電話所		1個 1年につき	1,100円	
	埋設又は架設管類	外径が40センチメートル未満のもの	1メートル 1年につき	130円	
		外径が40センチメートル以上70センチメートル未満のもの	1メートル 1年につき	230円	
		外径が70センチメートル以上100センチメートル未満のもの	1メートル 1年につき	330円	
		外径が100センチメートル以上のもの	1メートル 1年につき	660円	
	仮設建築物		1平方メートル 1月につき	110円	露店、工事用建築物その他

				これに 類する もの
	通路橋、通路	1平方メートル 1年につき	1, 080円	
	その他前各項により難い工 作物	1平方メートル 1年につき	2, 200円	
	原形のままの占用	1平方メートル 1年につき	110円	農耕地、 採草地 等
	養魚	1平方メートル 1年につき	300円	

別表の2の表中備考以外の部分を次のように改める。

2 土石採取料

種 別		単 位	採 取 料	摘 要
砂利		1立方メートル	290円	
土砂		1立方メートル	190円	
かきこみ砂利		1立方メートル	290円	
栗石	直径が8センチメートル 以上20センチメートル 未満のもの	1立方メートル	330円	
転石	直径が20センチメートル 以上40センチメートル 未満のもの	1立方メートル	630円	20個を1 立方メートルとする。
	直径が40センチメートル 以上60センチメートル 未満のもの	1立方メートル	1, 280円	10個を1 立方メートルとする。
	直径が60センチメートル 以上のもの	1立方メートル	5, 840円	

(奈良市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正)

第3条 奈良市法定外公共物の管理に関する条例（平成16年奈良市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「990円」を「1,080円」に改める。

(奈良市都市公園条例の一部改正)

第4条 奈良市都市公園条例（昭和46年奈良市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表の2の表中備考以外の部分を次のように改める。

2 都市公園を占用する場合

占 用 物 件		単 位	期 間	金 額
電柱、電線、変圧塔その他これらに類するものの	第一種電柱	1 本	1 年	6 1 0 円
	第二種電柱			9 4 0 円
	第三種電柱			1, 3 0 0 円
	第一種電話柱			5 5 0 円
	第二種電話柱			8 7 0 円
	第三種電話柱			1, 2 0 0 円
	その他の柱類			5 5 円
	共架電線その他上空に設ける線類	1 メートル	1 年	5 円
	地下に設ける電線その他の線類			3 円
	地表に設ける変圧器	1 個	1 年	5 4 0 円
	地下に設ける変圧器	1 平方メートル	1 年	3 3 0 円
	簡易型携帯電話システム無線基地局	1 基	1 年	5 4 0 円
	変圧塔その他これに類するものの	1 個	1 年	1, 1 0 0 円
水道管、下水道管、ガス管その他これ	外径が0.07メートル未満のもの	1 メートル	1 年	2 3 円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			3 3 円

らに類するもの	外径が0. 1メートル以上0. 1 5メートル未満のもの			4 9円
	外径が0. 1 5メートル以上0. 2メートル未満のもの			6 6円
	外径が0. 2メートル以上0. 3メートル未満のもの			9 8円
	外径が0. 3メートル以上0. 4メートル未満のもの			1 3 0円
	外径が0. 4メートル以上0. 7メートル未満のもの			2 3 0円
	外径が0. 7メートル以上1メートル未満のもの			3 3 0円
	外径が1メートル以上のもの			6 6 0円
	通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けるもの	1平方メートル	1年	1, 2 0 0円
郵便差出箱及び信書便差出箱	1個	1年	4 6 0円	
公衆電話所			1, 1 0 0円	
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設ける仮設工作物	1平方メートル	1月	3 8 0円	
標識	1本	1年	8 7 0円	
防火用貯水槽で地下に設けるもの	1平方メートル	1年	1, 1 0 0円	
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設	1平方メートル	1月	3 8 0円	
土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場				
その他前各項により難い占用物件		前各項に準じて市長が定める額		

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 32 条第 1 項の規定により道路の占用の許可を受けている者又は現に占用している者の当該占用に係る占用料の額については、第 1 条の規定による改正後の奈良市道路占用料に関する条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際、現に河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 100 条第 1 項において準用する同法第 23 条、第 24 条又は第 25 条の規定により河川の占用等の許可を受けている者又は現に占用等をしている者の当該占用等に係る流水占用料等の額については、第 2 条の規定による改正後の奈良市準用河川管理条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際、現に奈良市法定外公共物の管理に関する条例第 4 条第 1 項の規定により許可を受けている者又は現に占用している者の当該占用に係る占用料の額については、第 3 条の規定による改正後の奈良市法定外公共物の管理に関する条例第 5 条第 2 項第 2 号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の際、現に都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 5 条第 2 項又は第 6 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により都市公園の使用の許可を受けている者又は現に使用している者の当該使用に係る使用料の額については、第 4 条の規定による改正後の奈良市都市公園条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（提案理由）

道路法施行令の改正に伴う国の道路占用料の改定に準拠し、市道、準用河川、法定外公共物及び都市公園に係る占用料の額を引き上げようとするものである。

(参考)

奈良市道路占用料に関する条例（抄）

別表（第2条関係）

占 用 物 件		単 位	占 用 料
法 第 32 条 第 1 項 第 1 号 に 掲 げ る 工 作 物	第一種電柱	1 本につき 1 年	560円
	第二種電柱		860円
	第三種電柱		1,200円
	第一種電話柱		500円
	第二種電話柱		800円
	第三種電話柱		1,100円
	その他の柱類		50円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートルにつ き 1 年	5 円
	地下に設ける電線その他の線類		3 円
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	490円
	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メー トルにつき 1 年	300円
	変圧塔その他これに類するもの及 び公衆電話所	1 個につき 1 年	1,000円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		420円
	広告塔	表示面積 1 平方メー トルにつき 1 年	2,000円
	その他のもの	占用面積 1 平方メー トルにつき 1 年	1,000円
法 第 32 条 第 1 項 第 2 号 に 掲 げ る 物 件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつ き 1 年	21円
	外径が0.07メートル以上0.1メート ル未満のもの		30円
	外径が0.1メートル以上0.15メート ル未満のもの		45円
	外径が0.15メートル以上0.2メート ル未満のもの		60円

			外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		90円
			外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		120円
			外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		210円
			外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		300円
			外径が1メートル以上のもの		600円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設				占用面積1平方メートルにつき1年	1,000円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの			Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの			Aに0.007を乗じて得た額
		階数が3以上のもの			Aに0.008を乗じて得た額
	上空に設ける通路		1,000円		
	地下に設ける通路		610円		
	その他のもの		1,000円		
	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの			占用面積1平方メートルにつき1日
その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	200円		
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの		表示面積1平方メートルにつき1月	200円
		その他のもの		表示面積1平方メートルにつき1年	2,000円
	標識			1本につき1年	800円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		1本につき1日	20円
その他のもの		1本につき1月	200円		

	幕（令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	20円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	200円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	2,000円
		その他のもの		1,000円
令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	200円
令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設				100円
令第7条第6号に掲げる施設	建築物	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.016を乗じて得た額
				Aに0.011を乗じて得た額
その他前各項により難い占用物件			前各項に準じて市長が定める額	

奈良市準用河川管理条例（抄）

（許可事項の変更等）

第3条 法第100条第1項において準用する法第23条から第25条まで、第26条第1項又は第27条第1項の許可を受けた者は、天災その他やむを得ない理由により許可に係る事項に変更を生じたため、当該許可事項につき変更の許可を受けなければならないときは、その理由を明記して、当該変更を生じた日から10日以内に市長に申請しなければならない。

2 法第100条第1項において準用する法第23条から第25条まで、第26条第1項又は第27条第1項の許可を受けた者は、第1号に該当するときはその日から30日以内に、第2号に該当するときはその日から10日以内に市長に届け出なければならない。

（流水占用料等の納付）

第5条 法第100条第1項において準用する法第23条から第25条までの許可（以下この条において「許可」という。）を受けた者は、別表に定める額の流水占用料、土地占用料又は土石採取料（以下「流水占用料等」という。）を納付しなければならない。

別表（第5条関係）

1 流水・土地占用料

区 分	種 別	単 位	占 用 料	摘 要
流水占用料	鉱工業その他の用に供するもの	毎秒1リットル 1年につき	4,500円	
土地占用料	第一種電柱	1本 1年につき	560円	組立鉄柱又はH柱は2本とみなす。
	第二種電柱	1本 1年につき	860円	
	第三種電柱	1本 1年につき	1,200円	
	第一種電話柱	1本 1年につき	500円	組立鉄柱又はH柱は2本とみなす。
	第二種電話柱	1本 1年につき	800円	
	第三種電話柱	1本 1年につき	1,100円	
	公衆電話所	1個 1年につき	1,000円	
	埋設又は架設管類	外径が40センチメートル未満のもの	1メートル 1年につき	120円
		外径が40センチメートル以上70センチメートル未満のもの	1メートル 1年につき	210円
		外径が70センチメートル以上100センチメートル未満のもの	1メートル 1年につき	300円
		外径が100センチメートル以上	1メートル	600円

	トル以上のもの	1年につき		
	仮設建築物	1平方メートル 1月につき	100円	露店、工事 用建築物そ の他これに 類するもの
	通路橋、通路	1平方メートル 1年につき	990円	
	その他前各項により難い工 作物	1平方メートル 1年につき	2,000円	
	原形のままの占用	1平方メートル 1年につき	100円	農耕地、採 草地等
	養魚	1平方メートル 1年につき	270円	

2 土石採取料

種 別		単 位	採 取 料	摘 要
砂利		1立方メートル	280円	
土砂		1立方メートル	180円	
かきこみ砂利		1立方メートル	280円	
栗石	直径が8センチメートル以 上20センチメートル未満の もの	1立方メートル	310円	
転石	直径が20センチメートル以 上40センチメートル未満の もの	1立方メートル	620円	20個を1立 方メートル とする。
	直径が40センチメートル以 上60センチメートル未満の もの	1立方メートル	1,250円	10個を1立 方メートル とする。
	直径が60センチメートル以 上のもの	1立方メートル	5,680円	

奈良市法定外公共物の管理に関する条例（抄）

第5条（占用料の徴収）

2 占用料の額は、次のとおりとする。

(2) 通路橋及び通路（道路の占用に係るものを除く。） 占用面積1平方メートルにつき年額990円

奈良市都市公園条例（抄）

別表（第9条関係）

2 都市公園を占用する場合

占 用 物 件		単 位	期 間	金 額
電 柱 、 電 線、変圧塔 その他これ らに類する もの	第一種電柱	1 本	1 年	560円
	第二種電柱			860円
	第三種電柱			1,200円
	第一種電話柱			500円
	第二種電話柱			800円
	第三種電話柱			1,100円
	その他の柱類			50円
	共架電線その他上空に設けら れる線類	1 メートル	1 年	5 円
	地下に設ける電線その他の線 類			3 円
	地表に設けられる変圧器	1 個	1 年	490円
	地下に設けられる変圧器	1 平方メートル	1 年	300円
	簡易型携帯電話システム無線 基地局	1 基	1 年	490円
	変圧塔その他これに類するも の	1 個	1 年	1,000円
水道管、下 水道管、ガ	外径が0.07メートル未満のも の	1 メートル	1 年	21円

ス管その他 これらに類するもの	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		30円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		45円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		60円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		90円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		120円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		210円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		300円
	外径が1メートル以上のもの		600円
通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの	1平方メートル	1年	610円
郵便差出箱及び信書便差出箱	1個	1年	420円
公衆電話所			1,000円
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	1平方メートル	1月	200円
標識	1本	1年	800円
防火用貯水槽で地下に設けられるもの	1平方メートル	1年	1,000円
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設	1平方メートル	1月	200円
土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場			
その他前各項により難い占用物件	前各項に準じて市長が定める額		

奈良市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について

奈良市消防長及び消防署長の資格を定める条例を次のように制定しようとする。

平成 26 年 2 月 28 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市消防長及び消防署長の資格を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、消防長及び消防署長の資格を定めるものとする。

(消防長の資格)

第 2 条 消防長の資格は、次のとおりとする。

- (1) 消防職員として消防事務に従事した者で、消防署長の職又は消防本部、消防学校若しくは消防職員及び消防団員の訓練機関における消防署長の職と同等以上と認められる職に 1 年以上あったものであること。
- (2) 消防団員として消防事務に従事した者で、消防団長の職に 2 年以上あったものであること。
- (3) 市町村の行政事務に従事した者で、市町村の長の直近下位の内部組織の長の職その他市町村におけるこれと同等以上と認められる職に 2 年以上あったものであること。

(消防署長の資格)

第 3 条 消防署長の資格は、次のとおりとする。

- (1) 消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に 1 年（消防長が定める教育訓練を消防大学校において受けた者については、1 年から当該教育訓練の課程に応じ消防長が定める期間を控除した期間）以上あったものであること。
- (2) 消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令補以上の階級に 3 年（消防長が定める教育訓練を消防大学校において受けた者については、3 年から当該教育訓練の課程に応じ消防長が定める期間を控除した期間）以上あったもの（前号に該当する者

を除く。) であること。

- (3) 消防団員として消防事務に従事した者であって、消防団の副団長の職その他消防団におけるこれと同等以上と認められる職に３年以上あったもので、消防長が定める教育訓練を消防大学校において受けたものであること。

附 則

この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

(提案理由)

地域主権改革一括法による消防組織法の改正に伴い、消防長及び消防署長の資格要件を定めようとするものである。

奈良市火災予防条例の一部改正について

奈良市火災予防条例の一部を次のように改正しようとする。

平成 26 年 2 月 28 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市火災予防条例の一部を改正する条例

奈良市火災予防条例（昭和 37 年奈良市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 30 条の 4 第 4 項中「第 37 条第 7 号から第 7 号の 3 まで」を「第 37 条第 4 号から第 6 号まで」に改める。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

消防法施行令の改正に伴い生じる引用条文の条項ずれを整理しようとするものである。

(参考)

奈良市火災予防条例（抄）

第30条の4（住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準）

- 4 住宅用防災報知設備は、その部分である法第21条の2第1項の検定対象機械器具等で令第37条第7号から第7号の3までに掲げるものに該当するものについてはこれらの検定対象機械器具等について定められた法第21条の2第2項の技術上の規格に、その部分である補助警報装置については住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に、それぞれ適合するものでなければならない。

奈良市公民館条例の一部改正について

奈良市公民館条例の一部を次のように改正しようとする。

平成 2 6 年 2 月 2 8 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市公民館条例の一部を改正する条例

奈良市公民館条例（昭和 3 9 年奈良市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項の表都跡公民館尼辻分館の項を削る。

第 2 条の 3 第 1 項中「公民館」を「奈良市生涯学習センター、奈良市立中部公民館及び奈良市立西部公民館」に改め、同項ただし書を削り、同条中第 2 項を第 4 項とし、第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 前項に掲げる公民館以外の公民館の開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

ただし、別表に掲げる施設の使用については、午後 9 時までとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ教育委員会の承認を得て、公民館の開館時間を変更することができる。

別表都祁公民館の部中

「				を	」
実習室	360	480	360		
「				に改める。	」
実習室 1	450	600	450		
実習室 2	360	480	360		

附 則

この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

都跡公民館尼辻分館を廃止するほか、一部の公民館における開館時間の変更及び施設の

見直しを行おうとするものである。

(参考)

奈良市公民館条例（抄）

第2条（設置）

2 前項の公民館に次のとおり分館を設置する。

名 称	位 置
都跡公民館尼辻分館	奈良市四条大路五丁目2番44号

（開館時間）

第2条の3 公民館の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。

別表（第8条の2関係）

1 施設及びその使用料

区 分		午 前	午 後	夜 間
		9：00～12：00	13：00～17：00	18：00～21：00
都祁公民館	実習室	円 360	円 480	円 360

包括外部監査契約の締結について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 3 6 第 1 項の規定により、包括外部監査契約を締結するものとする。

平成 2 6 年 2 月 2 8 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- | | |
|----------|-------------------------|
| 1 契約の目的 | 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 |
| 2 契約の始期 | 平成 2 6 年 4 月 1 日 |
| 3 契約の金額 | 1 2, 0 0 0 千円を上限とする額 |
| 4 契約の相手方 | <div></div> |

前川 英樹

公認会計士

市 道 路 線 の 認 定 に つ い て

次の路線を本市の市道路線に認定しようとする。

平成 2 6 年 2 月 2 8 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	備 考 (m)
1	南部第 708号線	大安寺三丁目 98番4地先から	大安寺三丁目 103番1地先まで	L = 81.4 W = 6.0～8.0
2	南部第 709号線	出屋敷町 64番5地先から	出屋敷町 64番13地先まで	L = 97.0 W = 6.0～8.0
3	南部第 710号線	大安寺三丁目 77番7地先から	大安寺三丁目 74番12地先まで	L = 131.0 W = 6.0～8.0
4	南部第 711号線	大安寺三丁目 120番1地先から	大安寺三丁目 120番16地先まで	L = 61.0 W = 6.0～8.0
5	北部第 753号線	高畑町 171番2地先から	高畑町 170番5地先まで	L = 32.0 W = 6.0～8.0
6	北部第 754号線	南肘塚町 208番13地先から	南肘塚町 208番8地先まで	L = 48.0 W = 6.0～8.0
7	北部第 755号線	南肘塚町 49番26地先から	南肘塚町 49番15地先まで	L = 88.0 W = 6.0～8.2
8	北部第 756号線	南紀寺町一丁目 239番13地先から	南紀寺町一丁目 243番4地先まで	L = 68.0 W = 6.0～8.0
9	北部第 757号線	南紀寺町一丁目 186番1地先から	南紀寺町一丁目 186番8地先まで	L = 49.0 W = 6.0～8.0
10	北部第 758号線	南京終町一丁目 75番14地先から	南京終町一丁目 75番10地先まで	L = 56.0 W = 6.0～8.0
11	北部第 759号線	法蓮町 1419番1地先から	法蓮町 1418番10地先まで	L = 312.0 W = 6.0～8.0
12	北部第 760号線	法蓮町 1418番57地先から	法蓮町 1418番54地先まで	L = 243.0 W = 6.0
13	北部第 761号線	法蓮町 1418番27地先から	法蓮町 1418番44地先まで	L = 137.0 W = 6.0
14	北部第 762号線	法蓮町 1418番31地先から	法蓮町 1418番33地先まで	L = 27.0 W = 4.0
15	中部第1613号線	三条大路一丁目 657番17地先から	三条大路一丁目 645番78地先まで	L = 190.0 W = 6.0～8.0
16	中部第1614号線	五条三丁目 898番1地先から	五条三丁目 909番2地先まで	L = 118.0 W = 6.0
17	中部第1615号線	中山町 1319番15地先から	中山町 1319番8地先まで	L = 98.0 W = 6.0～10.0
18	中部第1616号線	朱雀四丁目 3番17地先から	朱雀四丁目 3番19地先まで	L = 14.0 W = 6.0～8.0
19	中部第1617号線	朱雀四丁目 3番69地先から	朱雀四丁目 3番16地先まで	L = 434.0 W = 6.0
20	中部第1618号線	朱雀四丁目 3番38地先から	朱雀四丁目 3番61地先まで	L = 140.0 W = 6.0

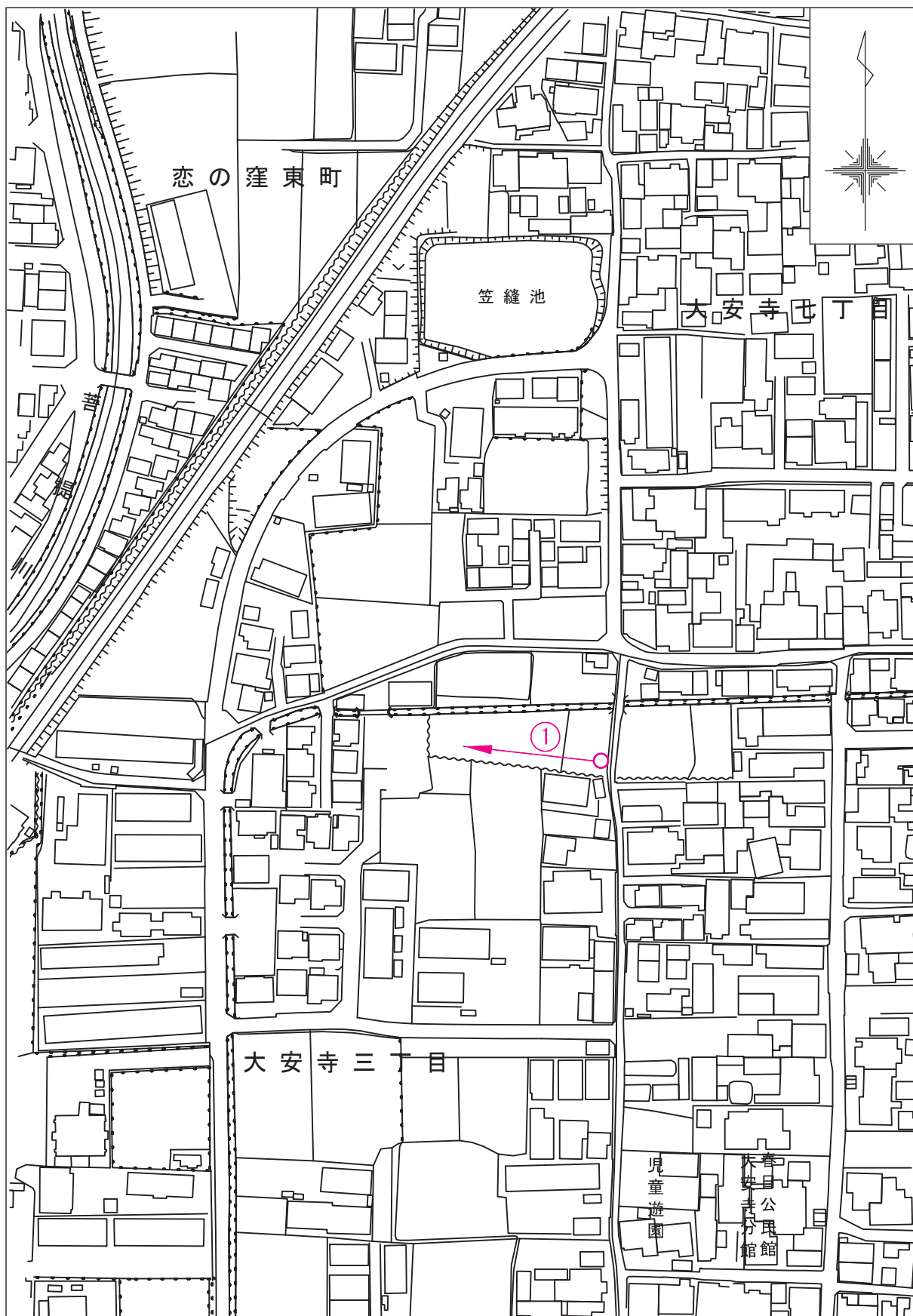
整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	備 考 (m)
21	中部第1619号線	朱雀四丁目 3番48地先から	朱雀四丁目 3番57地先まで	L = 70.0 W = 6.0
22	中部第1620号線	朱雀四丁目 3番33地先から	朱雀四丁目 3番46地先まで	L = 62.0 W = 6.0
23	中部第1621号線	朱雀四丁目 3番38地先から	朱雀四丁目 3番41地先まで	L = 20.0 W = 6.0～8.0
24	中部第1622号線	あやめ池南七丁目 579番15地先から	あやめ池南七丁目 579番21地先まで	L = 52.0 W = 6.0～10.0
25	中部第1623号線	平松一丁目 746番14地先から	平松一丁目 748番1地先まで	L = 110.0 W = 6.0～8.0
26	西部第1343号線	富雄北三丁目 2815番20地先から	富雄北三丁目 2815番29地先まで	L = 57.0 W = 6.0～8.5
27	西部第1344号線	富雄北三丁目 2815番21地先から	富雄北三丁目 2815番24地先まで	L = 32.6 W = 6.0～8.2
28	西部第1345号線	三松四丁目 1005番1地先から	二名三丁目 1001番1地先まで	L = 102.0 W = 8.6～12.0
29	西部第1346号線	三松二丁目 299番2地先から	三松二丁目 299番1地先まで	L = 45.0 W = 6.0～8.0
30	西部第1347号線	百楽園四丁目 2907番16地先から	百楽園四丁目 4845番7地先まで	L = 73.0 W = 6.0～8.0
31	西部第1348号線	三碓六丁目 1192番2地先から	三碓六丁目 1190番4地先まで	L = 64.0 W = 6.0～8.0
32	西部第1349号線	西登美ヶ丘八丁目 1980番1196地先から	西登美ヶ丘八丁目 1980番1195地先まで	L = 199.0 W = 6.0
33	西部第1350号線	中登美ヶ丘二丁目 1984番209地先から	中登美ヶ丘二丁目 1984番213地先まで	L = 65.0 W = 6.0～11.5
34	西部第1351号線	富雄元町一丁目 561番231地先から	富雄元町一丁目 561番234地先まで	L = 22.0 W = 6.0～10.0
35	西部第1352号線	富雄元町一丁目 561番237地先から	富雄元町一丁目 561番243地先まで	L = 51.0 W = 6.0～9.0
36	西部第1353号線	学園大和町六丁目 665番46地先から	学園大和町六丁目 665番20地先まで	L = 270.0 W = 6.0
37	西部第1354号線	学園大和町六丁目 665番60地先から	学園大和町六丁目 665番63地先まで	L = 32.0 W = 6.0
38	西部第1355号線	六条西六丁目 237番38地先から	六条西六丁目 245番14地先まで	L = 103.0 W = 6.0～8.0
39	西部第1356号線	あやめ池北二丁目 1227番9地先から	敷島町一丁目 1120番38地先まで	L = 150.0 W = 4.0～8.0
40	西部第1357号線	学園中五丁目 705番107地先から	学園中五丁目 705番121地先まで	L = 108.0 W = 6.0～8.0
41	西部第1358号線	学園中五丁目 705番114地先から	学園中五丁目 705番137地先まで	L = 42.0 W = 8.2

①

南部第708号線



認定しようとする路線

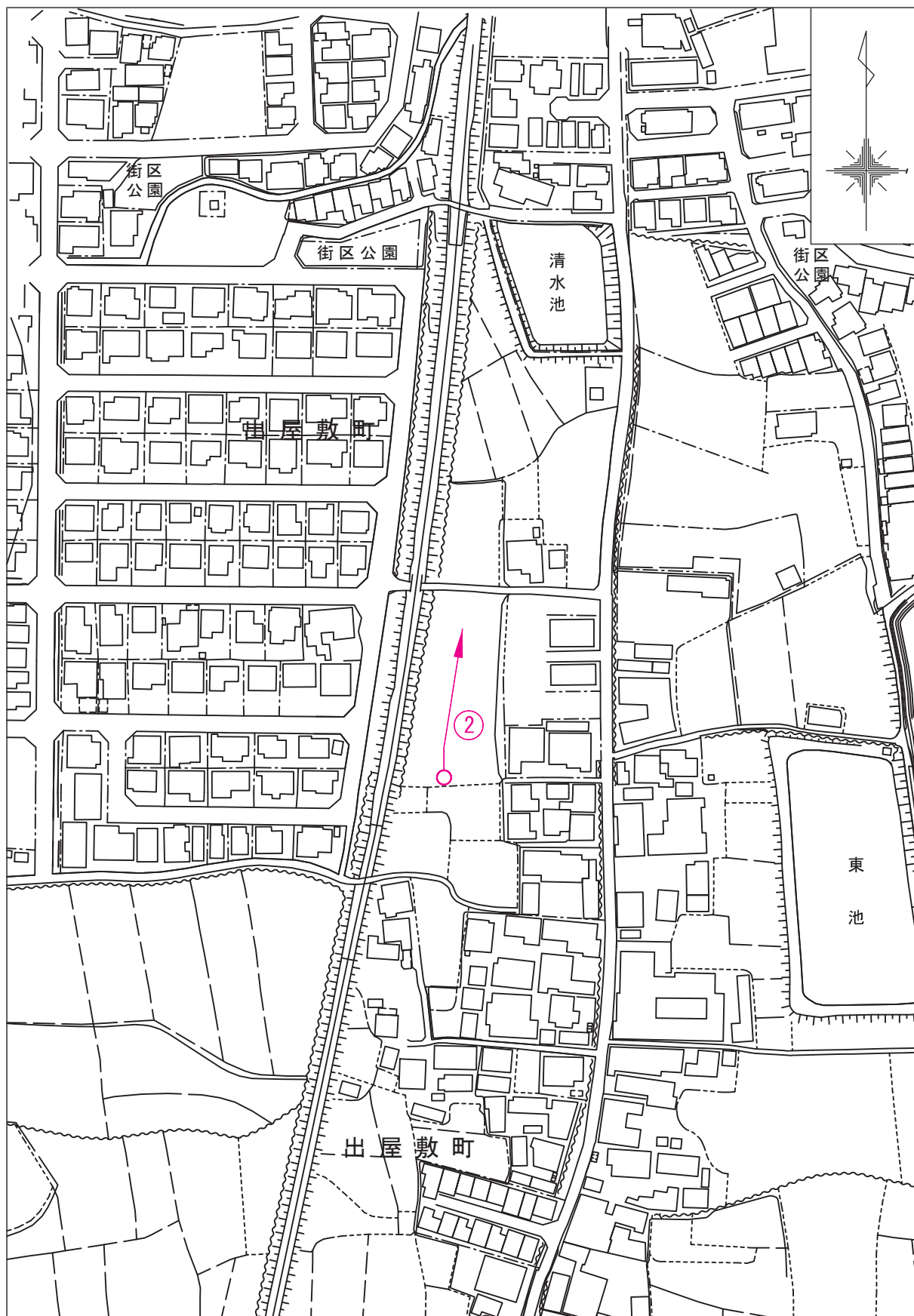


②

南部第709号線



認定しようとする路線



③

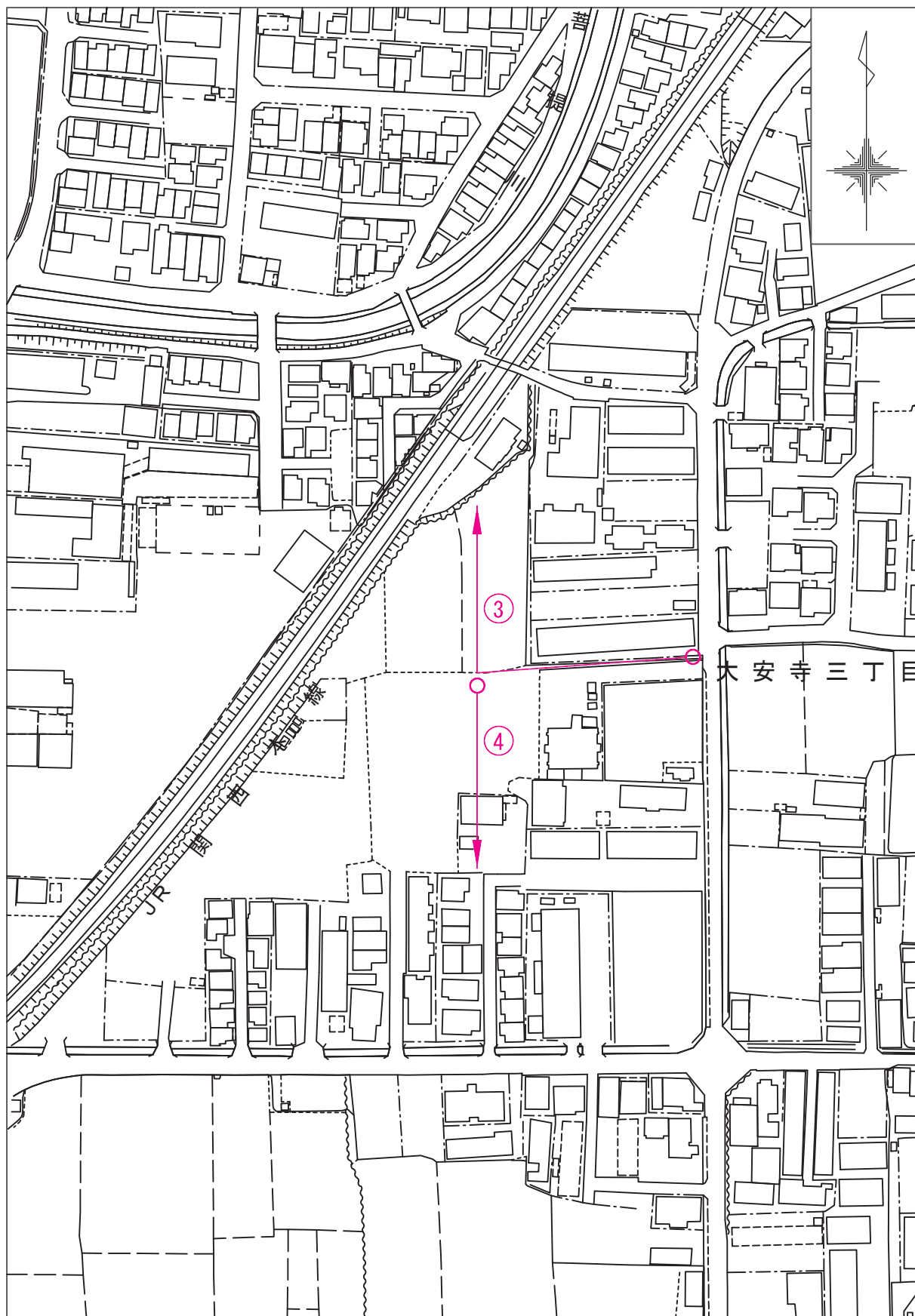
南部第710号線

④

南部第711号線



認定しようとする路線

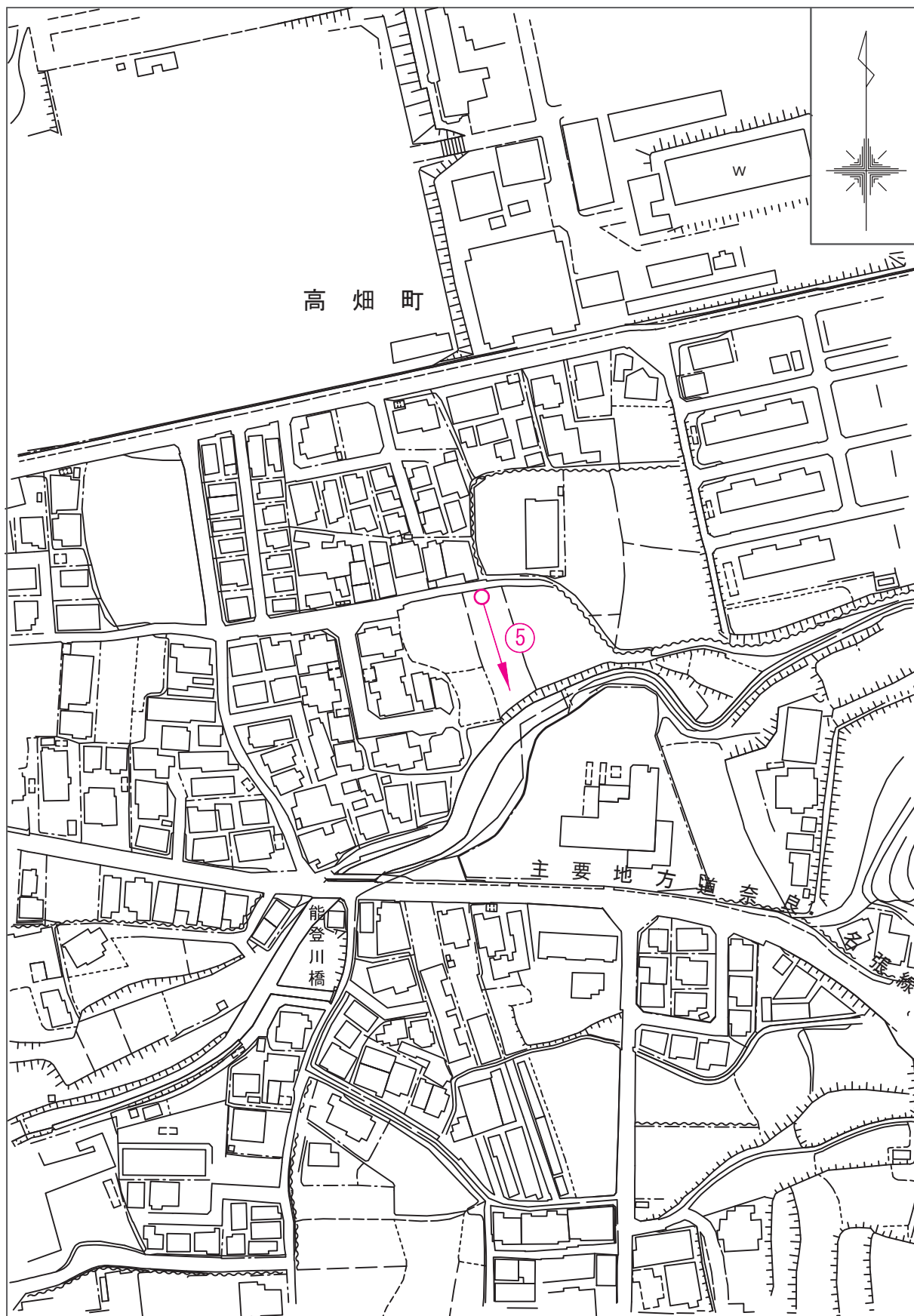


⑤

北部第753号線



認定しようとする路線





認定しようとする路線

⑥

北部第754号線

⑦

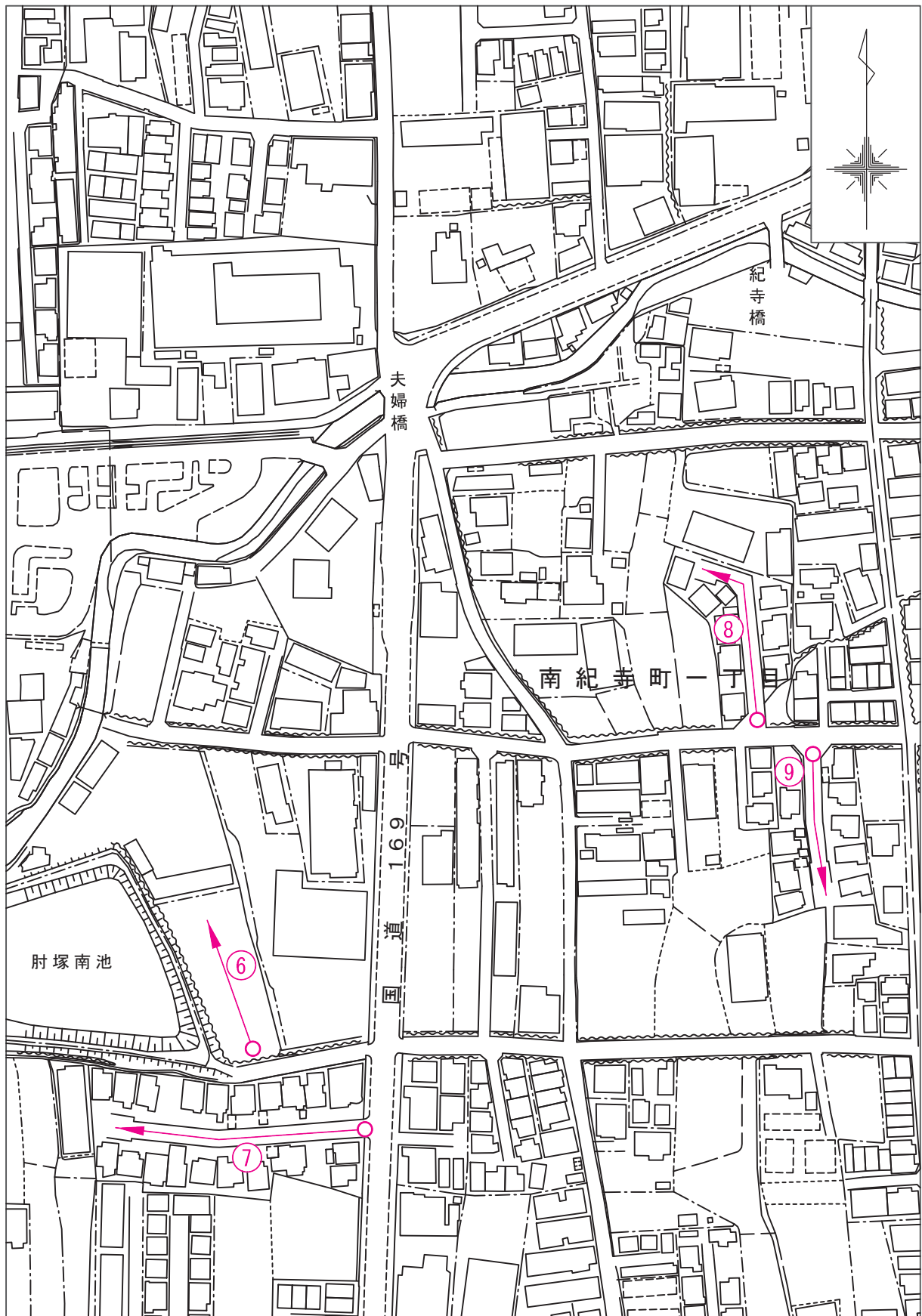
北部第755号線

⑧

北部第756号線

⑨

北部第757号線

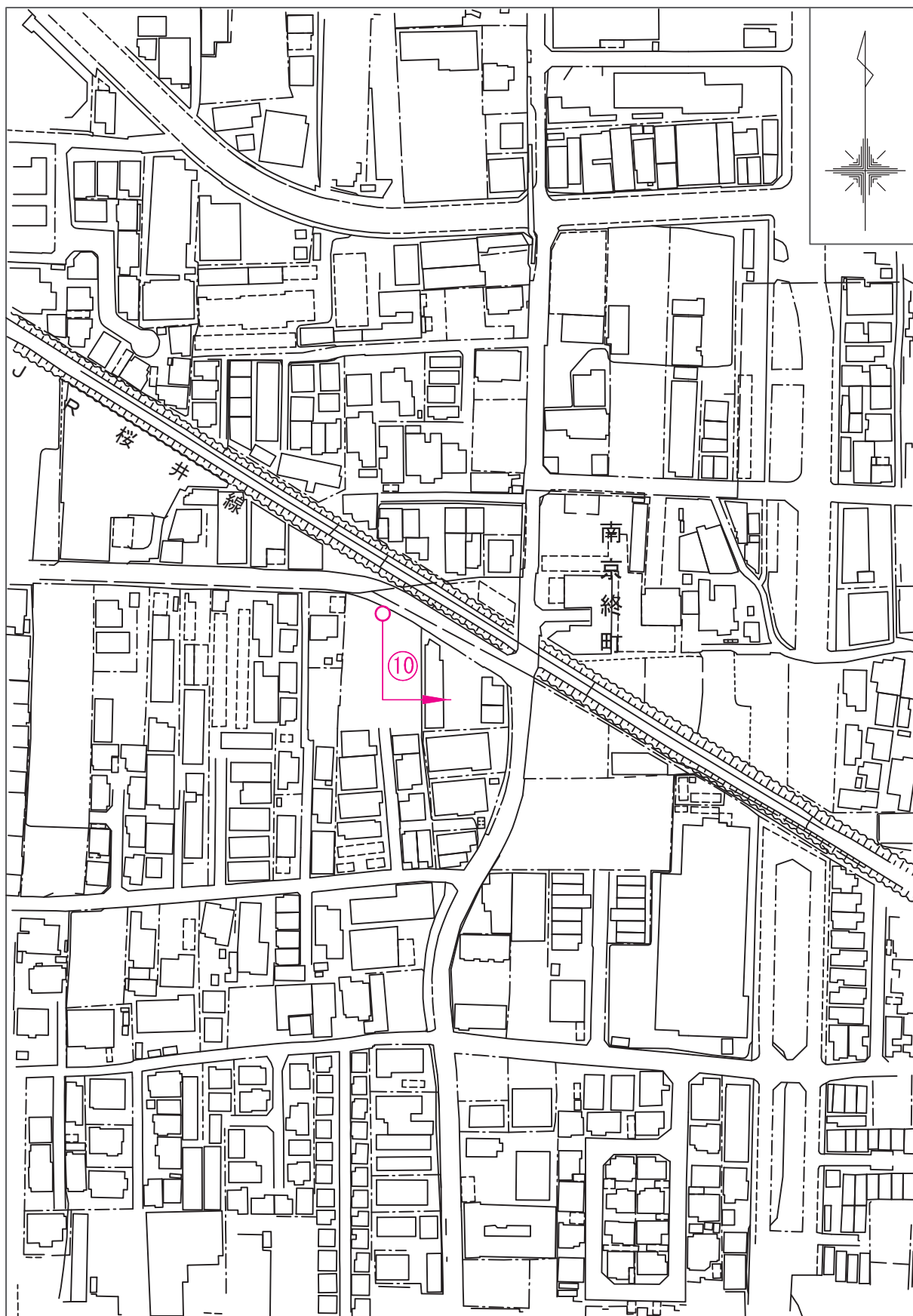


⑩

北部第758号線



認定しようとする路線



⑪

⑫

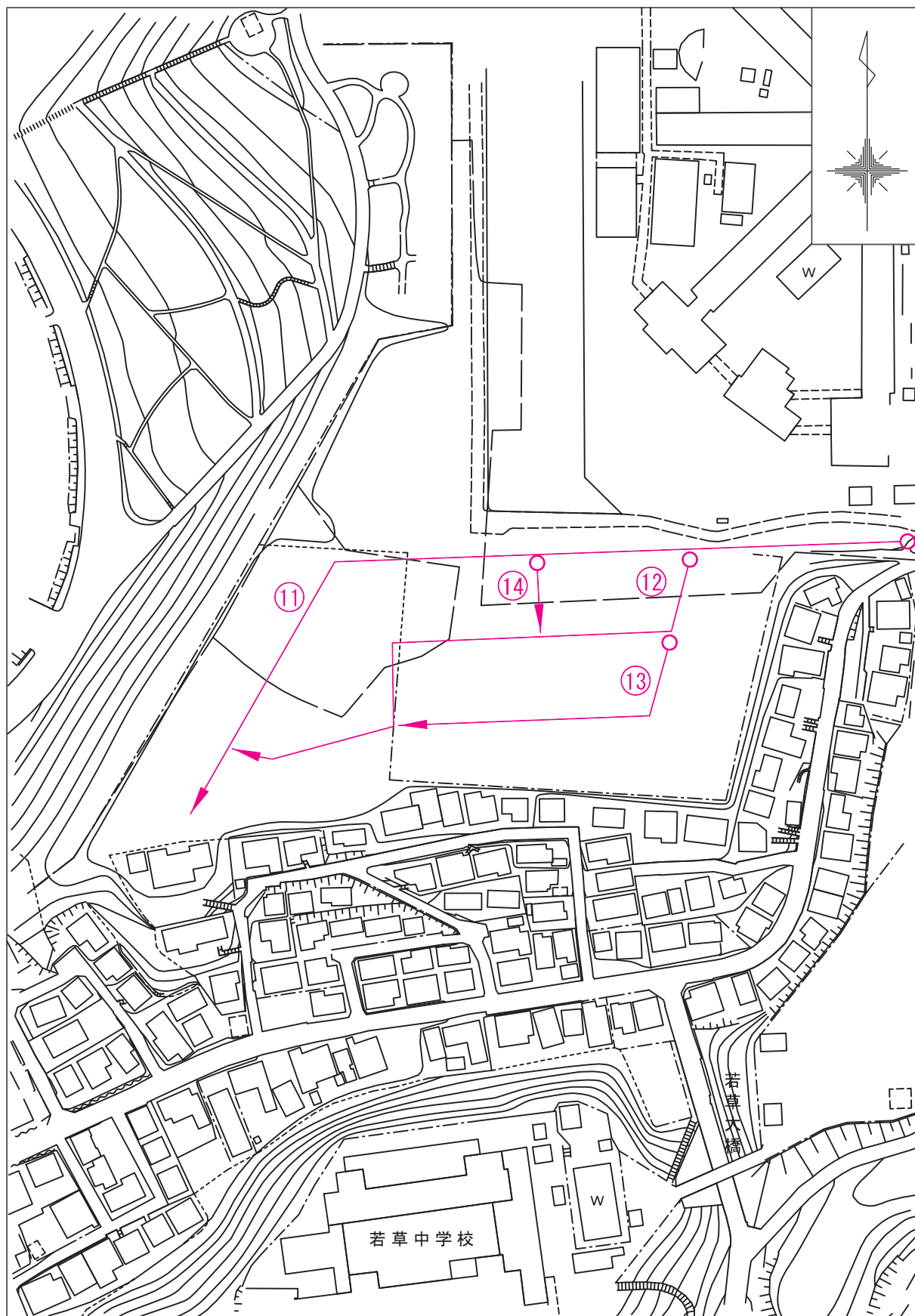
⑬

⑭



北部第759号線 北部第760号線 北部第761号線 北部第762号線

認定しようとする路線

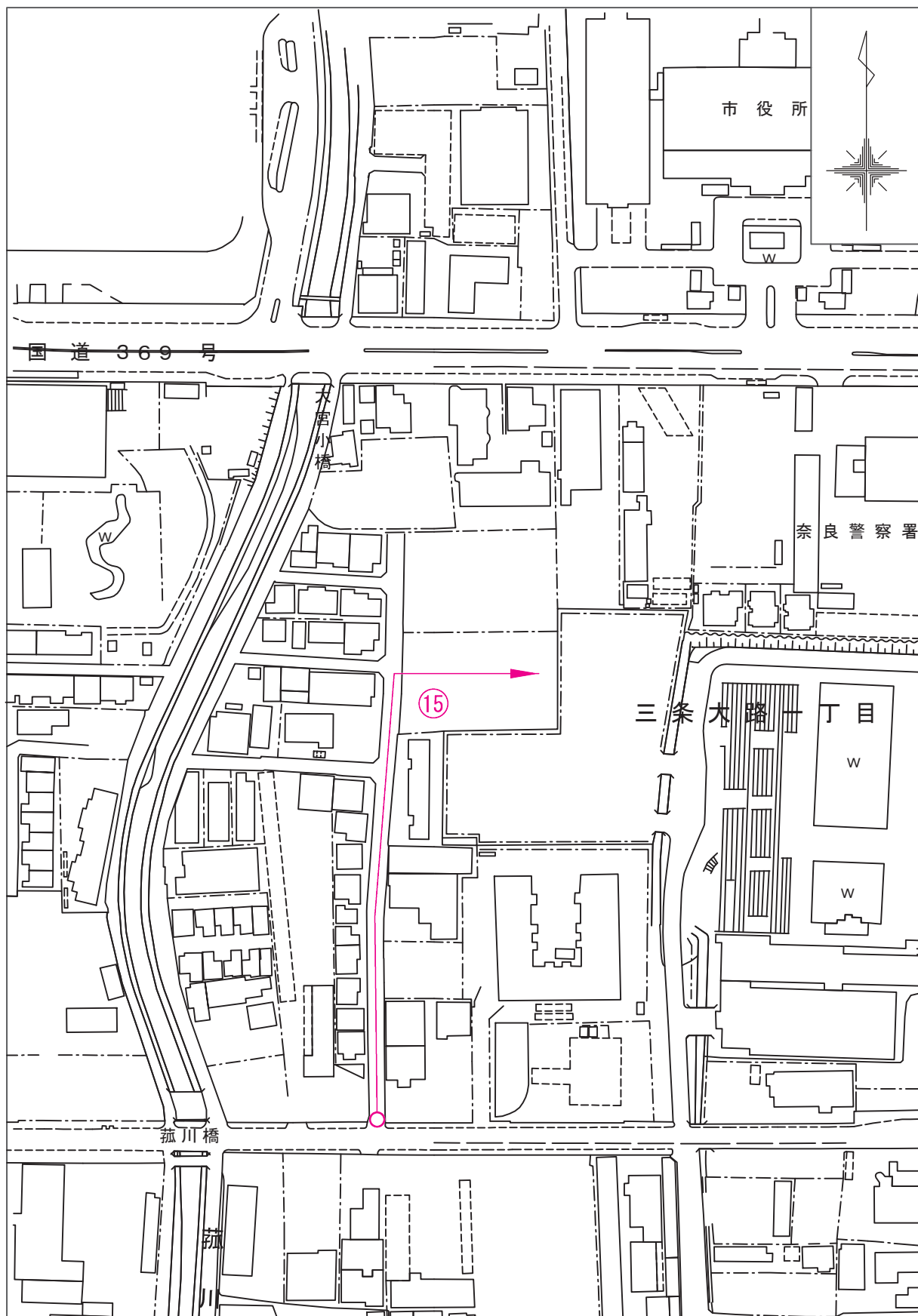


⑮

中部第1613号線



認定しようとする路線

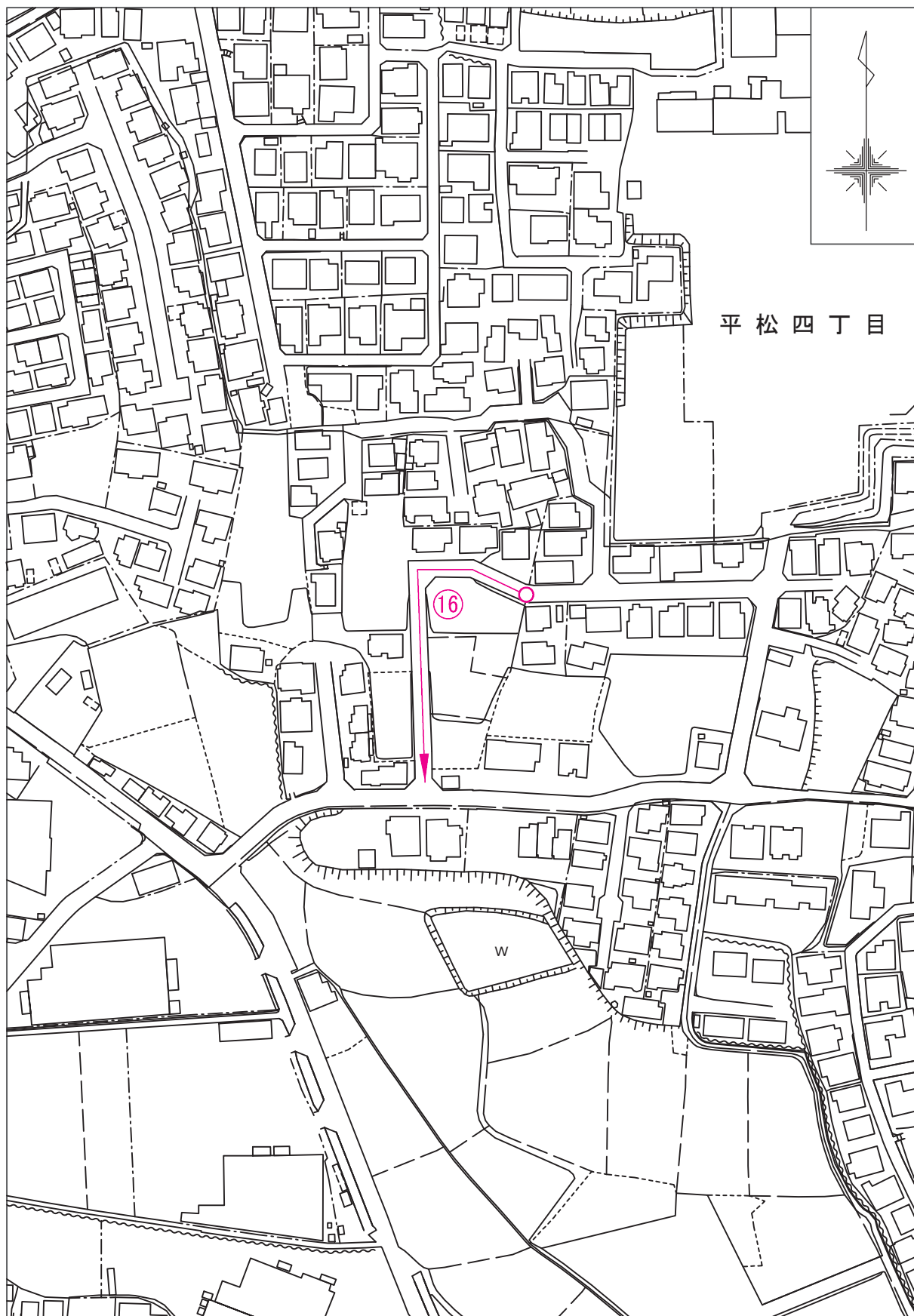


①⑥

中部第1614号線



認定しようとする路線

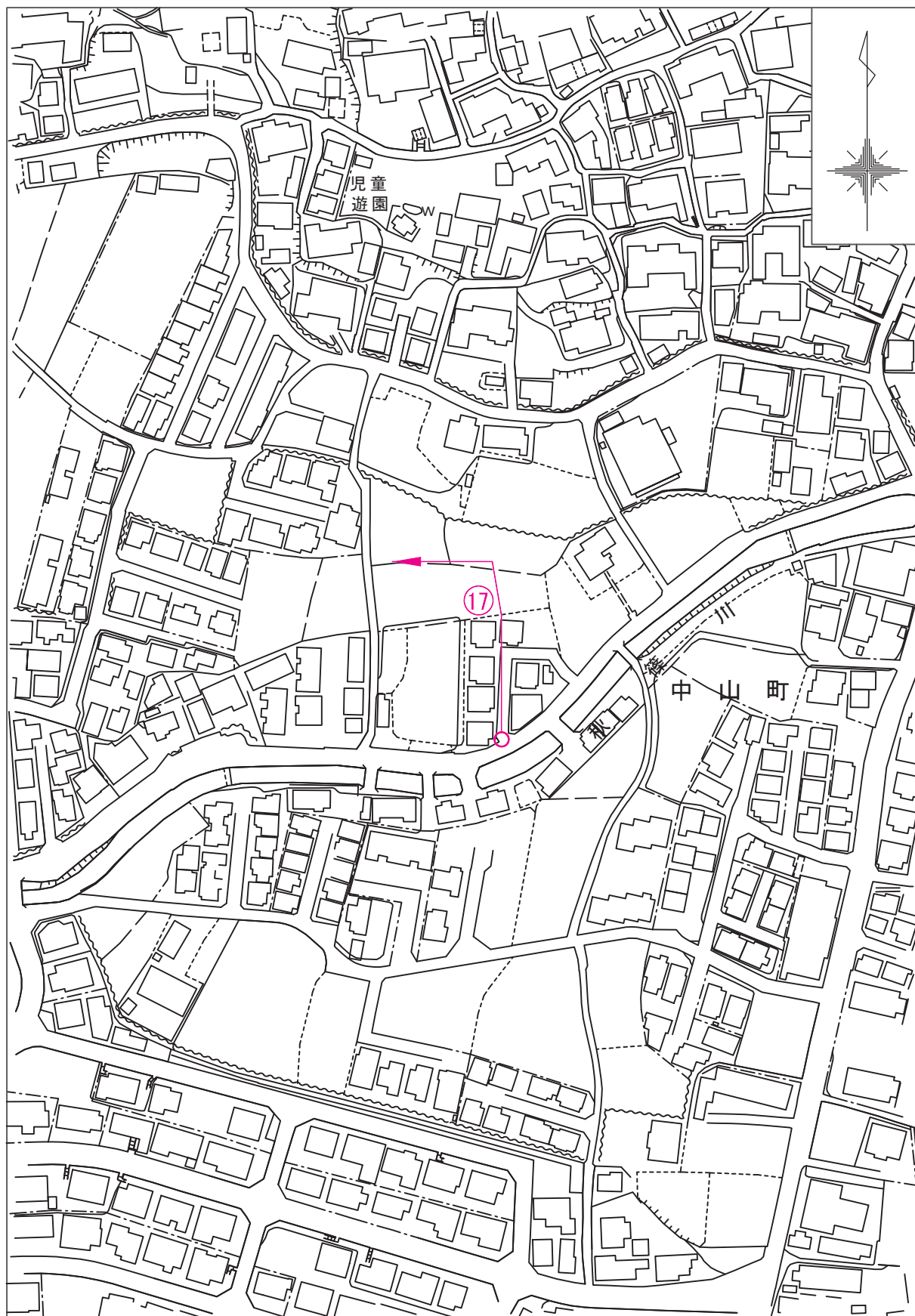


⑪

中部第1615号線



認定しようとする路線





認定しようとする路線

⑱

⑲

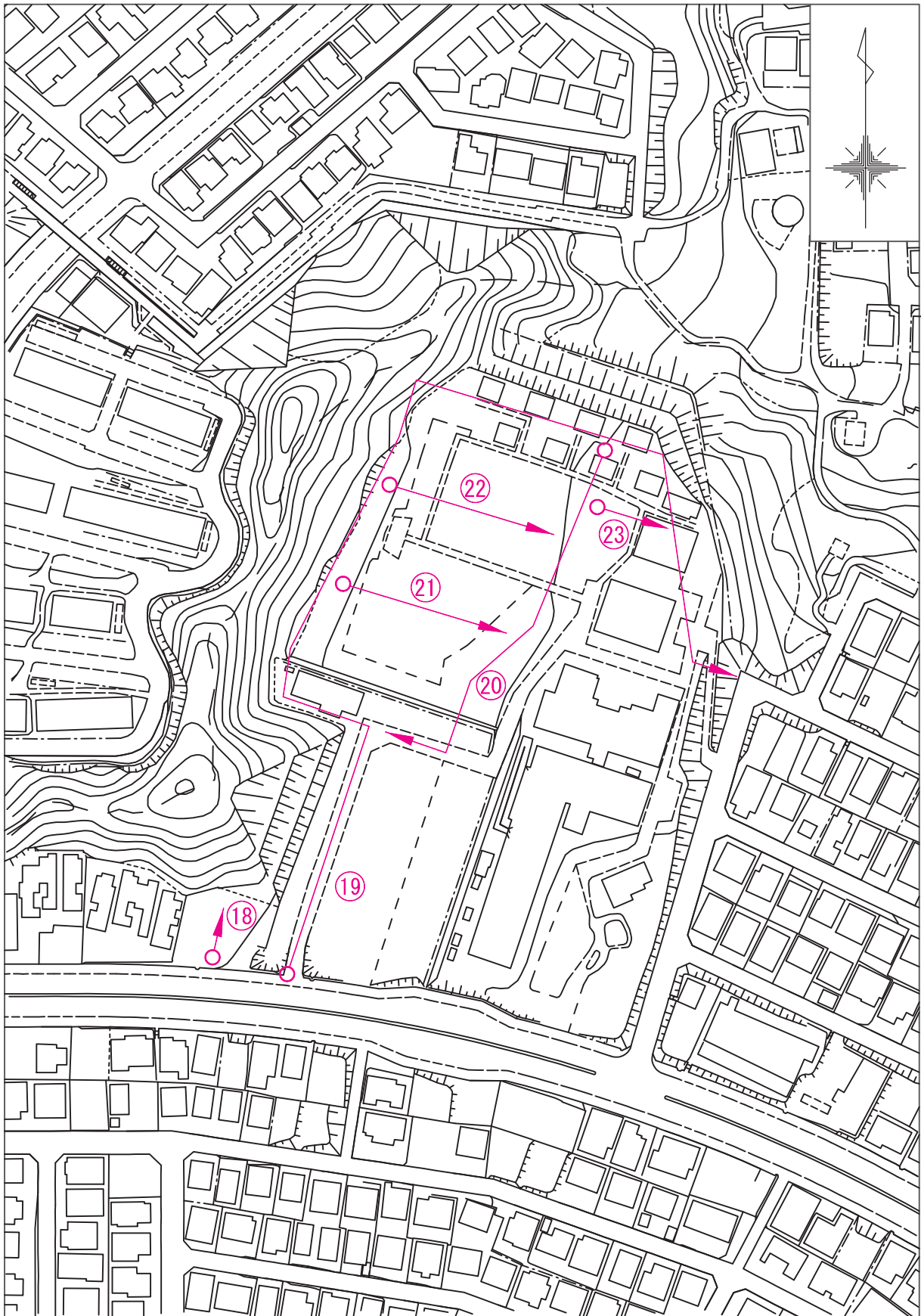
⑳

㉑

㉒

㉓

中部第1616号線 中部第1617号線 中部第1618号線 中部第1619号線 中部第1620号線 中部第1621号線



24

中部第1622号線



認定しようとする路線

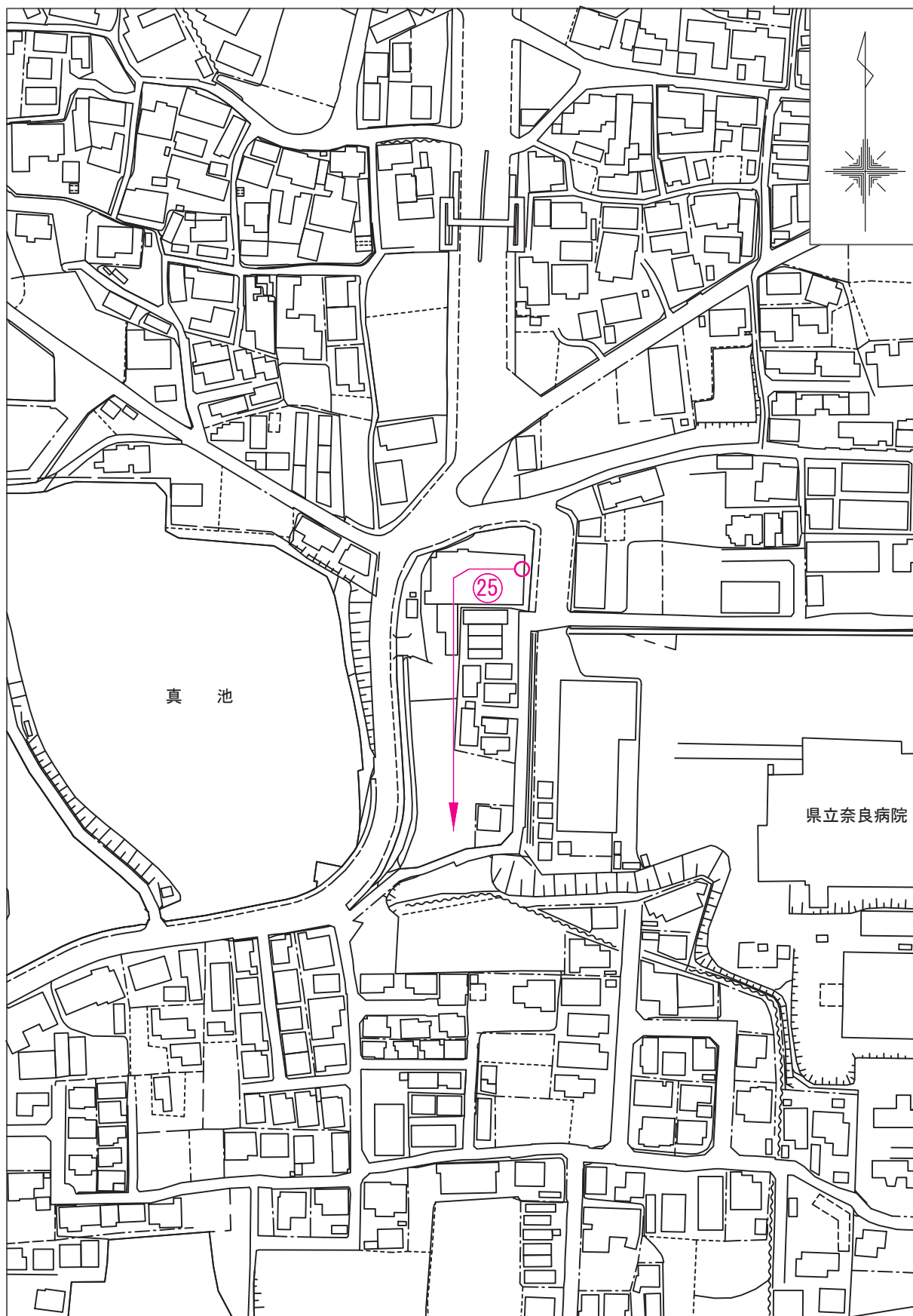


②⑤

中部第1623号線



認定しようとする路線



②6

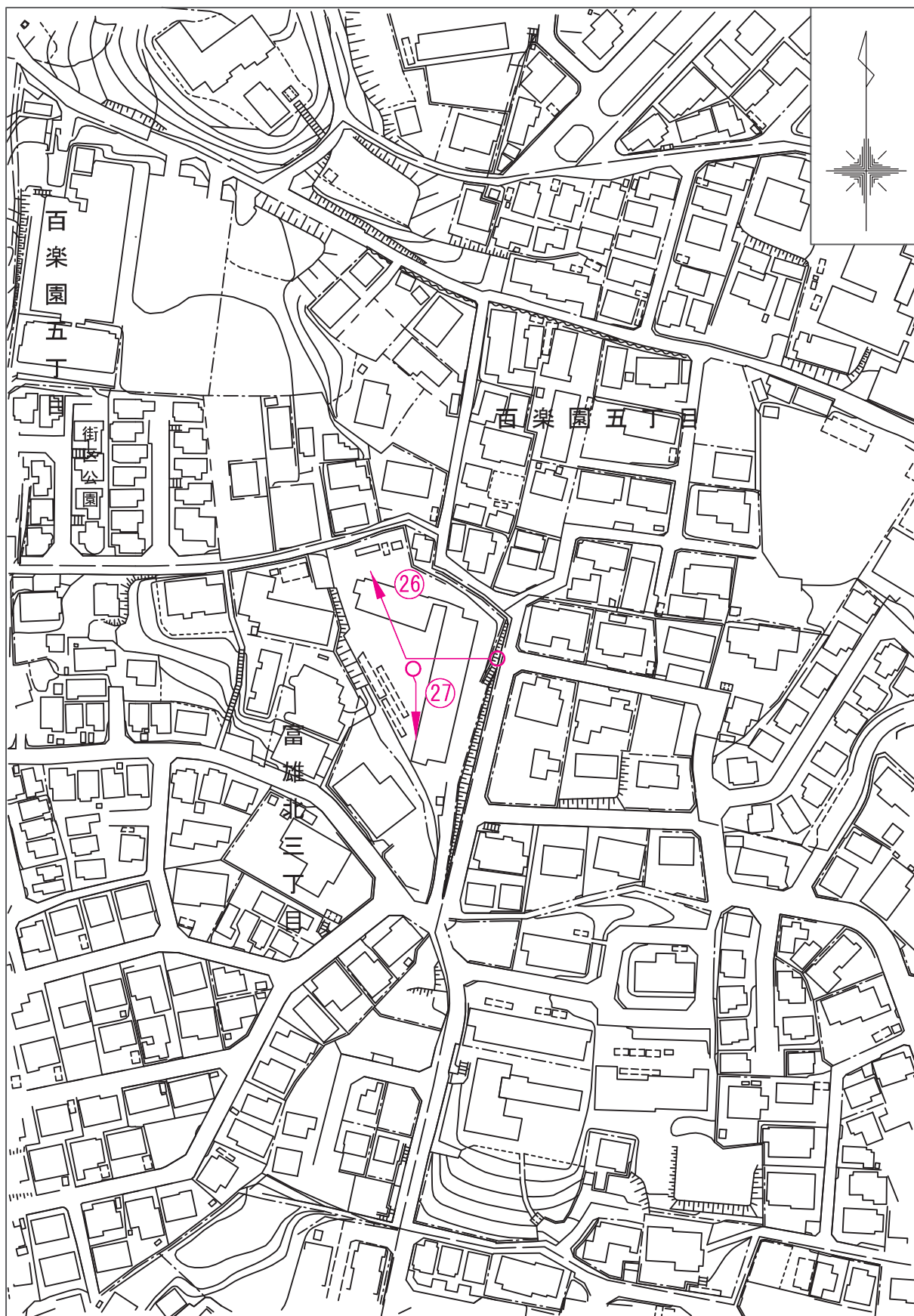
西部第1343号線

②7

西部第1344号線



認定しようとする路線

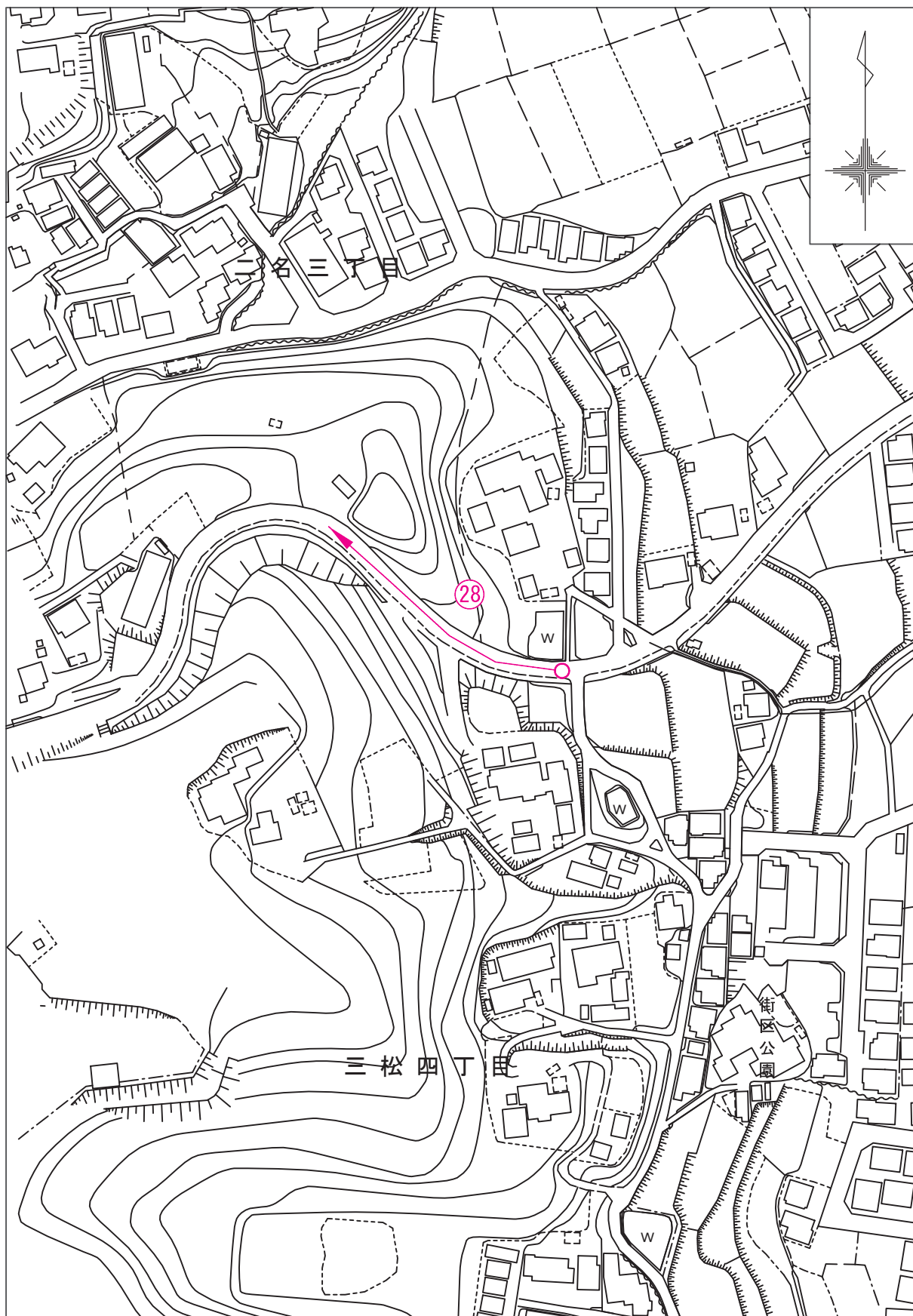


28

西部第1345号線



認定しようとする路線

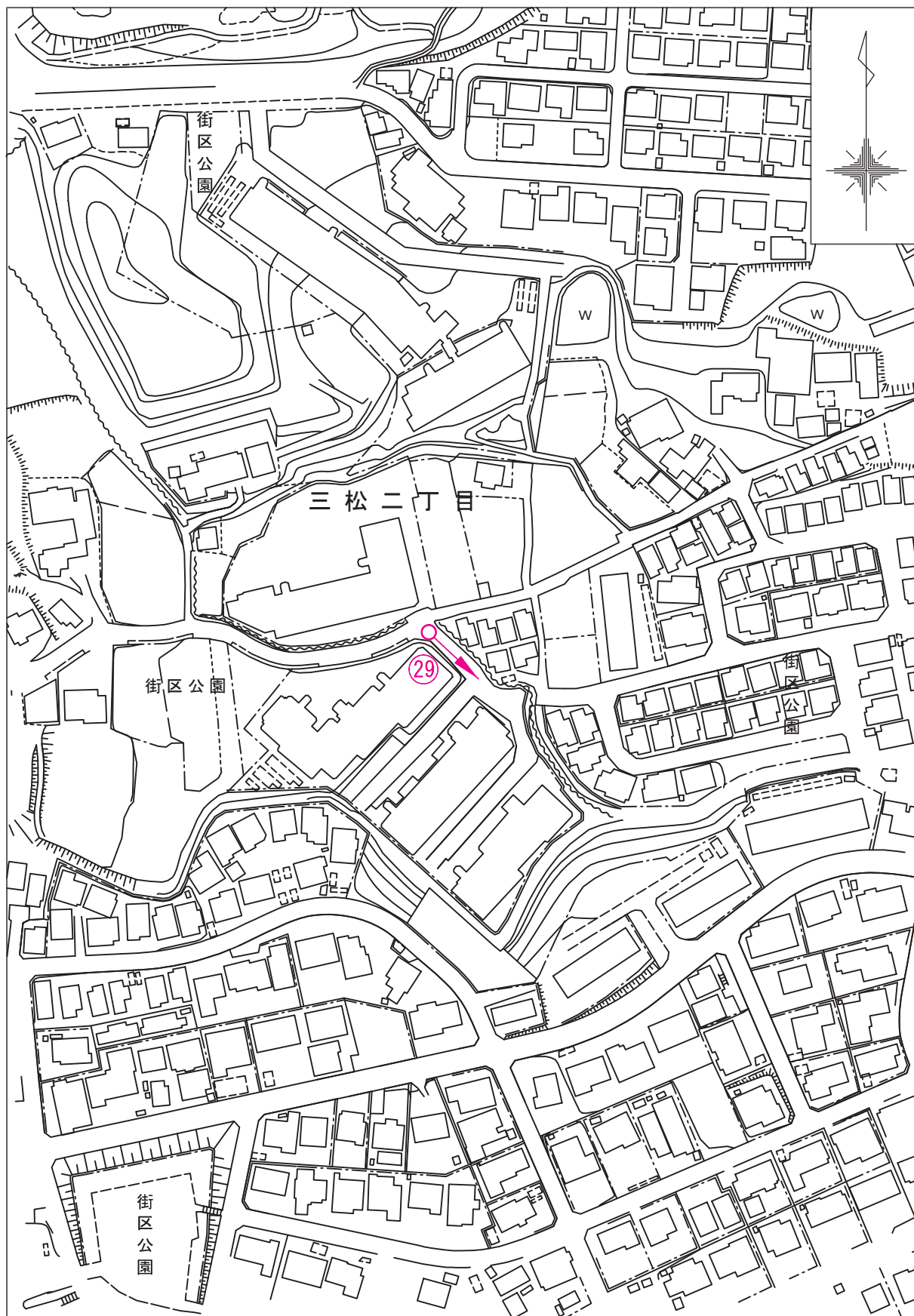


29

西部第1346号線



認定しようとする路線

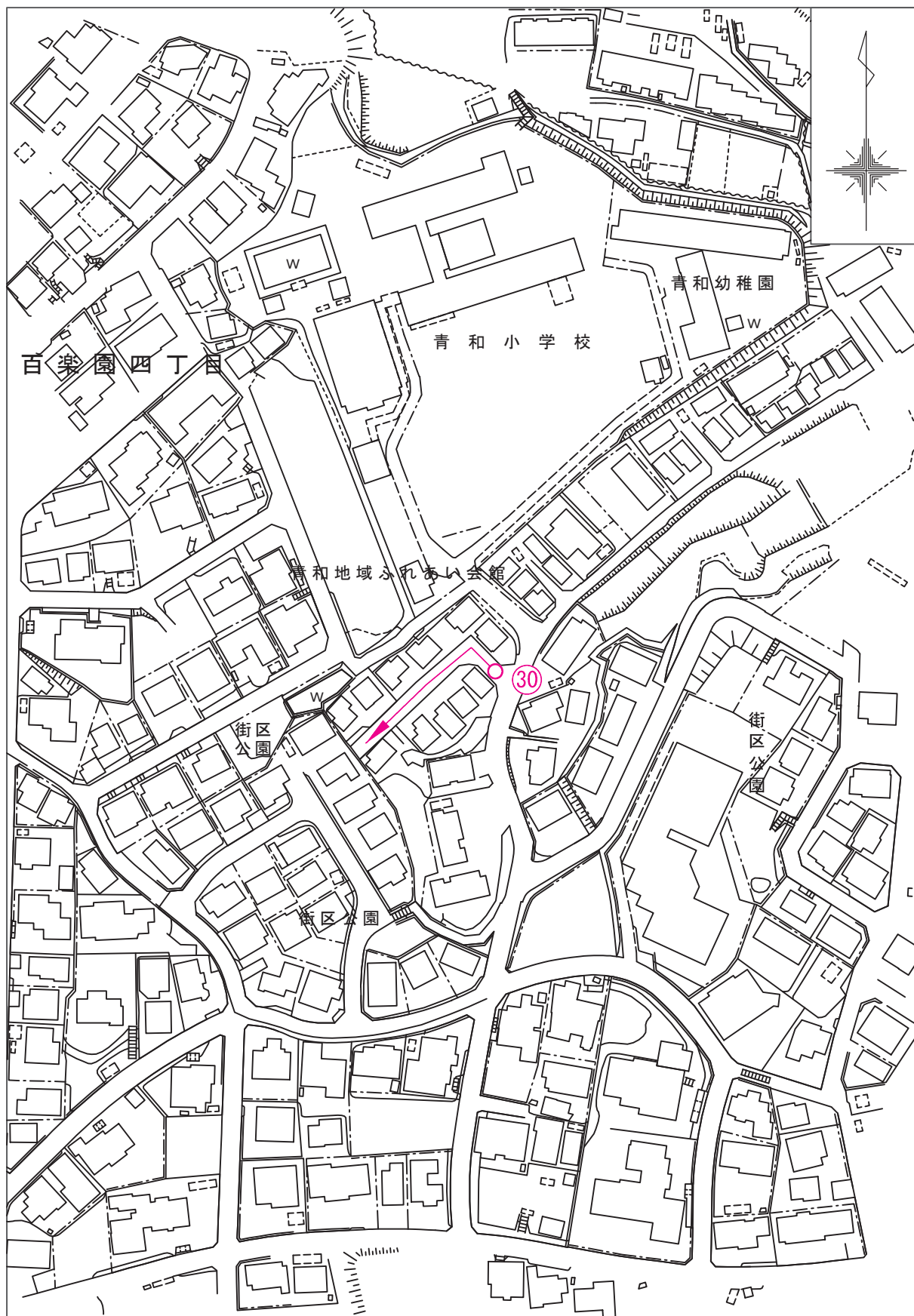


③⑩

西部第1347号線



認定しようとする路線

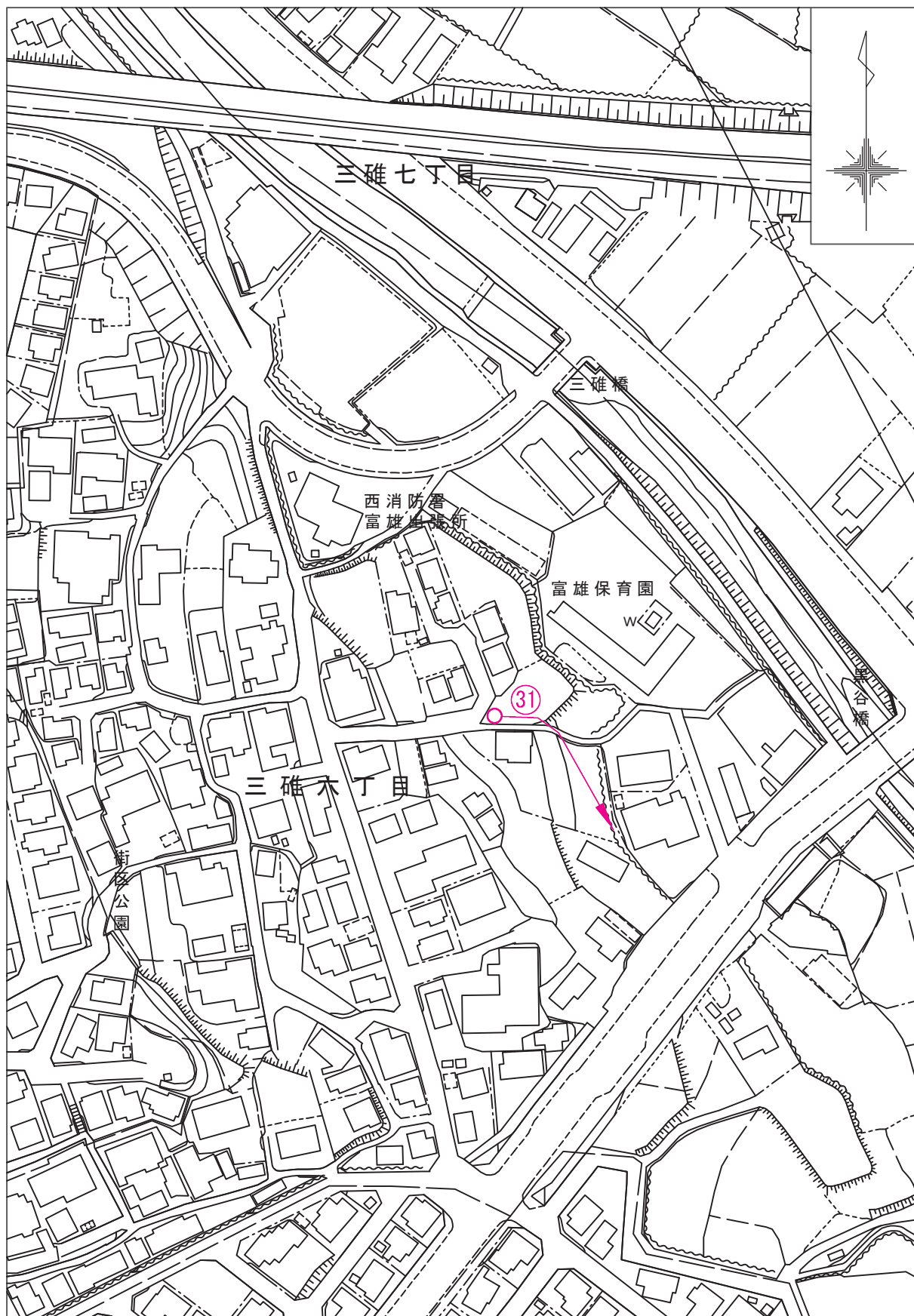


31

西部第1348号線



認定しようとする路線

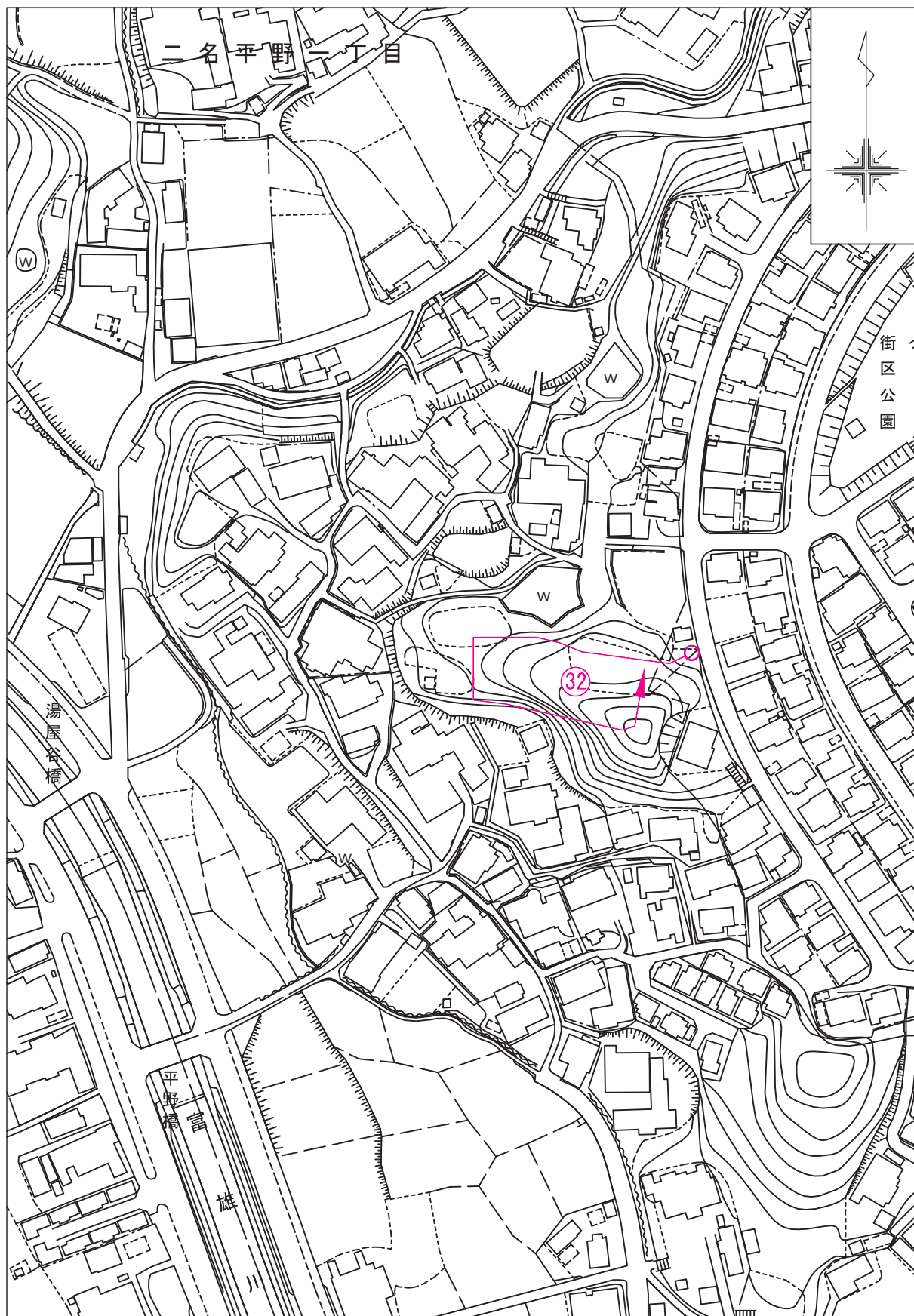


③2

西部第1349号線



認定しようとする路線

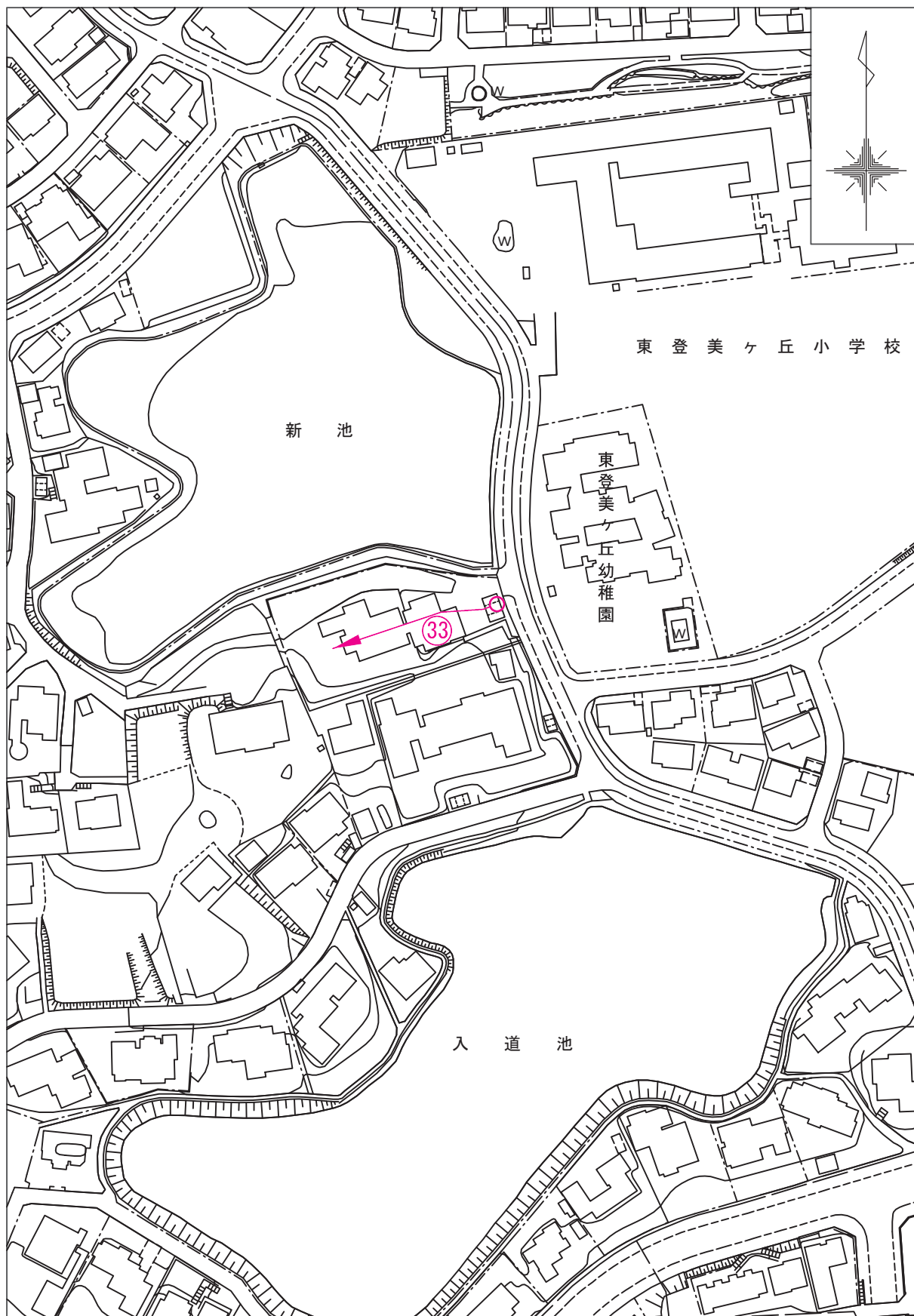


33

西部第1350号線



認定しようとする路線





認定しようとする路線

③④

西部第1351号線

③⑤

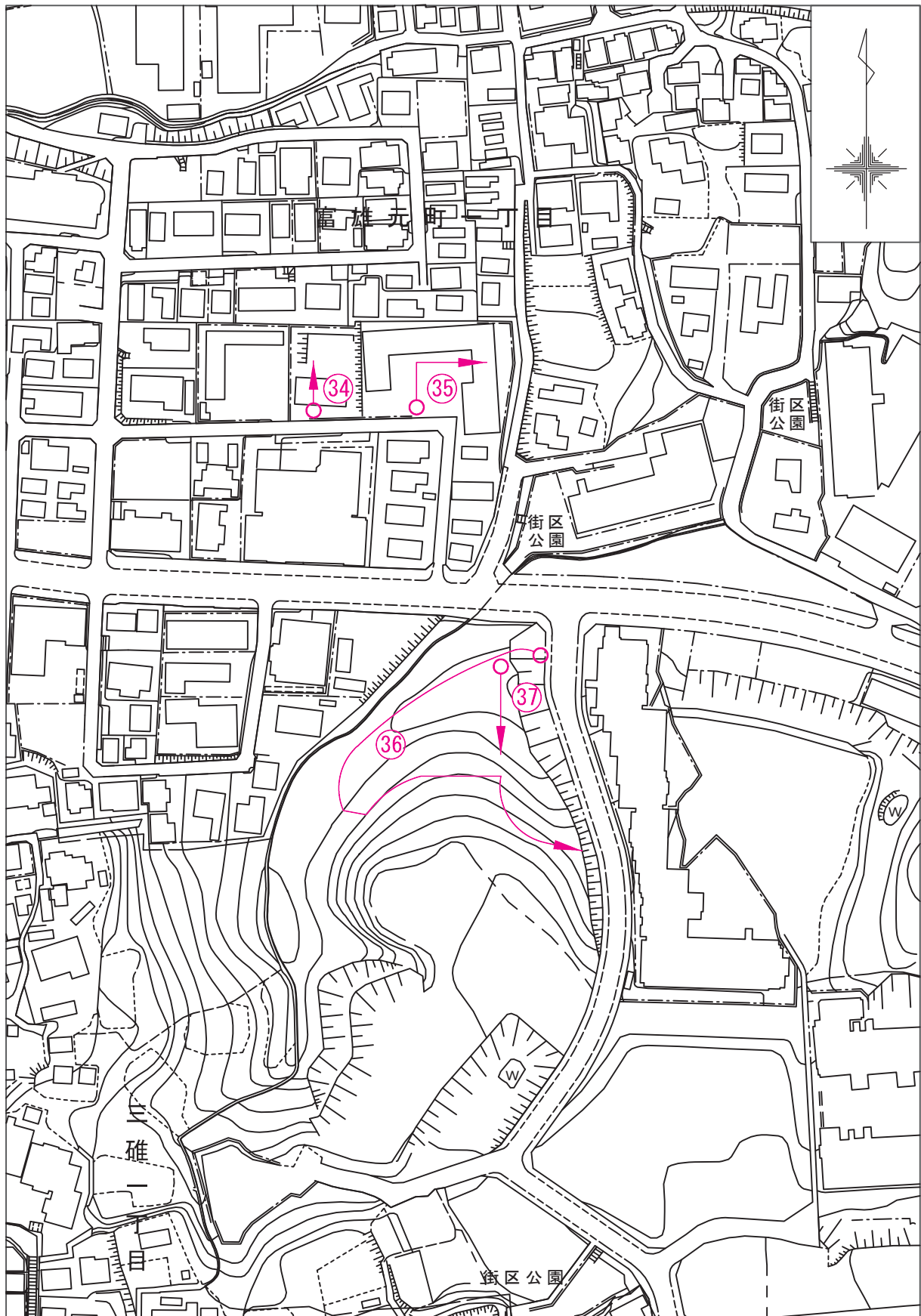
西部第1352号線

③⑥

西部第1353号線

③⑦

西部第1354号線

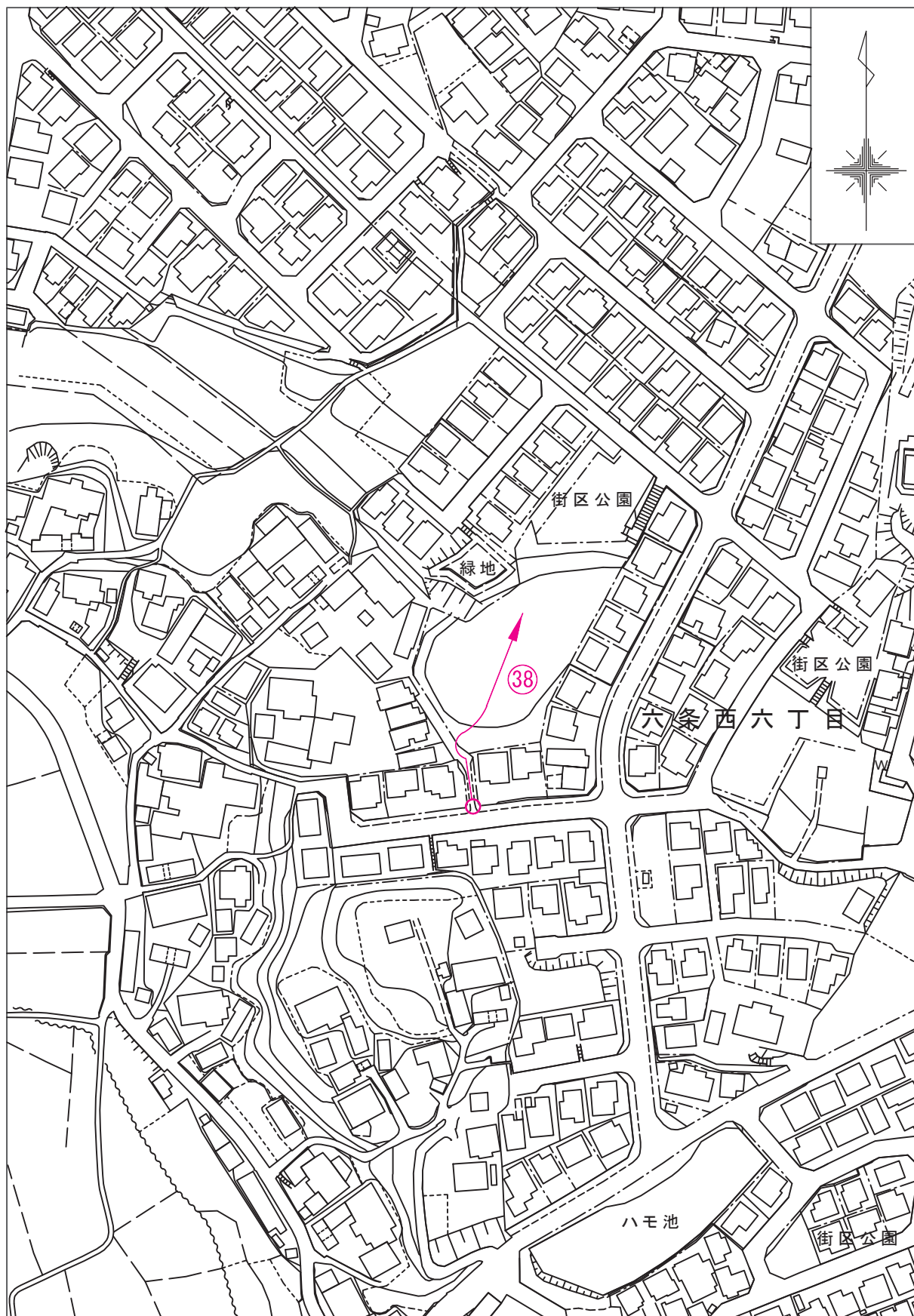


③⑧

西部第1355号線



認定しようとする路線



39

西部第1356号線



認定しようとする路線



④0

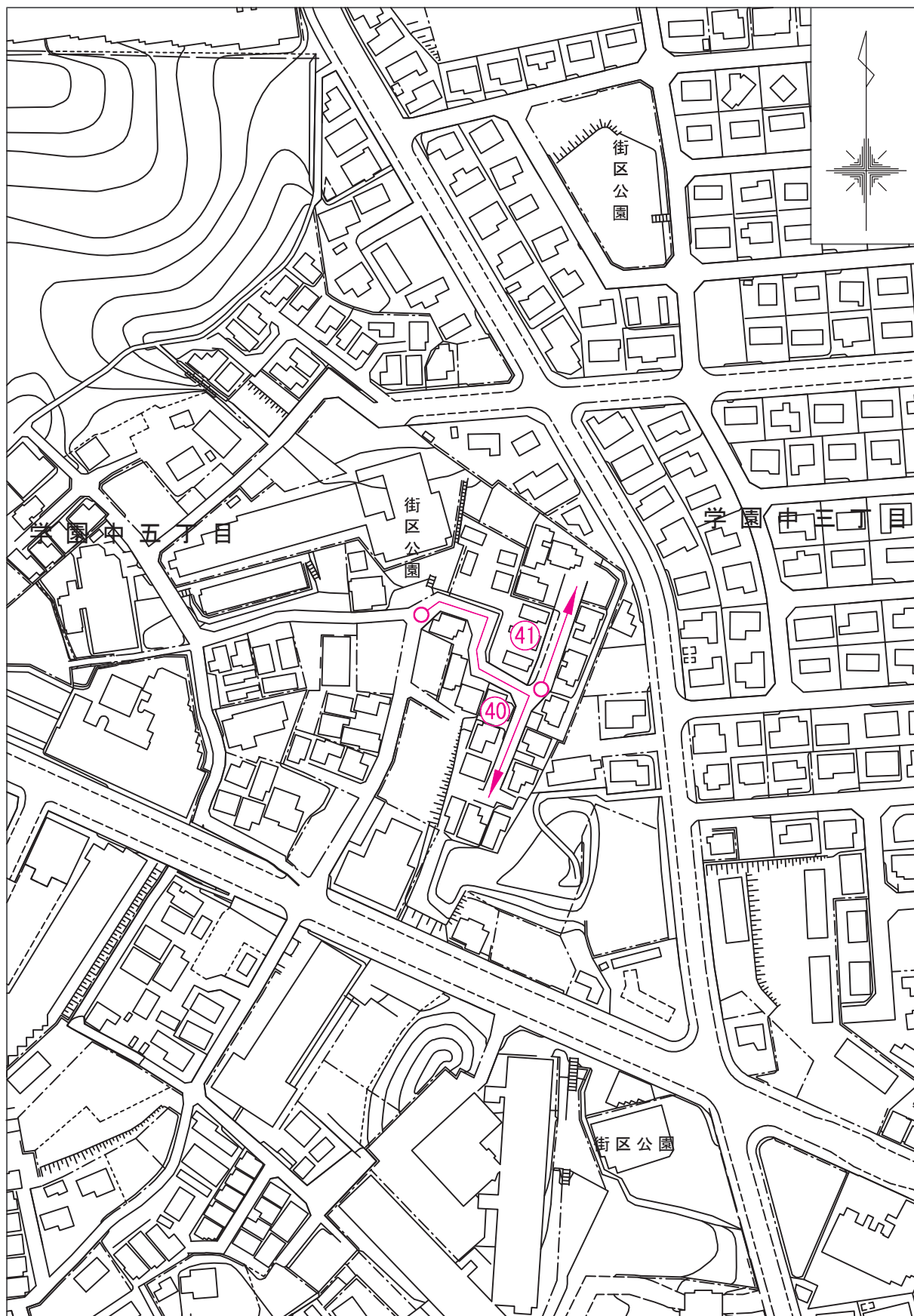
西部第1357号線

④1

西部第1358号線



認定しようとする路線



教育委員会の委員の任命について

教育委員会の委員のうち、杉江雅彦氏は、平成２６年３月３１日付けをもって、その任期が満了せられることに伴い、同氏を再び同委員会の委員に任命いたしたい。

よって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

平成26年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

住所

氏 名

すぎえ まさ ひこ
杉 江 雅 彦

履 歴 書

氏 名 杉 江 雅 彦

生 年 月 日 [REDACTED]

現 住 所 [REDACTED]

学 歴

[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
		[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

職 歴

[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
	[REDACTED]	[REDACTED]
		[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
		[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

固定資産評価審査委員会の委員の選任について

固定資産評価審査委員会の委員のうち、田邊章三氏は、平成 2 6 年 3 月 3 1 日付けをもって、その任期が満了せられることに伴い、同氏を再び同委員会の委員として選任したい。

よって、地方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定により議会の同意を求める。

平成 2 6 年 2 月 2 8 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

住 所 [REDACTED]

氏 名 田 邊 章 三

[REDACTED]

履 歴 書

氏 名 田 邊 章 三

生 年 月 日 [REDACTED]

現 住 所 [REDACTED]

学 歴

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

職 歴

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を問う。

平成 2 6 年 2 月 2 8 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

住 所	
氏 名	おお にし よし あき 大 西 義 明

履 歴 書

氏 名 大 西 義 明

生 年 月 日 [REDACTED]

現 住 所 [REDACTED]

学 歴

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

職 歴

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED]

履 歴 書

氏 名 河 野 良 文

生 年 月 日 [REDACTED]

現 住 所 [REDACTED]

学 歴

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

職 歴

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を問う。

平成26年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

[illegible]氏 名 やま で てつ じ
山 出 哲 史

履 歴 書

氏 名 山 出 哲 史

生 年 月 日 [REDACTED]

現 住 所 [REDACTED]

学 歴

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

職 歴

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED]